別記１

成　果　物　一　覧　表

１．各成果物の提出部数は、土地調書及び物件調書は２部とし、その他は、特記仕様書に別段の定めがないかぎり正副各１部とする。

２．成果物の一覧表は、次のとおりとする。特記仕様書に特段の定めをした場合及び「測量成果電子納品要領」による場合は、それに定める成果物を提出するものとする。

３．この共通仕様書に定める様式等で作成できないものについては、監督職員の指示を受けるものとする。

区分	業務	成果品の名称	様式等	備考
第３章関係及び第４章関係	地図の転写	転写図 地図の連続図	長期保存に耐える用紙 ポリエステルシート	
	土地登記記録の調査	土地の登記記録調査表（一覧） 土地の登記記録調査表 土地調査表 登記事項証明書	様式第８号の１ 様式第８号の２ 様式第９号	
	建物登記記録等の調査	建物の登記記録調査表（一覧） 建物の登記記録調査表	様式第 10 号の１ 様式第 10 号の２	
	権利者の確認調査	権利者調査表（土地） 権利者調査表（建物） 法人登記簿又は商業登記簿 相続関係説明図 墓地管理者調査表 墓地使用（祭し）者調査表	様式第 10 号の１ 様式第 10 号の２ 監督職員の指示する様式とする。	登記簿謄本又は抄本を添付する。 登記名義人が死亡している場合、監督職員が指示する範囲の相続関係を証する書類を添付する。 様式は、改葬の補償及び祭し料調査算定要領参照
	土地利用履歴等の調査	土壌汚染等に関する土地利用履歴等調査報告書 法令関係資料調査表 現況利用調査表 履歴等聞き取り調査表		土壌汚染に関する土地利用履歴等調査要領参照
	用地測量	土地境界立会確認書 用地実測図原図	様式第 12 号 ポリエステルシート 厚さ　＃500 大きさ　40cm×50cm	本規格により難い場合は、特記仕様書で指示する。
	用地測量	マイラー図	ポリエステルシート Ａ－300片面マット 0.9m×20m	距離に関する数字を除いて表示する。 実測平面図の大きさ及び測量距離により適宜裁断する。 距離に関する数字を除き、境界点、幅杭等を表示する。 実測平面図の大きさ及び測量距離により適宜裁断する。

		観測手簿または野帳 基準点網図 点の記 計算書 成果簿 境界点成果簿 境界測量精度管理表 面積計算書 土地調書添付図及び土地の所在を表す図面 土地実地調査書	Ａ４ Ａ全版 Ａ４ Ａ４ Ａ４ Ａ４ 国土交通省公共測量作業規程様式第1-31 Ａ４ 不動産登記規則に規定の様式による 監督職員指示様式	墨入れ不要 墨入れ不要 境界点（座標）には、適宜符合を関付し、略図を記載するものとする。 座標法による。 地積測量図及び土地所在図は、１部正、２部（土地所在図１部）複写とする。（面積計算を含む。）
第5章関係	土地評価	標準地評価調書（案） 取得地比準調書（案） 残地補償金算定調書（案）		調整価格を求める場合は、その算定表を含む。
第 6 章 関 係	木造建物調査・算定	建物等の配置図 木造建物調査表 木造建物数量計算書 平面図 立面図 木造建物推定再建築費計算書 屋根伏図 建具表 基礎伏図 標準断面図 各部仕上表 建物移転料算定表［再築工法］ 木造建物移転料算定表(曳家) 木造建物補修箇所調査表 建物移転料算定表［改造工法］ 建物移転料算定表［復元工法］ 建物移転料算定表［除却工法］ 木造建物解体直接工事費計算書 計画概要表（検討資料） 計画概要表 面積比較表 計画概要比較表	 様式第２号(その１) 様式第２号(その２) 様式第２号(その３) 様式第２号(その４) 様式第２号(その５) 様式第２号(その６) 様式第４号 様式第 13 号の１ 様式第 13 号の２ 様式第 13 号の３ 様式第 13 号の４	本規格により難い場合は、監督職員の指示する規格とする（以下この項同じ）。 建築設備位置図を含む。 様式は、木造建物調査積算要領参照 別記8 移転料等算定に定める様式 同上 同上 同上 同上 同上 同上 用地調査等業務共通仕様書に定める様式 同上 同上 同上
	非木造建物等調査算定（非木造建物、機	非木造建物調査・算定概要書 工事工程表	様式第３号	別記8 移転料等算定に定める様式 様式は､非木造建物調査積算要領

	械設備）	工事内訳明細書 数量計算書 構造計算書 〈建築図面〉 ①仕上表 ②面積表・求積図 ③配置図 ④平面図 ⑤立面図 ⑥断面図 ⑦矩計図 ⑧展開図 ⑨平面詳細図 ⑩部分詳細図 ⑪建具表 ⑫基礎伏図 ⑬床伏図 ⑭屋根伏図 ⑮軸組図 ⑯構造詳細図 ⑰基礎地中梁伏図 ⑱断面リスト ⑲基礎配筋図 ⑳各部配筋図 ㉑鉄骨詳細図 〈設備図面〉 ①電気設備図 ｲ.仕上表 ﾛ.配置図 ﾊ.受変電設備図 ﾆ.非常電源設備図 ﾎ.幹線系統図 ﾍ.動力設備系統図 ﾄ.動力設備平面図 ﾁ.弱電設備系統図 ﾘ.弱電設備平面図 ﾇ.防災等設備系統図 ﾙ.防災等設備平面図 ｦ.エレベーター、エスカレーター設備図 ﾜ.屋外設備図 ②給配水設備図 ｲ.仕上表 ﾛ.配置図 ﾊ.衛生設備系統図		及び別記8 移転料等算定に定める様式 構造診断及び解析を要する場合のみとする。 く体構造材の材積を統計数量値で求める場合は、概略構造図に代えるものとする。

		ﾆ.衛生設備配置図 ﾎ.消火設備系統図 ﾍ.消火設備配置図 ﾄ.汚物処理設備図 ﾁ.特殊設備図 ﾘ.各部分詳細図 ﾇ.屋外設備図 建物移転料算定表［再築工法］ 建物移転料算定表［改造工法］ 建物移転料算定表［復元工法］ 建物移転料算定表［除却工法］ 計画概要表（検討資料）用地 計画概要表 面積比較表 計画概要比較表 ③機械工作物 ｲ.機械配置図 ﾛ.生産工程図 ﾊ.基礎平面図 ﾆ.各部分詳細図 機械設備調査表 機械設備調査表 機械設備算定内訳書(総括表) 機械設備算定内訳書(復元工事費又は再築工事費) 機械設備算定内訳書(撤去費) 機械設備直接工事費明細書 機械設備据付工数等計算書 機械設備運搬台数計算書 機械設備見積比較表 機械設備図	様式第２号(その１) 様式第２号(その４) 様式第２号(その５) 様式第２号(その６) 様式第 13 号の１ 様式第 13 号の２ 様式第 13 号の３ 様式第 13 号の４	別記8 移転料等算定に定める様式 同上 同上 同上 用地調査等業務共通仕様書に定める様式 同上 同上 同上 非木造建物の設計書とは、分離して算定する。 様式は、機械設備調査算定要領参照
	生産設備の調査・算定	平面図、立面図、構造図、断面図その他補償額積算上必要とする図書	（Ａ０～Ａ３）	非木造建物等調査・積算に準じて、原則として総括表（調査・算定概要書）、工事内訳明細書、数量計算書、構造計算書（構造診断及び解析を要する場合のみ）を作成する。
	附帯工作物の調査・算定	附帯工作物調査表 附帯工作物補償額算定表 附帯工作物配置図 附帯工作物の詳細図 写真撮影方向図 その他補償額積算上必要とする		様式は、附帯工作物調査算定要領参照

		図面		
	庭園の調査・算定	庭園調査表 庭園移転料算定表	 様式第 7 号	様式は、附帯工作物調査算定要領及び立竹木調査算定要領参照 様式は､別記8 移転料等算定様式
	墳墓等の調査・算定	墓碑類調査表 改葬補償金算定書 祭し料算定書		特殊の形状等を有するもので個別積算を要する墳墓は、平面図、立面図等の数量を算定するに要する図面、数量計算書等を作成し、調査表に添付する。 様式は、改葬の補償及び祭し料調査算定要領参照
	立竹木の調査・算定	立竹木調査表 立竹木算定表 管理程度補正判定表		様式は、立竹木調査算定要領参照 同上 同上
第 7 章 関 係	営業の調査・算定	事業概況説明書 各種調査資料 売場及び工場配置図 設備機械器具調査表 第生産及び販売実績調査表 受注又は顧客動向調査表 在庫率及び回転率調査表 得意喪失調査表 移転広告費調査表 営業の権利調査表 固定資産及び流動資産調査表 営業休止補償金算定表 移転工法認定書 営業所及び営業概況書 営業補償方法認定書 移転工法別経済比較表 認定収益額算定表 固定的経費内訳表 固定的経費付属明細表 固定資産売却損補償内訳表 人件費内訳表 移転広告費内訳表 移転工程表 損益計算書比較表 限界利益率表	 様式第 8 号（その 1） 様式第 8 号（その 2） 様式第 8 号（その 3） 様式第 8 号（その 4-1） 様式第 8 号（その 4-2） 様式第 8 号（その 5） 様式第 8 号（その 6） 様式第 8 号（その 7） 様式第 8 号（その 8） 様式第 8 号（その 9-1） ～（その 9-5）	 別記8 移転料等算定に定める様式 別記8 移転料等算定に定める様式 同上 同上 別記8 移転料等算定に定める様式 同上 同上 同上 別記8 移転料等算定に定める様式 同上
	居住者調査	居住者調査表	様式第 14 号の 1 様式第 14 号の 2	
	動産の調査・算定	動産調査表		動産移転料調査算定要領参照

		動産移転料算定書		同上
	その他通常生ずる損失補償算定	仮住居補償金調査算定書 仮倉庫補償金調査算定書 家賃調査表 家賃減収補償金算定書 借家人補償金調査算定書 標準家賃単価算出表 移転雑費補償金算定書		仮住居等に要する費用に関する調査算定要領参照 同上 家賃減収補償調査算定要領参照 同上 借家人補償調査算定要領参照 同上 移転雑費算定要領参照
第8章関係	消費税等調査	消費税等調査表	様式第 15 号	当該調査表により難い場合は、適宜必要事項を記載した調査表を作成するものとする。
第9章又は第10章関係	予備調査又は移転工法案の検討	企業概要書 移転工法（計画）案検討概要書 移転工法（計画）各案の比較表 計画概要表（検討資料） 計画概要表 面積比較表 計画概要比較表	様式第 16 号の 1 様式第 16 号の 2 様式第 16 号の 3 様式第 13 号の 1 様式第 13 号の 2 様式第 13 号の 3 様式第 13 号の 4	平面（間取り）の各案
第11章関係	再算定又は再調査	再算定又は再調査に関する調査・算定表		再算定又は再調査内容に応じた様式とする。
第12章関係	補償説明	補償説明記録簿	様式第 17 号　外	
第13章関係	事業認定申請図書等の作成	事業認定申請書（案）		事業認定を申請するに当たっての申請書、添付図書、その他必要図書とする。
		裁決申請書（案） 明渡裁決申立書（案） その他参考となる書類		裁決申請に当たっての申請書及びその他必要図書とする。 明渡裁決申立に当たっての申立書及びその他必要図書とする。 裁決申請及び明渡裁決申立に当たって、作成、整理しておく必要がある参考書類

第14章関係	地盤変動影響調査等	建物等調査一覧表 建物等調査書 損傷調査書 建物等の費用負担額算定書 補償説明記録簿 費用負担説明業務状況総括表	様式第17号 様式第18号	様式は、地盤変動影響調査算定要領参照
第15章関係	その他の業務の調査及び補償額の算定	その他の業務の調査表 補償額の算定表		業務の種類に応じた適切な様式とする。 業務の種類に応じた適切な様式とする。
第16章関係	写真台帳の作成	写真台帳	A4市販ファイル	成果物は、正をPDFデータ（他の電子データと共に格納）とする。 ・カラーフィルムによる場合 副は現像した写真をファイリングしたものとする。ネガは市販のネガファイルに収納し、業務名等を記載して提出すること。 ・デジタルカメラによる場合 副はカラープリンターにより印刷した紙媒体をファイリングしたものとする。 写真データはJPEG形式により、CD-R又はDVD-Rに格納して提出すること。 ただし、地盤変動影響調査の場合においては、デジタルカメラ対応改ざん防止メディアにて提出すること。
第17章関係	土地調書及び物件調書の作成等	土地調書 物件調書	様式第19号 様式第20号	

別記２

精 度 監 理 審 査 細 目 書

１　非木造建物、特殊建築物の場合（例）

項　　目	審　　査　　内　　容
１　建 物 調 査	建物調査は、精度監理業務の適確な実施のための基礎的前提条件であることに鑑み、通常妥当と認められる移転先地に通常妥当な移転工法によって移転するのに必要な補償額を適正に算定するため、土地と建物の関係位置、構造、用途及び機能の概要を現地で確認する。 審査方法 ①　建物配置図による現地確認 ②　建物設計図（一般図、構造図）による構造、部材の確認。（残地に存する移転対象建物を含む。） ③　機械設備等の配置図による建物以外の物件についての敷地内の配置状況の確認
２　補償の具体的妥当性	補償の具体的妥当性を次に掲げる(1)～(6)に従って検討するに当たっては、下記の①～④に示された補償基準への適合性に十分留意するものとする。 ①　建物の移転に伴い、建築基準法その他の法令の規定に基づき必要となる構造等の施設の改善費用（法令施設改善費用）の運用益損失額は、既存不適格物件においては補償できるという観点 ②　移転工法等が運用方針第１６第１項(５)及び(６)各号に合致し、かつ別途定めている補償額算定上の留意事項に基づき適正に行われているかという観点 ③　建物の移転補償は、従前の価値・機能を復元するとする考え方から、当該建物の経過年数及び維持保存の状況を考慮して算定するという観点 ④　工事期間の設定は、仮住居補償、営業補償等の損失補償の算定に不可欠の要素であり、その期間を適正に算定する必要があるという観点
(1)　工事施工方法	①　仮設工事の妥当性 ②　使用する建設機械器具の適否 ③　くい地業の必要性
(2)　構造計算	①　基礎の規格及び安全性 ②　くい地業施工の妥当性 ③　使用コンクリート、使用鉄筋、使用鉄骨の適否 ④　構造計算書の審査
(3)　数量計算	数量計算書の数量計算方法、ロス率、労務工数（仕上表と各図面の照合及び図面に表示された規格、寸法、構造、数量の審査を含む。）
(4)　再使用材等	移転工法別の再使用材、補足材、発生材及び廃材処分の積算方法の妥当性
(5)　価　　額	①　工事費内訳明細書の積算方法（注） ②　置換材の機能的、経済的同一性 ③　諸経費率 （注）　労務単価、資材単価、合成単価、仕様書への適合性、見積書の内容の適否、聞き込み価額の場合のその根拠等に特に留意すること。
(6)　工事期間	①　工事工程表に記載された施工順序及び各工事工程 ②　総合工事期間

2　機械設備の場合（例）

項　　目	審　　査　　内　　容
1　機械設備調査	機械設備調査は、通常妥当な移転工法によって移転するのに必要な補償額を適正に算定するための前提条件であるのみではなく、営業補償に関連して重要な判断要素となることに鑑み、敷地と建物の関係位置、レイアウト、主要機械の用途及び機能を現地で確認する。 審査方法 ①　機械設備図による現地確認 ②　機械設備調査表による機械名、数量、取得年月、仕様、製造所名、形状・寸法、質量、基礎寸法・設置状況等の確認 ③　フローチャートによる生産工程の確認 ④　その他重要な特殊事情についての確認
2　補償の具体的妥当性	補償の具体的妥当性を次に掲げる(1)～(5)に従って検討するに当たっては、下記の①～④に示された補償基準等への適合性に十分留意するものとする。 ①　機械設備の移転に伴い公害防止法基準、消防法その他の法令の規定に基づき必要となる性能向上等の設備の改善費用（法令施設改善費用）の運用益損失額は、既存不適格物件においては補償できるという観点 ②　機械設備は原則として復元とするが、再築とする場合には、十分な検討に基づいて公正妥当な判断をしているか否かの観点 ③　復元とする場合の補償は、機械設備の復元工事費に解体処分費を加算し、売却価格を控除して算定するという観点 　また、再築とする場合の補償は、機械設備の現在価額に運用益損失額と解体処分費を加算し、売却価格を控除して算定するという観点 ④　工事期間の設定は、営業補償の算定に不可欠の要素であり、その期間を適正に算定する必要があるという観点
(1)　工事施工方法	①　再築機械について、再築とした理由の妥当性 (a)　物理的に復元不可能かどうか。 (b)　公共性の観点あるいは当該企業の事情から、許容限度を超える休業日数を必要とするか。 (c)　経済比較の内容は妥当であるか。 　総合的検討に基づく判断が適正であるか。 ②　機械復元に使用した機械器具の適否 ③　機械基礎の杭地業等の必要性の有無 ④　歩掛が適正かどうか。根拠が明示され適用に誤りはないか。
(2)　数量計算書	数量計算方法、ロス率、歩掛、係数（雑材料等）の審査（図面と照合し、数量計算を含む。）
(3)　発生材等	発生材・発生品に対する処理の妥当性
(4)　価　　額	①　工事費内訳明細書の積算方法 ②　再築機械の場合には、機能的・経済的同一性 ③　諸経費率
(5)　工事期間	工事工程の妥当性（機械の種類や製品によって試運転調整に相当長期間を必要とし、休業日数査定に大きく影響するのでこの点の検討がなされているか。）

3　非木造建物、特殊建築物及び機械設備以外のものの場合、監督職員が別途指示するところによる。

別記３　　別紙９

実 測 平 面 図 作 成 要 領

（１）実測平面図表示記号

区　分	記　号		記号の表示の方法又は図例
	形状及び大きさ	線幅及び線色	
中　心　杭	3.0mm	黒　0.2	
中心杭番号	No. 5　2. 0 mm	黒　0.2	
用地杭及び起業地の境界	2.0	赤　0.15	
大字の境界	1.0 1.0 5.0	黒　0.35	
字の境界	2.0 3.0	黒　0.35	字名は 4.5mm 直立線等線体で表示すること。
土地の境界		黒　0.15	
土地の境界接点(境界標なし)	1.0	黒　0.15	用地実測図原図にのみ表示し、面積計算書と同一番号を併記する。
土地の境界標 イ 石　杭	2.0 2.0	黒　0.15	測量に係る土地を取得し、又は使用するに当たり、分筆を要するものでありかつ当該土地に左に掲げる境界標がない場合においては、当該境界に代えて当該土地のうち取得し、又は使用する部分にそれ以外の部分との境界に存する適宜の境界点と近傍の恒久的地物(幅杭を含む)との距離、角度等の位置関係を記載するものとする。
ロ コンクリート杭		黒　0.15	
ハ 合成樹脂杭		黒　0.15	
ニ 不 銹 杭 鋼		黒　0.15	
一筆内の異なる権利の境界	0. 8	緑　0.10	
一筆内の異なる地目の境界		緑　0.10	
一筆内の異なる占有者の境界		茶　0.15	
地　番	アラビア数字 左横書 字の高さ　2.0 字の間隔　2.0	黒　0.15	
同一所有者記号		黒　0.10	
所有者等の氏名	左横書 正方形直立等線体 字の大きさ　2.5 字の間隔　1.0	黒　0.15	

区　分	記　　号		記号の表示の方法又は図例
	形状及び大きさ	線幅及び線色	
	やむを得ないときは縦書とする。		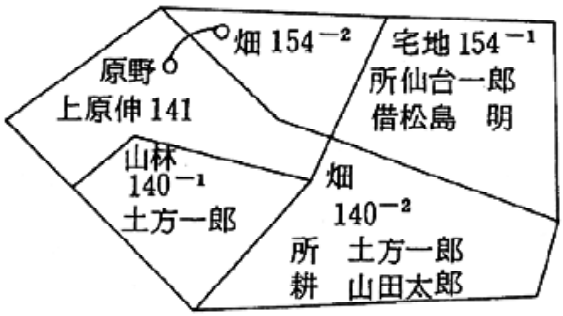
地　　目	字の大きさ　2.5 字の間隔　2.5 以内	黒　0.15	
三斜線(底 辺)		赤　0.10	
三斜線(垂 線)		赤　0.10	
流 水 の 方 向		青　0.10	
建物・工作物	木　造	茶　0.15 ～ 0.35	無壁舎(側壁のない建物及び温室等)は破線をもって表示すること。
	非木造	茶　0.35	表示は外側真形とする。
主 な 工 作 物	配電線路 (E) 1.5mm	茶　0.15	柱の正位置に表示する。
	送電線路	茶　0.15	外枠は支持物の敷地の実測 内枠は支持物の基礎を表示
	通信線路 (T) 1.5mm	茶　0.15	柱の正位置に表示する。
	鉄道･軌道 (K) 〃	茶　0.15	
	その他 (A) 〃	茶　0.15	
	井　戸 (井) 2.0mm	茶　0.15	
	肥料槽 (肥) 〃	茶　0.15	
	貯水槽 〃	茶　0.15	
工　事　名			
箇　所　名	縦　6.5 cm		
測量年月日		黒	
縮　　尺	横　10.0 cm		
請 負 者 等			

工事名			
箇所名			
縮尺		図面番号	
測量年月日	年　月　日		
請負者			
調査者	計算者	検査者	照合者
印	印	印	印

（２）用地平面図表題様式

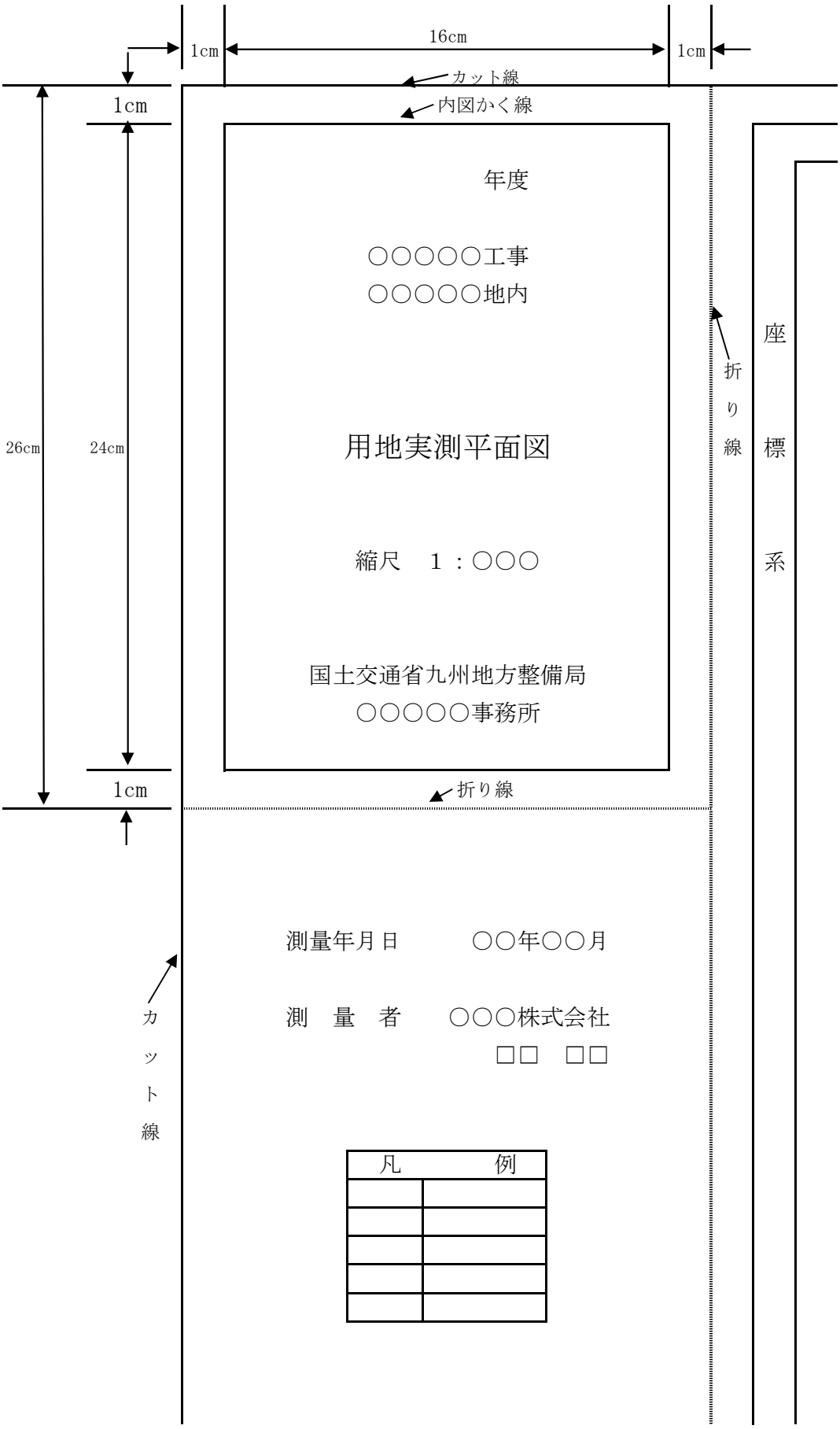
1cm
16cm
1cm
カット線
1cm
内図かく線
年度
○○○○○工事
○○○○○地内
用地実測平面図
縮尺　１：○○○
国土交通省九州地方整備局
○○○○○事務所
26cm
24cm
1cm
折り線
折り線
座標系
カット線
測量年月日　○○年○○月
測　量　者　○○○株式会社
□□　□□
凡　例

別記４　　別紙１０

土地調書添付図等作成要領

番号	区　分	作　　成　　要　　領
1	土地調書添付図	(1)　土地調書添付図は、共通仕様書第５９条及び第６０条第１項に規定の面積計算表及び用地実測平面図に基づき１筆ごとに正本１部及び写し２部を作成すること。 (2)　土地調書添付図は、不動産登記規則に規定の様式に準じて、ＪＩＳ規格Ｂ列４判の強靭な用紙を用いて作成すること。 (3)　土地調書添付図は、別に監督職員の指示による場合を除き土地実測平面図と同一の縮尺により作成すること。 (4)　土地調書添付図には、方位、地番、隣地の地番並びに地積及び求積の方法を記載すること。 (5)　残地についての求積も行うこと。 (6)　土地調書添付図には、土地の筆界に境界標があるときはこれを記載すること。 　この境界標を表示するには、境界標の存する筆界点に符号を付し、適宜の箇所にその符号及び境界標種類を記載すること。 (7)　土地調書添付図には、土地の筆界に境界標がないときはその土地の位置関係を明らかにするため適宜の境界点について、恒久的地物（幅杭を含む。）からの距離、角度その他監督職員の指示する事項を記載すること。 (8)　土地調書添付図は、０．２ミリメートルないし０．３ミリメートル以下の細線で鮮明に作成すること
2	土地の所在を表す図面	(1)　土地の所在を表す図面は、共通仕様書第４８条の地図に基づき１筆ごとに正本１部及び写し１部を作成すること。 (2)　土地所在図は、不動産登記規則に規定の様式に準じて、ＪＩＳ規格Ｂ列４判の強靭な用紙を用いて作成すること。 (3)　土地の所在を表す図面には、方位、形状及び隣地の地番を記載すること。 (4)　土地の所在を表す図面は、０．２ミリメートル以下の細線で鮮明に作成すること。
3	土地実地調査書	(1)　土地実地調査書は、原則として１筆ごとに正本１部及び写し１部を作成すること。ただし、同一地権者で隣接する土地の場合は複数筆をまとめて作成することもできる。 (2)　土地実地調査書は、管轄法務局指定の様式により作成するものとし、作成方法は監督職員の指示によるものとする。 (3)　画像情報は、全景や接近画像などにより、筆界・分筆線・基準点・引照点などが確認できるように作成すること。

附録第3号様式

参考添付

土　地　実　地　調　査　書

土地

以下のとおり調査したものであり，記載内容は事実に相違ない。

年　　月　　日

官公署の長　　電子署名又は職印

（担当者の職氏名　　）

電話番号

01　登記の目的

申請番号	事件名	
	□表題　□分筆　□合筆　□所在　□地目　□地積　□地図訂正 □地積測量図訂正　□土地所在図訂正　□その他（　　）	□変更 □更正
	□表題　□分筆　□合筆　□所在　□地目　□地積　□地図訂正 □地積測量図訂正　□土地所在図訂正　□その他（　　）	□変更 □更正

02　調査した土地　（表題登記以外は，申請前の状況を記載すること。）

申請番号	所　在	地　番	地　目	地　積 ㎡	第三者の権利の有無	利用状況	地積測量図の有無
					□有 □無		□有 □無
					□有 □無		□有 □無
					□有 □無		□有 □無
					□有 □無		□有 □無

03　所有権登記名義人等

地　番	所有権登記名義人（□立会人）	
	住所 （登記記録と異なる場合）	
	氏名	
	本人確認方法	□運転免許証　□個人番号カード　□面識有り　□その他（　　）
	持分	□単有　□共有（持分　　）
	連絡先（電話番号等）	
	立会人	
	住所	
	氏名	
	本人確認方法	□運転免許証　□個人番号カード　□面識有り　□その他（　　）
	所有権登記名義人との関係	□親族（　　）　□管理者（　　）□代表者　□その他（　　）
	連絡先（電話番号等）	
	立会・確認状況等	年　月　日　立会・確認

附録第3号様式

地　番	所有権登記名義人（□立会人）	
	住所 （登記記録と異なる場合）	
	氏名	
	本人確認方法	□運転免許証　□個人番号カード　□面識有り　□その他（　　）
	持分	□単有　□共有（持分　　）
	連絡先（電話番号等）	
	立会人	
	住所	
	氏名	
	本人確認方法	□運転免許証　□個人番号カード　□面識有り　□その他（　　）
	所有権登記名義人との関係	□親族（　　）□管理者（　　）□代表者　□その他（　　）
	連絡先（電話番号等）	
	立会・確認状況等	年　月　日　立会・確認
地　番	所有権登記名義人（□立会人）	
	住所 （登記記録と異なる場合）	
	氏名	
	本人確認方法	□運転免許証　□個人番号カード　□面識有り　□その他（　　）
	持分	□単有　□共有（持分　　）
	連絡先（電話番号等）	
	立会人	
	住所	
	氏名	
	本人確認方法	□運転免許証　□個人番号カード　□面識有り　□その他（　　）
	所有権登記名義人との関係	□親族（　　）□管理者（　　）□代表者　□その他（　　）
	連絡先（電話番号等）	
	立会・確認状況等	年　月　日　立会・確認
地　番	所有権登記名義人（□立会人）	
	住所 （登記記録と異なる場合）	
	氏名	
	本人確認方法	□運転免許証　□個人番号カード　□面識有り　□その他（　　）
	持分	□単有　□共有（持分　　）
	連絡先（電話番号等）	
	立会人	
	住所	
	氏名	
	本人確認方法	□運転免許証　□個人番号カード　□面識有り　□その他（　　）
	所有権登記名義人との関係	□親族（　　）□管理者（　　）□代表者　□その他（　　）
	連絡先（電話番号等）	
	立会・確認状況等	年　月　日　立会・確認

04　登記原因及びその日付

申請番号	地　番	原因日付	原因	登記原因及びその日付の具体的判断理由

附録第3号様式

05　調査資料・証言・事実等

資料等区分	資料等番号	資料等名
登記所資料		□ 土地登記記録
		□ 土地閉鎖登記記録・閉鎖登記簿
		□ 建物登記記録
		□ 建物閉鎖登記記録・閉鎖登記簿
		□ 地図（　　）
		□ 地図に準ずる図面（　　）
		□ 閉鎖地図及び閉鎖地図に準ずる図面
		□ 地積測量図・土地所在図
		□ 筆界特定関係資料等
		□ 旧土地台帳
		□ 旧土地台帳附属地図（和紙公図）
		□ 基準点成果
		□ その他（　　）
		□ その他（　　）
官公署等資料		□ 台帳申告書写し
		□ 地籍図等
		□ 国土調査等関係資料
		□ 道路台帳
		□ 道路台帳附属地図
		□ 道路境界確定図等
		□ 法定外公共物確定協議書等
		□ 公共用地払下げ図面等
		□ 河川法の適用河川境界承認図等
		□ 換地確定図
		□ 戦災復興区画整理図
		□ 空中写真
		□ 農業委員会の許可書等
		□ 基準点成果
		□ その他（　　）
		□ その他（　　）
その他の事実等		□ 地形地物：段差・石垣・のり地・崖・沢・道路・水路・尾根・谷・その他
		□ 工作物：境界標識・土留め・ブロック塀・コンクリート擁壁・その他
		□ 筆界確認書，立会証明書等
		□ 売渡図面
		□ 承諾書
		□ 証言（証言者　　）
		□ その他（　　）
		□ その他（　　）

06　資料・証言・事実等の分析

資料等番号	地　番	分析手法，分析結果その他必要な事項	
		作成年月日	〇年〇月〇日
		求積方法	□座標法　□三斜法　□その他（　　）
		作成年月日	〇年〇月〇日
		求積方法	□座標法　□三斜法　□その他（　　）
		証言者	

附録第3号様式

07　現地の状況				□別紙のとおり
点名	境界標		確認の状況	
		□新設 □既存 □復元 □入替え		
遠景	撮影年月日 備　　考		近景	撮影年月日 備　　考
点名	境界標		確認の状況	
		□新設 □既存 □復元 □入替え		
遠景	撮影年月日 備　　考		近景	撮影年月日 備　　考
点名	境界標		確認の状況	
		□新設 □既存 □復元 □入替え		
遠景	撮影年月日 備　　考		近景	撮影年月日 備　　考
点名	境界標		確認の状況	
		□新設 □既存 □復元 □入替え		
遠景	撮影年月日 備　　考		近景	撮影年月日 備　　考
その他 必要な事項				

附録第3号様式

08　地域区分・精度区分

地域区分	□市街地地域（甲２まで）　□村落・農耕地域（乙１まで）　□山林・原野地域（乙３まで）
地図等の精度区分	□甲１　□甲２　□甲３　□乙１　□乙２　□乙３　□なし

09　筆界位置の計測

基　準　点　測　量　等

測地系	□世界測地系　□変換パラメータ（　　）　□任意座標（　　）
使用機器	□TS　□GNSS　□その他（　　）
観測方法	□放射　□結合　□閉合　□交会　□単回　□対回　□平均　□その他（　　） □スタティック　□短縮スタティック　□RTK　□ネットワーク型RTK　□その他（　　）
観測日	年　月　日　～　年　月　日

	点　名	等級・種別	標　識
使用した基本三角点等			

	点　名	名称・種別	標　識
補助基準点			

	点　名	名称・種別	地物の名称
恒久的地物			

遠景	撮影年月日 備　　考	近景	撮影年月日 備　　考

基本三角点等に基づく測量ができない理由	

一　筆　地　測　量

使用機器	□TS　□GNSS　□その他（　　）
観測日	年　月　日　～　年　月　日

	地　番	登記地積 ㎡	実測面積 ㎡	較　差 ㎡	公　差	地積更正の要否
求積・誤差の許容限度の検証						□要　□否
						□要　□否

10　補足・特記事項

（※各欄における記録事項を補足すべき事項等を記録する。）

11　画像情報　　□別紙のとおり

撮影年月日 備　　考	撮影年月日 備　　考

12　調査図（現地案内図等）　　□別紙のとおり

調査図番号（　　）	タイトル	

別記５

土 地 評 価 業 務 処 理 要 領

（総則）

第１条　この要領は、九州地方整備局の直轄の公共事業に必要な土地等の取得等に伴う土地評価業務（以下「評価業務」という。）に適用するものとする。

（評価業務の内容）

第２条　評価業務の内容は、次の各号に定める業務とする。

一　標準地評価調書（案）の作成に関する業務
二　取得地比準調書（案）の作成に関する業務
三　残地補償金算定調書（案）の作成に関する業務
四　調整価格の算定に関する業務

（標準地評価調書（案）作成）

第３条　標準地評価調書（案）作成業務は、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準（平成１３年１月６日国土交通省訓令第７６号）第２章第１節、建設省の直轄の公共事業の施行に伴う損失補償基準の運用方針（昭和３８年４月１３日建設省発計第１８号）第１及び第１の２、建設省の直轄の公共事業の施行に伴う損失補償取扱要領（平成１１年３月２９日建設省経整発第２３号）第２条、土地評価事務処理細則（昭和６２年１月８日建設省経整発第３号）、その他監督職員の指示する関係諸規定（以下「土地評価関係規程」という。）に基づき、次の各号に掲げる業務について行うものとする。

一　用途地域及び同一状況地域の区分
二　同一状況地域に係る標準地の選定
三　取引事例等土地評価貸料の選定
四　標準地の評価
五　標準地評価調書（案）作成
六　その他監督職員の指示すること

２　請負者は、前項の業務（ただし、土地の鑑定評価については、発注者が徴するものとする。）を行うに当たっては、監督職員と協議し、監督職員の指示を受けて実施するものとする。

３　標準地評価調書（案）の作成に係る主要な様式は、別添１のとおりとする。

（取得地比準調書（案）作成）

第４条　取得地比準調書（案）作成の業務は、土地評価関係規程に基づき、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一　取得地の個別的要因の調査及び分析
二　取得地の標準地に対する個別的要因格差率による比準価格の算定
三　取得地比準調書（案）作成
四　その他監督職員の指示すること

２　請負者は、前項の業務を行うに当たっては、あらかじめ監督職員と取得地に係る地域の種別、標準地の個別的要因その他必要な事項について協議し、監督職員の指示を受けて実施するものとする。

３　取得地比準調書（案）作成の主要な様式は、別添２のとおりとする。

（残地補償金算定調書（案）作成）

第５条　残地補償金算定調書（案）作成の業務は、土地評価関係規程に基づき、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一　残地の個別的要因の調査及び分析

二　残地価格の算定

三　残地補償金算定調書（案）作成

四　その他監督職員の指示すること

２　請負者は、前項の業務を行うに当たっては、あらかじめ監督職員と残地に係る個別的要因その他必要な事項について協議し、監督職員の指示を受けて実施するものとする。

３　残地補償金算定調書（案）作成の主要な様式は、別添３のとおりとする。

（調整価格の算定）

第６条　調整価格とは、土地等の取得等を行うに当たり、起業者の判断により標準地から評価した土地の評価格を調整することをいい、その算定に当たっては、あらかじめ監督職員と協議し、その指示を受けて実施するものとする。

２　調整価格の算定に係る主要な様式は、別添４のとおりとする。

（標準地評価調書（案）等の作成参考例）

第７条　第２条から第６条に掲げる標準地評価調書（案）等を作成する場合は、別添参考１から別添参考６を参考とするものとする。

別添１

様式第1号―1

標　準　地　評　価　格　算　定　表

県　　郡　　区　　町 地内
　　市　　村

（単位：1㎡当たり円）

評価時点	年　月　日

標準地番号	地域の種別	所在及び地番	現況地目	面　積	比準価格	収益価格	積算価格	規準価格	鑑定評価格	標準地評価格	摘　要

標準地評価の要旨

備考　1　地域の種別は、宅地地域、農地地域等の大区分による種別ではなく、最終的に認定した地域の種別を記載するものとする。（以下同じ。）

2　「比準価格」は、様式第1号―2により求められた価格によるものとする。

3　「収益価格」は、様式第1号―3―1、様式第1号―3―2又は様式第1号―3―3により求められた価格によるものとする。

4　「積算価格」は、様式第1号―4―1、様式第1号―4―2又は様式第1号―4―3により求められた価格によるものとする。

5　標準地評価の要旨の欄は、地域の種別の区分理由、標準地選定の理由及び標準地評価格決定の理由を簡明に記述するものとする。

6　添付図面は、位置図(1/50,000)、地域の種別の区分の表示図、標準地、事例地、公示地等の位置並びに価格の表示図(1/1,000～1/5,000)及び取得予定地の実測平面図(1/250～1/500)とし、必要に応じて別葉とすることができるものとする。

様式第1号―2

比　準　価　格　算　定　表

県　　郡　　区　　町 地内
　　市　　村

（単位：1㎡当たり円）

事例地番号	地域の種別	所在及び地番	売買 年月	売買 地目	売買 面積	売買 価格(a)	(b) 事情補正率	(c) 時点修正率	(d) 建付減価補正率	(e) 価格形成要因格差率	試算価格 (a)×(b)×(c)×(d)×(e)	比準価格	摘要

比準価格算定の要旨

備考　1　売買面積の欄は、取引きの対象となった面積を記入する。ただし、公共用地等に分割売買されている場合は、従前の画地面積を(　　)書きで記入するものとする。

2　価格形成要因格差率は、様式第1号―6により算定した格差率によるものとする。

3　試算価格は、次の算式により算定するものとする。

事情補正率(b)　時点修正率(c)　建付減価補正率(d)　価格形成要因格差率(e)

$$\text{売買価格(a)} \times \frac{100}{(\quad)} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{100}{(\quad)} \times \frac{(\quad)}{(\quad)} = \text{試算価格}$$

4　比準価格算定の要旨の欄は、事情補正率、時点修正率及び建付減価補正率の算定上の必要事項、並びに比準価格決定の理由を簡明に記述するものとする。

様式第1号―3―1

収　益　価　格　算　定　表（そ　の　1）

県　　郡　　区　　町 地内
　　市　　村

（単位：1㎡当たり円）

事例地番号	地域の種別	所在及び地番	建物及びその敷地に係る (a) 総収益	(b) 総費用	(c) 純収益 (a)-(b)	(d) 建物に帰属する純収益	(e) 土地に帰属する純収益 (c)-(d)	(f) 敷地面積	(g) 土地の還元利回り	(h) 価格形成要因格差率	1㎡当たり試算価格 (e)×(b) / (f)×(g)	収益価格	摘　要

収益価格算定の要旨

備考　1　当該算定表は、宅地地域の土地の場合に適用するものとする。

2　価格形成要因格差率は、様式第1号―6により算定した格差率によるものとする。

3　収益価格算定の要旨の欄は、建物及びその敷地に係る総収益及び総費用の算定上の必要事項、並びに収益価格決定の理由を簡明に記述するものとする。

様式第1号―3―2

収　益　価　格　算　定　表（そ　の　2）

県　　郡　　区　　町 地内
　　市　　村

（単位：1㎡当たり円）

地域の種別	(a) 10a当たり粗収入	(b) 10a当たり農業経営費	(c) 純収益 (a)―(b)	(d) 還元利回り	1㎡当たり試算価格 $\frac{(c)}{(d)\times 1,000}$	収益価格	摘　要

収益価格算定の要旨

備考　1　当該算定表は、農地地域の土地の場合に適用するものとする。

2　収益価格算定の要旨の欄は、粗収入及び農業経営費の算定上の必要事項、並びに収益価格決定の理由を簡明に記述するものとする。

様式第1号―3―3

収　益　価　格　算　定　表（そ　の　3）

県　　郡　　区　　町 地内
　　市　　村

（単位：1㎡当たり円）

地域の種別	(a) 10a当たり 主伐収入	(b) 10a当たり間伐 収入の後価合計	(c) 10a当たり造林費 の後価合計	(d) 差　引　額 (a)+(b)-(c)	(e) 収益還元率 $(1+r)^u-1$	(f) 10a当たり管理 資 本 費	1㎡当たり試算価格 $\frac{(d)\div(e)-(f)}{1,000}$	収益価格	摘要

収益価格算定の要旨

備考　1　当該算定表は、林地地域内の土地の場合に適用するものとする。

2　収益価格算定の要旨の欄は、主伐収入、間伐収入及び造林費の算定上の必要事項、並びに収益価格決定の理由を簡明に記述するものとする。

様式第1号―4―1

積　算　価　格　算　定　表（そ　の　1）

県　　郡　　区　　町 地内
　　市　　村

（単位：1㎡当たり）

事例地番号	地域の種別	所在及び地番	素地価格					(f) 造成工事費等	試算価格 (e)+(f)	積算価格	摘　要
			(a) 事例価格	(b) 事情補正率	(c) 時点修正率	(d) 価格形成要因格差率	(e) 標準地の素地価格 (a)×(b)×(c)×(d)				

積算価格算定の要旨

備考　1　当該算定表は、宅地地域の土地の場合に適用するものとする。

2　素地価格は、近隣地域及び同一需給圏内の類似地域の事例から取引事例比較法により求めるものとする。

3　造成工事費等は、近隣地域における標準的な造成方法により求めるものとする。

4　積算価格算定の要旨の欄は、素地価格及び造成工事費等の算定上の必要事項、並びに積算価格決定の理由を簡明に記述するものとする。

様式第1号―4―2

積　算　価　格　算　定　表（そ　の　2）

県　　郡　　区　　町 地内
　　市　　村

（単位：1㎡当たり）

地域の種別	(a) 素地取得価額	(b) 造成工事費及び付帯費用	(c) 合計額 (a)+(b)	(d) 有効宅地面積	1㎡当たり試算価格 $\frac{(c)}{(d)}$	積算価格	摘　要

積算価格算定の要旨

備考　1　当該算定表は、最近造成された一団地の宅地の場合に適用するものとする。

2　当該土地の素地取得価額が不明のときは、近隣の素地価格を取引事例から求めるものとする。

3　当該土地の造成工事費等は、必要と認めるものについては、時点修正を行うものとし、具体の金額数量等が不明な場合は、別途積み上げて算定するものとする。

4　当該算定表は、標準地の価格を求めるものであるが、当該地域の法地又は道路敷等を取得することとなる場合は、法地又は道路敷に係る価額分を標準地価格から減額調整する必要がある。

5　積算価格算定の要旨の欄は、素地取得価額、造成工事費及び付帯費用の算定上の必要事項、並びに積算価格決定の理由を簡明に記述するものとする。

様式第1号―4―3

積　算　価　格　算　定　表（そ　の　3）

県　　郡　　区　　町 地内
　　市　　村

（単位：1㎡当たり円）

転換後の更地価格			造成工事費等の後価格			付　帯　費　用				(j)	(k)	(p)			
(a) 転換後の更地価　格	(b) 有効宅地化率	(d) 算定価格 (a)×(b)	(e) 造成工事費等	(f) 投下資本収益率 1+nc	(g) 算定価格 (e)×(f)	(a) 転換後の更地価　格	(b) 有効宅地化率	(h) 付帯費用割合	(i) 算定価格 (a)×(b)×(h)	造成原価 (d)-(g)-(f)	前価係数 1+n’c	熟成度修正 $(1+r)^m$	試算価格 (j)÷(k)÷(p)	積算価格	摘　要
															n＝ c＝ n’＝ r＝ m＝

積算価格算定の要旨

備考　1　当該算定表は、宅地見込地地域内の土地の場合に適用するものとする。

2　転換後の更地価格は、将来想定される宅地地域内の事例から取引事例比較法により、求めるものとする。

3　積算価格算定の要旨の欄は、転換後の更地価格、造成工事費等の後価額、付帯費用及び熟成度修正の算定の必要事項、並びに積算価格決定の理由を簡明に記述するものとする。

様式第1号―5

規　準　価　格　算　定　表

県　　郡　　区　　町 地内
　　市　　村

（単位：1㎡当たり円）

地域の種別	公示地又は基準地				公示価格等からの規準			規準価格	摘　要
	番　号	所在及び地番	地　目	価格 (a)	時点修正率 (b)	価格形成要因格差率 (c)	算定価格 (a)×(b)×(c)		

規準価格算定の要旨

備考　1　価格形成要因格差率は、様式第1号―6により算定した格差率によるものとする。

2　公示価格等からの規準は、次式により算定するものとする。

$$\text{公示価格等(a)} \times \frac{\text{時点修正率(b)}\ (\quad\quad)}{100} \times \frac{\text{価格形成要因格差率(c)}\ (\quad\quad)}{100} = \text{算定価格}$$

様式第1号―6

価格形成要因格差率算定表

事例地公示地等の番号	事例地公示地等の区分	地域の種別	近隣地域類似地域の区分	標準化補正率(A)									地域要因格差率(B)			
				街路条件	交通接近条件	自然的条件	環境条件	宅地化条件	画地条件	行政的条件	その他	格差率の逆数	街路条件	交通接近条件	自然的条件	環境条件
				(　)/100	(　)/100	(　)/100	(　)/100	(　)/100	(　)/100	(　)/100	(　)/100	100/(　)	(　)/100	(　)/100	(　)/100	(　)/100

地域要因格差率(B)					個別的要因格差率(C)									要因格差率 (A)×(B)×(C)	摘要
宅地造成条件	宅地化条件	行政的条件	その他	格差率	街路条件	交通接近条件	自然的条件	環境条件	宅地化条件	画地条件	行政的条件	その他	格差率		
(　)/100	(　)/100	(　)/100	(　)/100	(　)/100	(　)/100	(　)/100	(　)/100	(　)/100	(　)/100	(　)/100	(　)/100	(　)/100	(　)/100	(　)/100	

備考　1　近隣地域内又は類似地域内の公示地、基準地及び取引事例地等から比準する場合は、次の事項に留意し、当該近隣地域内又は類似地域内の標準的な画地との比較(標準化補正)を行うものとする。

(1)　標準的な画地については、当該地域内において、街路条件、交通接近条件、環境条件及び画地条件等を総合的にみて、標準的と認められる画地(原則として、実在地)を選定する。

(2)　土地価格比準表の適用に当たっては、個別的要因比準表の基準地の欄(縦の欄)を地域の標準的な画地、対象地の欄(横の欄)を事例地等と読み替えて比較を行う。

(3)　標準化補正率は、前記により算定した個別的要因格差率の相乗積 $\frac{(\quad)}{100}$ の逆数 $\frac{100}{(\quad)}$ によるものとする。

2　標準化補正率、地域要因格差率及び個別的要因格差率中の各条件は該当する地域の種別に必要な条件により比較を行うものとする。

別添２

様式第2号－1

土　地　取　得　価　格　算　定　表

郡　　町
県　　村
市　　区

（単位：1㎡当たり円）

番号	地域の種別	等　級	画地の所在及び地番	現況地目	標準地評価格 A	比 準 率 B	算定価格 A×B	取得価格	摘　　要

備考　1　比準率は、様式第2号－2個別的要因格差率算出表により算出した格差率を記載すること。

2　添付図面は、位置図（1／50,000）、取得予定地の実測平面図（1／250～1／500）及び字図とする。

様式第2号－2

個 別 的 要 因 格 差 率 算 出 表

郡　　町
県　　村
市　　区

番 号	個別的要因格差率									摘 要
	街 路 条 件	交通接近 条 件	自然的 条 件	環 境 条 件	宅地化 条 件	画 地 条 件	行政的 条 件	その他	格差率	
	(　)/100	(　)/100	(　)/100	(　)/100	(　)/100	(　)/100	(　)/100	(　)/100	(　)/100	

備考

1　本表作成の基礎となった個別的要因調査表を添付すること。

2　本表の「番号」欄の番号は、様式第2号－1土地取得価格算定表の「番号」欄の番号とする。

別添３

様式第3号－1

残 地 補 償 金 算 定 表（そ の 1）

郡　　町

県　　市　　区　　村地内

残地番号	地域の種別	所在及び地番	地 目	取得前面積	(a) 残地面積	(b) ㎡当たり取得価格	(c) ㎡当たり残地価格	(d) 差 引 価 格 (b)-(c)×(1-売却損率)	補償額 (a)×(d)	摘 要

補償額算定の要旨

備考　実測平面図（1／250～1／500）中で、補償しようとする残地に番号を付して明示するものとする。

様式第3号－2

残　地　価　格　算　定　表

（単位：㎡当たり円）

残地番号	地域の種別	所在及び地番	地　目	(a) 標準地評価格	(b) 格　差　率 （比準率）	算定価格 (a)×(b)	残地価格	摘　要

備考　本表の「番号」欄の番号は、様式第３号－１残地補償金算定表の「番号」欄の番号とする。（以下同じ）

様式第3号－3

残地の個別的要因格差率（比準率）算出表

残地番号	地域の種別	所在及び地番	地目	街路条件	交通接近条件	環境条件	画地条件	行政的条件	その他	格差率	摘要

備考　1　格差率算定に係る条件は、該当する地域の種別に必要な条件により比較を行うものとする。

　　2　価格形成要因調査表（個別的要因調査表）を添付する。

様式第3号－4

残地等の売却損率算出表

残地番号	地域の種別	所在及び地番	地目	(a) 標準地の格差率 （画地条件）	(b) 残地の格差率 （画地条件）	格差率 1-(b)／(a)	必要となる早急性の程度	売却損率 (%)	摘要

（注）　標準地の格差率及び残地の格差率は、それぞれ画地条件のみの格差率である。

別添４

様式第4号－1

調　整　価　格　算　定　表

市　　町
県　　区　地内
郡　　村

地域の種別（　　）

等級区分	筆数	取得面積	調整前の各画地の価額の総額	調整後の各画地の価額の総額	摘要
1 2 ・ ・ ・ 計					

備考　1　「等級区分」は、等級区分を行う場合に付するものとし、調整後のもので表示するものとする。

2　本表は、別添2様式第2号－1「土地取得価格算定表」の「地域の種別」ごとに作成するものとする。

3　添付図面は、実測平面図（250分の1～500分の1）とする。

調整を行う理由

様式第4号－2

調 整 価 格 算 定 内 訳 表

県　　市郡　　区　　町村　　地内

等級区分	番号	地域の種別	画地の所在・地番	(A) 面積(㎡)	(B) 標準地評価格	調整前価額			調整後価額	
						(C) 格差率	(D) 算定価格 (B)×(C)	(E) 価額 (A)×(D)	(F) 算定価格 (E)／(A)	(G) 価額 (A)×(F)
1									－	－
									－	－
									－	－
									－	－
									－	－
計	－	－	筆		－	－	－			
2									－	－
									－	－
									－	－
									－	－
計	－	－	筆		－	－	－			
・ ・ ・ ・ ・									－ － － － －	－ － － － －
合計	－	－	筆		－	－	－			

備考　1　本表は、A4判縦長又はA3判横長の規格で作成すること。

2　「等級区分」は、等級区分を行う場合に付するものとし、調整後のもので表示するものとする。

3　「番号」は、別添様式第2号－1の番号と一致させること。

参考1　作成例

1　標準地評価調書(案)

〔表　紙〕

年　　月　　日

標 準 地 評 価 調 書(案)

殿

会社名　　㊞

貴殿よりご依頼がありました下記案件につきましては、本書をもってご報告申し上げます。

記

1　工 事 名　　←目次1－(1)の工事名を記載する
　　○○川左岸○○築堤工事
　　一般国道○号○○改築工事

2　所 在 地

3　価格時点

作成者　　㊞

（日本産業規格Ａ列４判縦）

年度

標 準 地 評 価 調 書(案)

（日本産業規格Ａ列４判縦）

〔目次〕

目　　次

1　概要
(1)　工事名
(2)　取得箇所
(3)　取得計画
2　標準地評価格算定表
3　一般的要因の把握
4　地域分析
(1)　近隣地域の分析
（イ）　地域の判定
（ロ）　地域の範囲
（ハ）　地域要因調査表
（ニ）　地域の特性とその特性が地域内の不動産に与える影響
(2)　類似地域の分析
（イ）　地域の範囲
（ロ）　地域要因調査表
5　個別分析
6　標準地の選定
7　標準地評価格の算定
(1)　試算価格
比準価格
収益価格
積算価格
(2)　規準価格
(3)　鑑定評価格
(4)　試算価格の調整と標準地評価格の決定
8　試算価格算定表
(1)　比準価格算定表
（イ）　比準価格算定の要旨
（ロ）　事情補正
（ハ）　時点修正
（ニ）　建付減価補正
（ホ）　価格形成要因格差率
(2)　収益価格算定表
（イ）　収益価格算定の要旨
（ロ）　収益価格の算定要因
（ハ）　価格形成要因格差率
（ニ）　賃貸事例調べ
(3)　積算価格算定表
（イ）　積算価格算定の要旨
（ロ）　価格形成要因格差率
9　規準価格算定表
（イ）　規準価格算定の要旨
（ロ）　時点修正
（ハ）　価格形成要因格差率

10　標準地の評価格から評価した土地の価格の調整

（添付図書）　1　鑑定評価書

2　位置図（縮尺50,000分の1）

3　一般平面図

4　地域の種別の区分図、公示地、基準地、取引事例地及び標準地の位置並びに価格の表示図（縮尺1,000分の1～5,000分の1）

5　実測平面図（縮尺250分の1又は500分の1）

〔調書内容〕

1　概要

(1)　工事名

（○○川左岸○○築堤工事
一般国道○号○○改築工事）

(2)　取得箇所

市　　町　　地内
村

（左岸K／　～　K／　、ℓ＝　m
測点番号　№.　～№.　、ℓ＝　m）

(3)　取得計画

区　分	全　体	年度迄	年　度	残（　年度迄完了予定）	摘　要
移転戸数	戸	戸	戸	戸	
土地の面積	m^2	m^2	m^2	m^2	
取得計画額	千円	千円	千円	千円	

2　標準地評価格算定表

県　郡　　区　町　　地内
市　　村

（単位：$1m^2$当たり円）

標準地番号	地域の種別	所在及び地番	現況地目	面積	比準価格	収益価格	積算価格	規準価格	鑑定評価価格	評価時点 標準地評価格	年月日 摘要

3　一般的要因の把握

今回取得に係る○○市は、○○県のほぼ南に位置し、人口約○○万人で県人口の約○％を占めている。人口増加率は○○県で第○位にランクされ、今後の伸び率も当市における工場誘致計画等からみても○○市に次いで高い率を示すものと思われる。

○○県は、昭和○○年まで農業主体の行政がなされ、特に県北部を中心として生産される○○は、その名が全国的に知られている。しかし、昭和○○年頃より全国的な工場分散政策により交通手段の立地性に優れ、かつ、労働力の過剰地域であった○○市や当市の企業進出にみられるように○○県も半農半工型の経済体系へと変遷をとげている。

○○市は、国道○○号や○○港という交通条件に恵まれ、かつ、県や市の積極的な企業誘致政策を行ったため、昭和○○年新産業都市の指定とともに○○工業が進出して以来、各種企業が進出し産業構造にも大きな変化がみられ、産業別人口も昭和○○年第1次産業が全体の○○％を占めていたものが、現在は、○○％となり逆に第2次産業及び第3次産業が○○％を占めるようになり、それに伴い市財政も徐々にではあるが、黒字的な財政基盤が確立され、かつ市民の税負担率も軽減されつつあるし、又失業率も低率を保っている。

当市には、JR○○線が市の南北を、国道○○号が東西を、又は国道を幹線として県道○○線、○○線等が縦横に走っている。JR○○線○○駅は、急行停車駅であり、一日当り乗降客は、約○万人に達しており、当市における重要な動脈となっている。又、国道を中心として私鉄○○バスが市域の隅々にまで運行しており、街路網の整備状況は、県下でも高い水準である。

商業の中心は、○○商店街及び○○商店街で、○○駅を中心として形成されており、その

商圏は、隣接町村にまで及んでいる。このような状況の中で不動産取引は、活発となり、一部スプロール現象も見られたが、昭和〇〇年計画的な都市の形成を図るべく、用途地域の指定がなされ、市街地の高層化、国道、県道を中心とした宅地開発が計画的に行われている。

（注）　一般的要因の把握について

一般的要因とは、一般経済社会における不動産のあり方及びその価格の水準に影響を与える要因をいうもので、その内容としては、社会的、経済的、行政的要因の三つに大別される。その範囲としては、各行政単位（県単位、市単位等）について行うものとし、下記の点に留意して行うこととする。

(1)　社会的要因

㋑　人口の状態……総人口、人口の変動及び将来の動向等

㋺　都市形成の状態……市街地的形態をなしているか否か及び進んでいるか、衰退しているか等

㋩　公共施設の整備の状態…学校、病院、公園等の配置の状態で、位置、利便性及び集中の度合等

(2)　経済的要因

㋑　産業構造の状態……現在の主な産業及び将来の動向、産業別人口の状態及び推移等

㋺　交通体系の状態……主要交通機関及び主要道路網の配置及び利便性等の状況等

(3)　行政的要因

㋑　土地利用に関する計画及び規則の状態……都市計画法による用途区分、農振法による用途区分等

4　地域分析

(1)　近隣地域の分析

（イ）　地域の判定

今回取得する地域は、JR〇〇線〇〇駅の東方約〇〇kmに位置し、一般国道〇〇号より約〇m入った低丘陵地に存する一般住宅地域である。この地域は、比較的小規模な敷地に木造平屋、二階家の一般住宅のほか、アパート、小売店舗が混在し、又学校、病院、その他公共施設等が至近距離にあるため、居住環境の良好な地域であり、都市計画法上住居地域に指定されている。

以上のような状況に基づき、地域区分を標準住宅地域と判定した。

（ロ）　地域の範囲

別添図面のとおり

（ハ）　地域要因調査表

別表のとおり（別表については、類似地域を含めた参考4によることができる。）

別表

地 域 要 因 調 査 表（近隣）

条件	項　　目	細　項　目	内　　訳
街路条件	街路の幅員・構造等の状態	幅　　員	近隣地域における標準的な街路の幅員約〇m
		舗　　装	大部分がアスファルト舗装によって舗装
		配　　置	比較的均衡がとれている。
		系統及び連続性	幹線街路への連続性は優れている。

		（除雪施設等）	
交通・接近条件	都心との距離及び交通施設の状態	最寄駅への接近性	C駅へ約○km（C市営バス利用可）
		都心への接近性	A市までの約○分
	商店街の配置の状態	最寄商店街への接近性	C駅前周辺の商店街へ約○km
		最寄商店街の性格	店舗の数および連たん性に優れた商店街、スーパーもあって良好である。
	学校・公園・病院等の配置の状態	小学校・公園・病院・官公署等	小学校へ○m、市立病院、市役所までは約○m
環境条件	気象の状態	日照、温度、湿度、通風等	南側斜面の丘陵地で、日照、通風等が優れている。
	自然的環境の良否	眺望、景観、地勢、地盤等	丘陵地であるため、眺望、景観は良好。
	居住者の移動等の状態	居住者の増減、家族構成等	
	社会的環境の良否	社会的環境の良否	普通
	各画地の面積・配置及び利用の状態	画地の標準的面積	○m^2
		各画地の配置の状態	各画地の地積、形状等の均衡がとれ、整然としている。
		土地の利用度	建物の疎密度○％
		周辺の利用の状態	丘陵地に存する閑静な一般住宅地域
	供給処理施設の状態	上水道	完備
		下水道	無
		都市ガス等	完備
	危険施設・処理施設等の有無	危険施設、処理施設等の有無	無
	災害発生の危険性	洪水、地すべり等	無
	公害発生の程度	騒音、大気汚染等	特になし
行政的条件	土地の利用に関する公法上の規制の程度	用途地域及びその他の地域、地区等	住居地域、建ぺい率○％、容積率○％
		その他の規制	無
その他	その他	将来の動向	現状で推移するものと考えられる。
		その他	

（ニ）　地域の特性とその特性が地域内の不動産に与える影響

今回取得に係る近隣地域は、一般国道○○号の背後地に存し、低丘陵地を造成してつくられた新興住宅地域である。○○市は、新産業都市の指定の影響による各種企業の進出に伴い、人口の増加が著しく、さらに核家族化による世帯分離により、当市周辺の丘陵地での宅地開発は盛んで、一般国道○○号及び県道○○線を中心として○○団地、○○団地等の既成団地があるほか、他に3カ所で県の住宅供給公社や民間ディベロッパーによる大規模団地の建設がなされている。これらの住宅地のうち、当該近隣地域は、○○市の中心市街地まで約○○kmと近接し、一般国道を中心とするバス路線の運行回数は、1日○○便と多いため、住宅地としての利便性に優れ、さらに小学校、中学校とも国道を隔てた隣接地域に存するため、居住環境としては、良好であり、居住者層も一般サラリーマンがその大半を占めている。このため地域内の不動産の取引も活発であり、地価水準も他の居住地に比してやや高めである。

(2)　類似地域の分析

（イ）　地域の範囲

別添図面のとおり

（ロ）　地域要因調査表

別表のとおり(別表については近隣地域を含めた参考4によることができる。)

〈別表〉　地 域 要 因 調 査 表(類似)

条件	項目	細項目	内訳
街路条件	街路の幅員・構造等の状態	幅員	近隣地域における標準的な街路の幅員約○m
		舗装	大部分がアスファルト舗装によって舗装
		配置	比較的均衡がとれている。
		系統及び連続性	幹線街路への連続性は優れている。
		(除雪施設等)	
交通・接近条件	都心との距離及び交通施設の状態	最寄駅への接近性	C駅へ約○km(C市営バス利用可)
		都心への接近性	A市までの約○分
	商店街の配置の状態	最寄商店街への接近性	C駅前周辺の商店街へ約○km
		最寄商店街の性格	店舗の数および連たん性に優れた商店街、スーパーもあって良好である。
	学校・公園・病院等の配置の状態	小学校・公園・病院・官公署等	小学校へ○m、市立病院、市役所までは約○m
環境	気象の状態	日照、温度、湿度、通風等	南側斜面の丘陵地で、日照、通風等が優れている。
	自然的環境の良否	眺望、景観、地勢、地盤等	丘陵地であるため、眺望、景観は良好。
	居住者の移動等の状態	居住者の増減、家族構成等	
	社会的環境の良好	社会的環境の良否	普通
	各画地の面積・配置及び利用の状態	画地の標準的面積	○m^2
		各画地の配置の状態	各画地の地積、形状等の均衡がとれ、整然としている。

条件		土地の利用度	建物の疎密度○%
		周辺の利用の状態	丘陵地に存する閑静な一般住宅地域
	供給処理施設の状態	上水道	完備
		下水道	無
		都市ガス等	完備
	危険施設・処理施設等の有無	危険施設、処理施設等の有無	無
	災害発生の危険性	洪水、地すべり等	無
	公害発生の程度	騒音、大気汚染等	特になし
行政的条件	土地の利用に関する公法上の規制の程度	用途地域及びその他の地域、地区等	住居地域、建ぺい率○%、容積率○%無
		その他の規制	
その他	その他	将来の動向	現状で推移するものと考えられる。
		その他	

（注） 地域分析について

(1) 近隣地域の分析

一般的要因を把握して、地域分析を行うにあたっては次の三点に留意して判定するものである。

① その不動産がどのような地域に属するか。

② その地域は、どのような地域的特性を有するか。

③ その特性は、その地域内の不動産の価格形成上、全般的にどのような影響力を有するか。

（イ） 地域の判定

地域分析のうち①その対象不動産がどのような地域に属するかについて判定することで、すなわち取得対象地を含む近隣地域の用途的地域の区分を行うものであり、次の点に留意する必要がある。

a 取得しようとする対象地を含む近隣地域の位置、これは主要交通機関及び主要道路等から判断

b 近隣地域内の現在における土地利用状態及び将来の動向等

c 都市計画法上の用途区分との関連

（ロ） 地域の範囲

地域の範囲の判定にあたっては、その地域内におけるそれぞれの土地価格水準が30パーセント（画地条件を除く）以内に分布する地理的範囲を一応の目安として行う。

（ハ） 地域の特性とその特性が地域内の不動産に与える影響

地域分析の②その地域はどのような地域的特性を有するか、③その特性は、その地域内の不動産の価格形成要因上全般的にどのような影響力を有するか、について判定するものであり、近隣地域、近隣地域を含むより広域的地域、近隣地域の周辺にある

他の地域を分析することにより、地域の特性を見い出し、ひいてはその特性により地域の地価水準への影響度の説明を行うことであり、特に、次の点に留意すべきである。

ⓐ　近隣地域の位置条件（地域の形成過程）

ⓑ　近隣地域周辺の状態（用途的区分、将来の動向）

ⓒ　近隣地域周辺及び他の類似地域に対しどのような状態にあるか。

ⓓ　以上の要素により地域内の不動産に対し、価格水準がどのような影響があるか。

5　個別分析（標準的使用の判定）

地域の特性及びその特性が地域内の不動産に与える影響で述べたとおり、今回取得に係わる近隣地域は、都市計画法上、住居地域に指定されており、又○○市のベッドタウンとして位置づけられるが、その一般的使用は低層1戸建住宅敷地として利用されているものが、当該地域の建物のほぼ○％を占めている。

以上の状況に基づき、当該近隣地域の標準的使用を中品等の低層1戸建住宅敷地と判断した。

〈別表〉　　個別的要因調査表（標準地）

条件	項目	細項目	内訳
街路条件	接面街路の系統・構造等の状態	系統及び連続性	接面する街路の系統および連続性は標準的なものと同程度
		幅員	約○m市道
		舗装	未舗装
		（除雪施設等）	
交通・接近条件	交通施設との距離	最寄駅への接近性	C駅へ約○km（C市営バス利用可）
	商店街との接近の程度	最寄商店街への接近性	C駅前周辺の商店街へ約○km
	公共施設等との接近の程度	幼稚園、小学校、公園、病院、官公署等	小学校へ約○m、市立病院、市役所へいずれも約○m
環境条件	日照・通風・乾湿等の良否	日照、通風、乾湿等	北側に市道があり、日照、通風、乾湿とも普通
	地勢・地質・地盤等の良否	地勢、地質、地盤等	南側斜面の丘陵地で地勢、地質、地盤ともに普通
	周囲の状態	隣接地の利用状況	いずれも一般住宅の敷地
	供給処理施設の状態	上水道	完備
		下水道	無
		都市ガス等	完備
	危険施設・処理施設等との接近の程度	危険施設、処理施設等の有無	無
画地条	地積・間口・奥行・形状等	地積	○m^2
		間口	約○m
		奥行	約○m
		形状	長方形
	方位・高低・角地・その他接面	方位	北側
		高低	接面街路より○cm高、隣接地とほぼ等高

件	街路との関係	角地その他	中間画地
		崖地部分	無
		私道負担	無
	その他	高圧線等	無
行政的条件	公法上の規制の程度	用途地域及びその他の地域、地区等	住居地域、建ぺい率○%、容積率○%
その他	その他	その他	

（注）　個別分析について

個別分析とは、対象不動産の個別的要因を分析することにより、その最有効使用を判定するものである。したがって調書作成にあたっては、次の2点に重点を置き説明を行うこととする。

①　対象不動産の属する用途的地域の判定（都市計画法上の用途地域の区分と現実の利用状況を説明）

用途的地域の判定を行うにあたっては、都市計画法にいう用途地域と必ずしも一致するものでなく同一の用途地域内においても、用途の同質性においてニュアンスの異なるいくつかの地域を想定することが可能な場合もあるので注意を要する。

②　対象不動産の存する地域の一般標準的使用

個々の不動産は、当該地域の地域的特性に適合するあらゆる使用方法のうち、その効用を最高度に発揮するような用途並びに建物の種類、規模等であることが最有効使用といえる。したがって最有効使用の判断は、対象不動産の存する地域の一般標準的使用を有力な標準として判定することとなる。

6　標準地の選定

標準地の選定にあたっては、個別分析で述べたとおり、当該近隣地域の標準的使用を中品等の1戸建住宅敷地と判断したので、その個別的要因について別表のとおり分析し、それに基づき標準地を選定した。

（注）　標準地の選定について

処理要領第5条に基づき、近隣地域内において最も標準的な画地を選定する。したがって標準地は、起業地内外を問わず、特に起業地外に標準地の選定を行う場合は、㋑場所については実在地とし、㋺画地の形状については、実在、想定を問わない。ただし、鑑定評価依頼との関係もあるため、できるだけ実在地を選定する。

7　標準地評価格の算定説明

(1)　試算価格

比準価格　　円

収益価格　　円

積算価格　　円

(2)　規準価格　　円

(3)　鑑定評価格　　円

(4)　試算価格の調整と標準地評価格の決定

土地評価に当って、上記試算価格を再吟味すると比準価格は、信頼性の高い近隣地域及び同一需給圏内に存する資料から求められた結果であり、各事例の試算値も○○○円から○○○円までと開差が比較的小さく妥当な価格といえる。

収益価格は、対象不動産が大規模団地内にあり、自用の建物が多い住宅地域であるため居住の快適性が賃料に反映しにくく低位にならざるを得ない。

積算価格は、新規の宅地開発事業に基づき実際に要した造成工事費等により試算したものであり、妥当なものと考えるが若干の想定部分を含むものである。よって比準価格を重視し収益価格及び積算価格をも相互に関連させ、また、規準価格との開差も約○％の範囲にあり充分均衡を保っており、さらに鑑定評価格を参考とし、標準地評価格を1m²当り○○○円と決定した。

8　試算価格算定表

(1)　比準価格算定表

県　郡　区　町　地内
市　村

（単位：1m²当たり円）

事例地番号	地域の種別	所在及び地番	売買 年月	売買 地目	売買 面積	売買 (a)価格	(b)事情補正率	(c)時点修正率	(d)建付減価補正率	(e)価格形成要因格差率	試算価格 (a)×(b)×(c)×(d)×(e)	比準価格	摘要

（イ）　比準価格算定の要旨

各比準価格は開差も少なく、ほぼ均衡が得られた。各事例地の実情及び手順の各段階を再検討し、対象物件ともっとも類似している事例○より試算して求めた価格を中心に比準価格を1m²当り○○○円とした。

（ロ）　事情補正

各事例につき取引事情を精査の結果、事例○○については、敷地拡張のため取得したもので買進みが認められるので○％の補正を行い、その他の事例については補正すべき特段の事情はない。

（ハ）　時点修正

発表期間　当該地価公示価格の対前年変動率に基づき経過期間に相当する変動率を採用した。

未発表期間　上記対前年度変動率を適用し、経過期間に相当する変動率を採用した。

公示地（　　）　年　月　日　円／㎡
＞＋　％

〃　年　月　日　円／㎡
＞＋　％

〃　年　月　日　円／㎡
＞＋　％（見通しによる。）

価格時点

時点修正率

事例－1　$(1+\frac{}{12})\times(1+\quad)\times(1+\frac{}{12})\fallingdotseq$

事例－2　$(1+\frac{}{12})\times(1+\frac{}{12})\fallingdotseq$

基準地　$(1+\frac{}{12})\fallingdotseq$

（ニ）　建付減価補正

事例○○については、建物が存するため専門家の意見を求め控除方式により減価率を○○％と認定した。

（ホ）　価格形成要因格差率

別表により求められた要因格差率による。

(2)　収益価格算定表

土地残余法にもとづく収益価格算定表（宅地）

県　郡　区　町　地内

市　村

（単位：1m²当たり円）

事例地番号	地域の種別	所在及び地番	建物及びその敷地に係る (a) 総収益	(b) 総費用	(c) 純収益 (a)－(b)	(d) 建物に帰属する純収益	(e) 土地に帰属する純収益 (c)－(d)	(f) 敷地面積	(g) 土地の還元利回り	(h) 価格形成要因格差率	1㎡当たり試算価格 (e)×(h)／(f)×(g)	収益価格	摘要

（イ）　収益価格算定の要旨

近隣の状況は、中規模の一般住宅が多い新興住宅地であり、賃貸用アパートも散見される。価格算定にあたっては、土地残余法に基づき把握した土地に帰属する純収益を土地の還元利廻りで除した価格を算定価格とした。

（ロ）　収益価格の算定要因

①　総収益

家賃収入　1戸当り月額30,000円×8戸×12ケ月＝2,880,000円

敷金運用益　1戸当り3ケ月分運用利廻り6％

30,000×8戸×3ケ月＝720,000

720,000×0.06＝43,200円

計　2,923,200円

②　総費用

減価償却費　残存耐用年数　23年　残存率　0

積算価格16,744,000円

16,744,000×1／23＝728,000円

修繕費　積算価格の1％

16,744,000×0.01＝167,440円

管　理　費　支払賃料の3%
2,880,000×0.03＝86,400円
損害保険料　積算価格の0.3%
16,744,000×0.003＝50,230円
公 租 公 課　固定資産税率14／1,000　都市計画税率2／1,000
建物課税標準額　6,500,000円
6,500,000×(14／1,000＋2／1,000)＝104,000円
土地課税標準額　1,250,000円
1,250,000×(14／1,000＋2／1,000)＝20,000円
計　124,000円
貸倒れ準備費　0
空室等による損失相当額
支払賃料の0.5ケ月分
15,000×8戸＝120,000円
計　1,276,070円

③　建物に帰属する純収益
建物再調達原価　18,200,000円(別紙計算書―省略)
耐用年数　25年(公営住宅程度)
経過年数　2年
積算価格　18,200,000×$\frac{25-2}{25}$＝16,744,000円
還元利回り　8%
建物に帰属する純収益
16,744,000×0.08＝1,339,520円

(ハ)　価格形成要因格差率…別表により求められた要因格差率による。

(ニ)　賃貸事例調べ

番号	所在	建物の構造用途	建築面積	建築時期	敷地の状況	賃貸借契約年月日	支払賃料	敷金等の一時金	権利金等の一時金	附加使用料	支払時期	摘要
1	～3丁目1285	木造瓦葺二階建賃貸用アパート２棟８戸(1階4戸、2階4戸)	140㎡ 延面積280㎡	S49.7	住宅地 240㎡ 間口 12m 奥行 20m	S49.7	各戸共 月額 30,000円	各戸共家賃の３ヶ月	なし	なし	月末	

(3)　積算価格算定表
県　郡　区　町 地内
市　村
(単位：1m²当たり円)

地域の種別	(a) 素地取得価額	(b) 造成工事費及び付帯費用	(c) 合計額 (a)＋(b)	(d) 有効宅地面積	1㎡当たり試算価格 (c)/(d)	積算価格	摘要

（イ） 積算価格算定の要旨

当該地は一つの団地として、造成されたものであり、当該団地の実施設計及び工事に関し、造成時点における素地買収費、開発負担金、支払金額をもとにして時点修正を行なった造成工事費、設計料、その他の直接経費及び事業主が通常負担する販売費及び一般管理費等により積算価格を算出した。

素地価格については、取引時点が古く環境条件等の変化も著しいので現時点における取引事例等を調査のうえ算出した。

造成費及び付帯費用は別紙のとおりで、支払金額については実際施工者より証明書を徴収し、これを基にして算出した。

（ロ） 価格形成要因格差率…別表により求められた要因格差率による。

9 規準価格算定表

県　　郡　　区　　町 地内
　　市　　村

（単位：1m²当たり円）

地域の種別	公示地又は基準地				公示価格等からの規準			規準価格	摘要
	番号	所在及び地番	地目	(a) 価格	(b) 時点修正率	(c) 価格形成要因格差率	算定価格 (a)×(b)×(c)		

（イ） 規準価格算定の要旨

対象地の存する近隣地域内に地価公示地〇〇〇が設置されており、これは規範性が高く、価格規準の基礎となる土地として選定した。規準価格を算定した結果、標準地評価格との開差率も〇〇％となっており均衡を得ているものと判断した。

（ロ） 時点修正

別紙のとおり

（ハ） 価格形成要因格差率…別表により求められた要因格差率による。

（注） 規準価格との開差率について

要領第10条にかかる標準地の評価を行うに際しては、公示地または基準地との均衡を保持することと規定されており、標準地評価格を決定する場合は、公示地または基準地から規準を行うこととしているが、この場合標準地評価格と規準価格との開差率

$$\left(1-\frac{\text{標準地評価格}}{\text{規準価格}}\right)$$

が20%以内の程度あれば均衡を得ているものと解する。しかし20%以上を超えるような開差率が生じた場合は、均衡を得ているとはいいがたいため、そのような開差率が生じた場合は、均衡保持ができない理由を付することとする。

（別表）

価格形成要因格差率算定表

事例地公示地等の番号	事例地公示地等の区分	地域の種別	近隣地域類似地域の区分	標準化補正率（A）						
				街路条件	交通接近条件	自然的条件	環境条件	宅地化条件	画地条件	行政的条件
				(　　)/100	(　　)/100	(　　)/100	(　　)/100	(　　)/100	(　　)/100	(　　)/100

標準化補正率（A）		地域要因格差率（B）								
その他	格差率の逆数	街路条件	交通接近条件	自然的条件	境条件	宅地造成条件	宅地化条件	行政的条件	その他	格差率
(　　)/100	100/(　　)	(　　)/100	(　　)/100	(　　)/100	(　　)/100	(　　)/100	(　　)/100	(　　)/100	(　　)/100	(　　)/100

個別的要因格差率（C）									要因格差率 (A)×(B)×(C)	摘要
街路条件	交通接近条件	自然的条件	環境条件	宅地化条件	画地条件	行政的条件	その他	格差率		
(　　)/100	(　　)/100	(　　)/100	(　　)/100	(　　)/100	(　　)/100	(　　)/100	(　　)/100	(　　)/100	(　　)/１００	

10　標準地の評価格から評価した土地の価格の調整

調整価格算定表

県　　市　　区　　町　　地内
郡　　村

等級区分	筆数	取得面積	調整前の各画地の価額の総額	調整後の各画地の価額の総額	摘要
1	○	○　○	○○○○○	△△△△△	＊等級が別れる場合は等級毎に計上すること。 ＊等級が別れる場合は等級毎に実測平面図に表示すること。
2	○	○　○	○○○○○	△△△△△	
計	○○	○　○	○○○○○	△△△△△	

今回取得する○○地区については、地元から同一価格で取得されたい旨の要望があり、検討した結果、価格の調整についてはやむをえないと判断されるので調整価格算定表のとおり価格の調整を行うものである。

〔添付図書〕

1　鑑定評価書

2　位置図（縮尺5万分の1）

取得しようとする土地の位置については、今回取得区域を赤色で着色し円で囲む。また、上段に「今回申請箇所」と表示し、下段には土地の所在を表示すること。

3　一般平面図

用地取得済箇所を黄色で着色して工事も完了であれば「工事完了」と表示し、今回取得しようとする箇所を赤色で着色し、また残りの取得予定箇所を緑色で着色すること。

なお、この図面については位置図と併用でも可。

4　地域の種別の区分図、公示地、基準地、取引事例地及び標準地の位置並びに価格の表示図（縮尺1,000分の1～5,000分の1）

(1)　近隣地域の範囲を宅地地域の場合は赤色で、宅地見込地地域の場合は赤色斜線で、田地地域の場合は茶色で、畑地地域の場合は黄色で、林地地域の場合は緑色でそれぞれ着色し、「近隣地域」と表示する。

(2)　類似地域の範囲についても近隣地域の場合と同様に着色し、地域別にそれぞれ「類似地域A」、「類似地域B」、……と表示する。

(3)　標準地を赤色で、類似地域内の標準的な画地を青色でそれぞれ表示し、標準地については次の表示票をはりつける。

標準地（　　）	
比準価格	円
収益価格	円
積算価格	円
規準価格	円
鑑定価格	円
算定価格	円

注）（　）書には近隣地域の種別の区分を記入し、算定価格は朱書とする。

(4)　事例地をだいだい色で表示し、次の表示票をはりつける。

イ）　取引事例地の場合

取引事例地　No.	
所在地	
地目	
地積	
取引価格	
取引時点	
試算価格	

ロ）　賃貸事例地の場合

賃貸事例地　No.	
建物の構造	
支払賃料	

5　実測平面図（縮尺250分の1又は500分の1）

参考２　取引事例調査表

取　引　事　例　調　査　表				
種　　別	(標準地と同じ地域の種別)		番　号	
売　　主				
買　　主				
取 引 時 点				
所　在　地				
地　　目	現況地目			
地　　積	取引面積(全体面積)			
類　　型	更地　　建付地　　借地権　　底地			
取 引 価 格	総　額	円		
	土　地	円(　　円／㎡)		
	建 物 等	円(　　円／㎡)		
建　物　等	面　積		構　造	
	階　層		用　途	
	建 築 期		そ の 他	
取引にあたっての事情等	事情なし　　買進み　　売急ぎ(　　%)程度 事情等 〔事例地の概略図〕 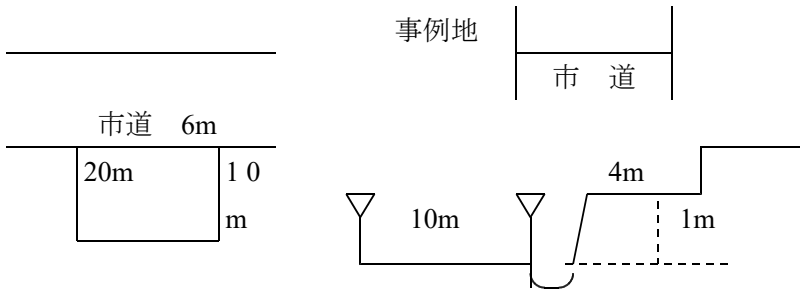 			
取 引 の 目 的				

参考３　標準化補正（個別的要因調査表）

（近隣地域・類似地域）

標準地					取引事例地					
条件	項目	細項目	内訳	程度	内訳	程度	内訳	程度	内訳	程度
街路条件	接面道路の系統・構造等の状態	系統及び連続性	接面する街路の系統及び連続性は、標準的なもの							
		幅員	約○m市道							
		舗装	未舗装							
		（除雪施設等）								
交通条件	交通施設との距離	最寄駅への接近性	C駅へ約○km（C市営バス利用可）							
	商店街との接近の程度	最寄商店街への接近性	C駅前周辺の商店街へ約○km							
	公共施設等との接近の程度	幼稚園、小学校、公園、病院、官公署等	小学校へ約○m、市立病院、市役所へいずれも約○m							
環境条件	日照・通風・乾湿等の良否	日照・通風・乾湿等	北側に市道があり、日照・通風・乾湿とも普通							
	地勢・地質・地盤等の良否	地勢・地質・地盤等	南側斜面の丘陵地で地勢、地質、地盤とも普通							
	周囲の状態	隣接地の利用状況	いずれも一般住宅の敷地							
	供給処理施設の状態	上水道	完備							
		下水道	無							
		都市ガス等	完備							
	危険施設・処理施設等との接近の程度	危険施設・処理施設等の有無	無							
画地条件	地積・間口・奥行・形状等	地積	○㎡							
		間口	約○m							
		奥行	約○m							
		形状	長方形							
	方位・高低・角地その他接面街路との関係	方位	北側							
		高低	隣接街路より○cm高、隣接地とほぼ等高							
		角地その他	中間画地							
		崖地部分	無							
		私道負担	無							
	その他	高圧線等	無							
行政的条件	公法上の規制の程度	用途地域及びその他の地域、地区等	住居地域、建ぺい率○%、容積率○%							
その他	その他	その他								

参考４　地域要因調査表

近隣地域					類似地域					
標準地					取引事例地					
条件	項目	細項目	内訳	程度	内訳	程度	内訳	程度	内訳	程度
街路条件	接面道路の系統・構造等の状態	系統及び連続性	接面する街路の系統及び連続性は、標準的なもの							
		幅員	約○m市道							
		舗装	未舗装							
		(除雪施設等)								
交通条件	交通施設との距離	最寄駅への接近性	C駅へ約○km(C市営バス利用可)							
	商店街との接近の程度	最寄商店街への接近性	C駅前周辺の商店街へ約○km							
	公共施設等との接近の程度	幼稚園、小学校、公園、病院、官公署等	小学校へ約○m、市立病院、市役所へいずれも約○m							
環境条件	日照・通風・乾湿等の良否	日照・通風・乾湿等	北側に市道があり、日照・通風・乾湿とも普通							
	地勢・地質・地盤等の良否	地勢・地質・地盤等	南側斜面の丘陵地で地勢、地質、地盤とも普通							
	周囲の状態	隣接地の利用状況	いずれも一般住宅の敷地							
	供給処理施設の状態	上水道	完備							
		下水道	無							
		都市ガス等	完備							
	危険施設・処理施設等との接近の程度	危険施設・処理施設等の有無	無							
画地条件	地積・間口・奥行・形状等	地積	○㎡							
		間口	約○m							
		奥行	約○m							
		形状	長方形							
	方位・高低・角地その他接面街路との関係	方位	北側							
		高低	隣接街路より○cm高、隣接地とほぼ等高							
		角地その他	中間画地							
		崖地部分	無							
		私道負担	無							
	その他	高圧線等	無							
行政的条件	公法上の規制の程度	用途地域及びその他の地域、地区等	住居地域、建ぺい率○%、容積率○%							
その他	その他	その他								

参考５　取得地比準調書(案)

取得地比準調書(案)の“表紙”については、標準地評価調書(案)の“表紙”に準じて作成するものとする。

土地取得価格算定表

町
郡　村
県　市　区

(単位：1㎡当たり円)

番号	地域の種別	等級	画地の所在及び地番	現況地目	標準地評価格 A	比準率 B	算定価格 A×B	取得価格	摘要

備考1　本表は、日本産業規格Ａ列４判縦とし、地域の種別ごと別紙とすること。

2　比準率は、下表(個別的要因格差率算出表)により算出した格差率をもって算出すること。

3　添付図面は位置図(1／50,000)、取得予定地の実測平面図(1／250～1／500)及び字図とする。

個別的要因格差率算出表

町
郡　村
県　市　区

番号	個別的要因格差率									摘要
	街路条件	交通接近条件	自然的条件	環境条件	宅地化条件	画地条件	行政的条件	その他	格差率	
	(　)/100	(　)/100	(　)/100	(　)/100	(　)/100	(　)/100	(　)/100	(　)/100	(　)/100	

備考1　本表作成の基礎となった個別的要因調査表を添付すること。

2　本表は、日本産業規格Ａ列４判縦とする。

〔添付図面の作成〕

図面は、次に掲げる種類について当該各号に定めるところに従って作成するものとする。

一　位置図

取得又は使用しようとする土地の位置については、今回の取得区域を赤色で、前回又は、関連する前年度の取得区域を黄色で色別表示するものとする。

二　実測平面図

評価地目の表示については、宅地を紅色、宅地見込地を紅色斜線、田を茶色、畑を黄色、原野を緑色斜線、墓地を紫色、道路堤塘を薄墨色、池沼及び水路を水色で色別し、必要に応じて標準地及び比準地（標準地に準じる比準地）の表示並びに地目ごとの査定等級を記入するものとする。

三　字図

取得又は使用する土地を赤色で表示するものとする。

参考６　残地補償金算定調書(案)

残地補償金算定調書(案)の“表紙”は、標準地評価調書(案)の“表紙”に準じて作成するものとする。

様式第3号－1

残　地　補　償　金　算　定　表

郡　　町
県　　区　　地内
市　　村

残地番号	地域の種別	所在及び地番	地目	取得前面積	(a) 残地面積	(b) ㎡当たり取得価格	(c) ㎡当たり残地価格	(d) 差引価格 (b)－(c)×(1－売却損率)	補償額 (a)×(d)	摘要
1			宅地	280.00	80.14	43,400	39,000	14,150	1,133,900	百円未満切捨

補償額算定の要旨

備考　実測平面図(1／250～1／500)中で、補償しようとする残地に番号を付して明示するものとする。

様式第3号－2

残　地　価　格　算　出　表

（単位：㎡当たり円）

残地番号	地域の種別	所在及び地番	地目	(a) 標準地評価格	(b) 格差率(比準率)	算定価格 (a)×(b)	残地価格	摘要
1			宅地	45,700	85.5／100	39,073	39,000	

様式第3号－3

残地の個別的要因格差率（比準率）算出表

残地番号	地域の種別	所在及び地番	地目	街路条件	交通接近条件	環境条件	画地条件	行政的条件	その他	格差率	摘要
1			宅地	100/100	100/100	100/100	85.5/100	100/100	100/100	85.5/100	

備考

1　格差率算定に係る条件は、該当する地域の種別に必要な条件により比較を行うものとする。

2　価格形成要因調査表(個別的要因調査表)を添付するものとする。

様式第3号－4

残地等の売却損率算出表

残地番号	地域の種別	所在及び地番	地目	(a) 標準地の格差率 (画地条件)	(b) 残地の格差率 (画地条件)	格差率 1－(b)／(a)	必要となる早急性の程度	売却損率 (%)	摘要
1			宅地	100/100	85.5/100	0.145	高い	25	

別記６

建物平面図等表示記号

（平面表示記号）

平面表示記号は、次の表により原則として縮尺 1/100 及び 1/200 に用いる。表にないものについては、尺度に応じ実形をかき、所要の説明を記入する。

表示事項	表示記号	表示事項	表示記号	表示事項	表示記号	表示事項	表示記号
方法 矢印方向は北を示す		伸縮間仕切		ﾄﾞｱｸﾛｰｻﾞｰ（ｽﾄｯﾌﾟなし）		※熱感知器	
出入口 建物主要出入口の位置を表示する		両引き戸		ﾌﾛｱｰﾋﾝｼﾞ（ｽﾄｯﾌﾟなし）	FH FH	※自動閉鎖装置	ER
出入口一般		引違い戸 片引き戸（Ⅰ）		ﾋﾝｼﾞｸﾛｰｻﾞｰ（ｽﾄｯﾌﾟなし）	HC HC	※連動制御器 操作部を有するもの	
両開き戸		片引き戸（Ⅱ）		※常時閉鎖式防火戸		※非常用進入口	
片開き戸		引込戸		※防火戸	甲防 乙防	窓一般	
自由戸		雨戸				両開き窓	
回転戸		網戸		※防火ｼｬｯﾀｰ	甲防 乙防	片開き窓	
折たたみ戸		シャッター		※煙感知器	S	回転窓	
引違い窓 片引き窓		階段昇り表示 最上階		ﾀﾞｸﾄｽﾍﾟｰｽ ﾊﾟｲﾌﾟｼｬﾌﾄ ｴｱｰﾀﾞｸﾄ ﾀﾞｽﾄｼｭｰﾄ	略号を記入する	小便器一般 隔板は必要に応じて記入する	
格子付き窓		階段昇り表示 一般階		改め口		ストール	
網戸付き窓		階段昇り表示 最下階		ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ		和式大便器	
ｼｬｯﾀｰ付き窓		スロープ昇り表示 最上階		リフト		洋式便座	
※ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞ付き窓		スロープ昇り表示 一般階		水こう配 矢印方向は下り方向を示す		※屋内消火栓	
※ｶｰﾃﾝ付き窓		スロープ昇り表示 最下階		ﾙｰﾌﾄﾞﾚｲﾝ		※屋外消火栓 地上式	H
						※屋外消火栓 地下式	H

表示事項		表 示 記 号	表示事項	表 示 記 号	表示事項	表 示 記 号	表示事項		表 示 記 号
郵便受け			たてどい		洗面器・手洗器		縁　石		
室名札	持 出 手 持		吹抜け	吹 抜	ｽﾛｯﾌﾟｼﾝｸ	S	目地	誇 張 収 縮	

表 示 事 項		表 示 記 号	表 示 事 項	表 示 記 号	表 示 事 項	表 示 記 号
※　排水管 管径及び管種を略号で記入する			ベンチマーク	BM	※ガスメーター	GM
※ 排水ます	一　般		ボーリング位置		※電気マンホール	MH
					※電気ハンドホール	HH
※ 排水ます	雨　水 汚　水 トラップ 公　共		斜　面		※分 電 盤	
			芝　張		※端 子 盤	
側　溝 必要に応じ型（L．U．V．）を記入する		矢印は流水方向を示す	※石積擁壁		※誘 導 灯	又は
敷地境界			※ｺﾝｸﾘｰﾄ間知ﾌﾞﾛｯｸ積擁壁			
境界石一般			※ｺﾝｸﾘｰﾄ擁壁			
囲　障 一般機種を記入する			※量水器	M		

※印は必要ある場合の表示記号を示す。

（材料構造表示記号）

材料構造表示記号は、次の表により必要に応じ材料名及び仕上の種類を併記する。表にないものについては、尺度に応じ実形をかき、所要の説明を記入する。

表示事項	表　示　記　号			表示事項	表　示　記　号		
	縮尺1/100の場合 （縮尺1／200・1／300の場合はこれに準ずる）	縮尺1/50の場合 （縮尺1／30の場合はこれに準ずる）	縮尺1/20の場合 （縮尺1／10の場合はこれに準ずる）		縮尺1/100の場合 （縮尺1／200・1／300の場合はこれに準ずる）	縮尺1/50の場合 （縮尺1／30の場合はこれに準ずる）	縮尺1/20の場合 （縮尺1／10の場合はこれに準ずる）
ｺﾝｸﾘｰﾄ及び鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ				軽量鉄骨・下地間仕切壁		実形に準じて表示する	

表示事項	表示記号		
	縮尺1/100の場合 （縮尺1／200・1／300の場合はこれに準ずる）	縮尺1/50の場合 （縮尺1／30の場合はこれに準ずる）	縮尺1/20の場合 （縮尺1／10の場合はこれに準ずる）
鉄骨			
壁・床一般			
軽量壁・床一般			
ALC			実形に準じて表示する
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ壁			実形に準じて表示する
地盤			
割ぐり			
砂利・砂		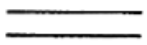	実形に準じて表示する
石材または疑石		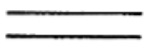	
れんが			実形に準じて表示する
左官仕上げ			

表示事項			表示記号		
			縮尺1/100の場合 （縮尺1／200・1／300の場合はこれに準ずる）	縮尺1/50の場合 （縮尺1／30の場合はこれに準ずる）	縮尺1/20の場合 （縮尺1／10の場合はこれに準ずる）
木造壁	木造	真壁造 管柱		実形に準じて表示する	
		片ふた柱			
		通柱			
		大壁造 管柱		実形に準じて表示する	
		間柱			
		通柱			
	鉄筋コンクリート造り	（端部及び交点にのみ柱形を表示する）	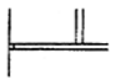	実形に準じて表示する	
既製間仕切 必要に応じ割付記入			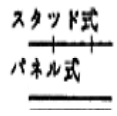	実形に準じて表示する	
木材	化粧材				
	構造材				
	補助構造材				
畳				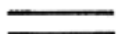	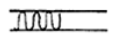
保温吸音材				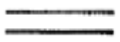	
網					
アスファルト防水層					

表示事項		表示記号		
		縮尺1／100の場合 （縮尺1/200・1/300の場合はこれに準ずる。）	縮尺1／50の場合 （縮尺1／30の場合はこれに準ずる。）	縮尺1／20の場合 （縮尺1／10の場合はこれに準ずる。）
鉄筋	φ・D			
	9・10		・	
	13		×	
	16		∅	
	19		●	
	22		○	
	25		⊙	
	28・29		⊗	
	32		○	
高力ボルト（F10T．S10T）	M12		・	
	M16		⬮	
	M20		✦	
	M22		✦	
	M24		✳	
溶鉛亜鉛めっき高力ボルト（F8T）	M16		｜	
	M20		＋	
	M22		✦	
	M24		✳	
普通ボルト	M12		○	
	M16		⦶	
	M20		⊕	
	M22		⊕	
	M24		⊕	
	50	⊖		
	75	×		
	100	＋		

は り 貫 通 孔	125		
	150		
	175		
	200		
	225		
	250		
	275		
	300		
	325		
	350		
	375		
	400		

(建具開閉表示記号)

建具の開閉表示記号は、次の表による。表にないものについては、実形に応じた建具開閉表示記号をかき、所要の説明を記入する。

表示事項	表示記号	表示事項	表示記号	表示事項	表示記号
両 引 き	←　→	回　　転		はめころし	FIX
引 違 い		内　倒 し 外倒しの場合は、外と記入	内	すべりだし	
片 引 き	→　FIX	つ き だ し		バランス	↓ ↑B
両 開 き		上 げ 下 げ	↓ ↑	→印は開き方向を示す	

(略号)

略号を使用する場合は、次の表による。表にないものについては、原則として略号を使用しない。

項目	表示事項	表示略号	表示事項	表示略号
一般	塔屋屋階	PRF	半 径	γ・R
	塔屋 1 階	P1F	縮 尺	S
	屋階(塔屋のないもの)	RF	センターライン	℄
	3 階中 2 階	3FMF	間 隔	@
	中 2 階	MF	厚 さ	ⓡ
	1 階、3 階	1F・3F	ダクトスペース	DS

	地下１階	B1F	パイプシャフト	PS
一	幅	W・ω	エアーダクト	AD
	高 さ	H・h	ダストシュート	DST
	長 さ	L・ℓ	基準地盤面	GL
般	直 径	d・ϕ・D	基準床面	FL
	鉄骨鉄筋コンクリート	SRC	大ばり	G
	鉄筋コンクリート	RC	小ばり	B
	鉄骨	S	トラス、トラスばり	T
構	軽量鉄骨	LGS	サブトラス	ST
	コンクリートブロック	CB	ラチス	Latt
	高温高圧蒸気養生軽量気泡コンクリート	ALC	プレート	PL・PL
	床 板	S	フラットバー	FB
	壁	W	高力ボルト	HTB
	耐震壁	EW	あばら筋	STP
	柱	C	帯 筋	Hoop
	間 柱	P	柱・はりの幅	b
造	筋かい	BR	柱・はりのせい	D
	基 礎	F	厚 さ	t
	布基礎	f		
	つなぎばり、基礎ばり	FG		
	合成樹脂調合ペイント塗り	OP	複層仕上塗材塗り	
	合成樹脂エマルションペイント塗り	EP	ポリマーセメント系	複層塗材 CE
	合成樹脂エマルション模様塗料塗り	TP	合成樹脂エマルション系	複層塗材 E
	合成樹脂エマルション砂壁状吹付け（A 項（内装用））	SP	合成樹脂エマルション系	複層塗材 RS
材			反応硬化形合成樹脂エマルション系	複層塗材 RE
			けい酸質系	複層塗材 Si
	合成樹脂エマルション砂壁状吹付け（外装用）	リシン吹付	人造石研出し	人研
			石綿セメント板	
料	化粧用セメント吹付け（外装用）		フレキシブル板	石綿板（F）
	多彩模様塗料塗り	MP	平　　板	石綿板（S）
	塩化ビニル樹脂エナメル塗り	VP	軟　質　板	石綿板（N）
	塩化ゴム系エナメル塗り	RP	現場テラゾ塗り	現テラ
・	アクリル樹脂エナメル塗り	AP	テラゾブロック	TB
	フタル酸樹脂エナメル塗り	FP	軽量気泡コンクリート	ALC パネル
	クリヤーラッカー塗り	CL	石こうボード	GB
	ウレタン樹脂ワニス塗り	UV	吸音用穴あき石こうボード	GB（P）
工	油性ステイン塗り	OS	化粧石こうボード（トラバーチン模様）	GB（T）
	ラッカーエナメル塗り	LE	化粧石こうボード（木目模様）	GB（W）
	オイル塗りワックス吹き仕上げ	OF		
	マスチック塗材塗り A 種	マスチック（A）	ロックウール化粧吸音板	RB
法	マスチック塗材塗り B 種	マスチック（B）		
	マスチック塗材塗り C 種	マスチック（C）	無石綿セメントけい酸カルシウム板	ケイカル板

	薄付け仕上塗材塗り		吸音用穴あき無石綿セメントけい酸カルシウム板	ケイカル板(P)
材	外装セメント系	外装薄塗材 C		
			ポリスチレンフォーム保温板	PF 板
料	外装合成樹脂エマルション系	外装薄塗材 E	保 温 板	
	内装セメント系	内装薄塗材 C	管　　類	
・	内装合成樹脂エマルション系	内装薄塗材 E	硬質塩化ビニール管	VP
	内装けい酸質系	内装薄塗材 Si	遠心力鉄筋コンクリート管	HP
工	厚付け仕上塗材塗り		配管用鋼管	SGP
	外装セメント系	外装厚塗材 C	配管用つば付き鋼管	TGP
法	外装合成樹脂エマルション系	外装厚塗材 E	構造用鋼管	STK
			亜鉛めっき鋼板	SZ
	木　製　戸	WD	ドアクローザー	DC
	鋼　製　戸	SD	フロアヒンジ	FH
	鋼製軽量戸	LD	ラバトリーヒンジ	LH
	ステンレス製戸	SSD	ピボットヒンジ	PH
建	アルミニウム製戸	AD	ヒンジクローザー	HC
	木　製　窓	WW	フロート板ガラス	P
	鋼　製　窓	SW	型板ガラス	F
	ステンレス製窓	SSW	網入り型板ガラス	N
	アルミニウム製窓	AW	綿入り型板ガラス	W
	重量シャッター	SS	網入り磨き板ガラス	NP
	軽量シャッター	LS	綿入り磨き板ガラス	WP
	オーバーヘッドドア	OHD	合わせガラス	L
具	木製がらり	WG	強化ガラス	T
	鋼製がらり	SG	熱線吸収フロート板ガラス	HP
	アルミニウム製がらり	AG	熱線吸収網入り磨き板ガラス	HNP
	ふ す ま	H	熱線吸収線入り磨き板ガラス	HWP
	紙 障 子	P	複層ガラス	SL

電気、機械設備等の機器材図示記号は、次の表による。

電　　力　　設　　備

記号	名称	備考
(電燈)		
	けい光燈　天井付	
	けい光燈　天井付(発電機回路)	
	けい光燈　天井付(電池内蔵形) (非常用照明器具)	(誘導灯との兼用器具を含む。)

	けい光燈　壁付	
	けい光燈　角型天井付	
	けい光燈 非常用照明器具白熱燈組込	（誘導灯との兼用器具を含む。） 位置ボックス 2 個とする。
	けい光燈　コードペンダント	
	白熱燈　天井付	
	白熱燈　壁付	
	白熱燈　天井付（発電機回路）	
	白熱燈　壁付（発電機回路）	
	白熱燈　天井付 （非常用照明器具）	（電池内蔵形又は電池別置形誘導灯との兼用器具を含む。）
	白熱燈　壁付 （非常用照明器具）	（電池内蔵形又は電池別置形誘導灯との兼用器具を含む。）
	階段通路誘導灯	
	避難口誘導灯　廊下通路誘導灯	
	埋込タンブラスイッチ 1P10A × 1（連用形）	15A 以上は傍記による。
2	埋込タンブラスイッチ 2P10A × 1（連用形）	15A 以上は傍記による。
3	埋込タンブラスイッチ 3P10A × 1（連用形）	15A 以上は傍記による。
4	埋込タンブラスイッチ 4P10A × 1（連用形）	15A 以上は傍記による。
L	埋込タンブラスイッチ　1P10A × 1 パイロットランプ付（連用形）	15A 以上は傍記による。
Wr	埋込タンブラスイッチ 1P10A × 1（防水形）	15A 以上は傍記による。

●EX	埋込タンブラスイッチ 1P10A × 1（防爆形）	15A 以上は傍記による。
●P	プルスイッチ	
●R	リモコンスイッチ	
●RL	リモコンスイッチ パイロットランプ付	
⊗	セレクタースイッチ	回路数は傍記による。 傍記 L は、パイロットランプ付を示す。
▲	リモコンリレー	
▲▲▲	リモコンリレー集合体	リレー数は、傍記による。
●A	自動点滅器	容量は、傍記による。
↗	調光器	容量は、傍記による。
⊙又	天井コンセント 2P15A × 1（抜け止め形）	2 個以上は、傍記による。
⊙▲	床コンセント　2P15A × 1	2 個以上は、傍記による。
⊙	壁付コンセント 2P15A × 2（連用形）	1 個又は 3 個以上は、傍記による。
⊙20A	壁付コンセント 2P20A × 2	20A 以上は、傍記による。 プラグ付きとする。
⊙3P	壁付コンセント 3P15A × 1	3 個以上は、傍記による。 プラグ付きとする。
⊙E	壁付コンセント 2P15A × 1　接地極付	プラグ付きとする。
⊙WP	壁付コンセント 2P15A × 1（防水形）	（プラグ不要とする。）
⊙FC	ファンコイル用壁付コンセント 2P15A × 1（ツイストロック形）	（プラグ不要とする。）
⊙EX	壁付コンセント 2P15A × 1（防爆形）	プラグ、キャップ付とする。

	壁付コンセント 2P15A × 1（ツイストロック形）	プラグ付きとする。
	壁付コンセント 2P15A × 1　抜け止め形	
	非常コンセント箱　埋込形	（消防法によるもの）
	壁付コンセント及び接地端子付 2P15A × 1　ET × 1	
	接地端子（連用形）	
	接地端子（医用）	
（機器）		
	電動機	別途
	電熱器	別途
	換気扇	別途
	サーモスタット	別途
	ヒューミディスタット	別途
	整流器	容量は、傍記による。
	蓄電池	容量は、傍記による。
	電磁弁	別途
	電動弁	別途
	地震感知器	別途
	開閉器箱	極数、容量、ヒューズ容量、しゃ断電流容量は、傍記による。
	電流計箱付開閉器・電磁開閉器	
	電磁開閉器用押釦	傍記 L は、パイロットランプ付を示す。
	フロートスイッチ	別途

LF	フロートレススイッチ電極	別途(電極数を傍記する)
P	圧力スイッチ	別途
B	配線用しゃ断器箱 (モーターブレーカー)	極数、フレーム大きさ、電動機容量、しゃ断電流容量は、傍記による。
B	電動機用配線用しゃ断器箱	極数、フレーム大きさ、定格電流、しゃ断電流容量は、傍記による。
WH	電力量計(箱入又はフード付)	集合計器箱の場合は数を傍記する。
L	電流制限器	電流は、傍記による。
L	電流制限器(箱入)	電流は、傍記による。
G	漏電警報器	
F	漏電火災警報器	(消防法によるもの)
TB	ベル変圧器	容量、二次電圧は、傍記による。
TR	リモコン変圧器	漏れ形の場合はLを傍記する。
ROM	遠隔油量指示計	
(盤)		
	電燈分電盤	二重枠のものは、耐熱保護とする。
	動力制御盤	
	電力分電盤	
(避雷針)		
	避雷針(突針)	立面図用
	避雷導線	材料の種類、大きさは、傍記による。 接続点、材料の種別は、傍記による。
	接地	

⊗	接地抵抗測定用端子	
⊗	接地用端子箱	形式は、傍記による。
（配管配線）		
	天井いんぺい配線	
	床いんぺい配線	
	露出配線	
1.6（E 19）	1V1.6 × 2 本　ねじなし電線管（E19）	電線太さ、本数、電線管太さは、例示とする。
5.5□（VE16）	1V5.5□× 2 本　硬質ビニル電線管（16）	電線太さ、本数、電線管太さは、例示とする。
1.6（PF16）	1V1.6 × 2 本　合成樹脂製可とう（16）	電線太さ、本数、電線管太さは、例示とする。
1.6（CD16）	1V1.6 × 2 本　CD 管（16）	電線太さ、本数、電線管太さは、例示とする。
1.6（F 2 17）	1V1.6 × 2 本　2 種金属製可とう電線管（17）	電線太さ、本数、電線管太さは、例示とする。
1.6（MM 1）	1V1.6 × 2 本　1 種金属線び	電線太さ、本数、電線管太さは、例示とする。
（E 19）	電線の入っていないねじなし電線管（E19）	電線管太さは例示とする。
	ケーブルの防火区画貫通部	

通　信　設　備

記号	名称	備考
（電話） Ⓣ	内線電話機	

BT	ボタン電話機	
	集合保安器箱(箱のみ)	回線数は、傍記による。
	転換器	
	両切転換器	
	端子盤	対数(実装／容量—列数)は、傍記による。
MDF	本配線盤	対数(実装／容量—列数)は、傍記による。
ATT	局線中継台	
	中継台(手動交換機を含む)	
	局線表示盤	局線数は、傍記による。
	自動交換機	
	ボタン電話主装置	形式は、傍記による。
	電話交換機用電源装置	
	床付電話用アウトレット	
	壁付電話用アウトレット	
(一般警報装置)		
	警報押ボタン	
A	警報ベル	
A	警報ブザー	
	警報受信盤	
(電気時計)		
	子時計	
	子時計用アウトレット	

	スピーカ付子時計	
	時報子時計	
	親時計	
	親時計　モニター組込みのもの	
	時報ベル	
	時報ブザー	
（拡声・インターホン）		
	スピーカ	
	スピーカ用アウトレット	
	ホーン形スピーカ	
J M	床付マイクロホンジャック	
C M	マイクロホン用コンセント	極数は、傍記による。
J S	床付スピーカジャック	
C S	スピーカ用コンセント	
J M	壁付マイクロホンジャック	
J S	壁付スピーカジャック	
	音量調整器	
R	ラジオアンテナ	
AMP	増幅器	
RM	遠隔操作器	
t	電話機形インターホン子器	
t	電話機形インターホン親器	

	拡声形インターホン子器	
	拡声形インターホン親器	
	壁付電話機形インターホン子器	
	壁付電話機形インターホン親器	
	壁付拡声形インターホン子器	
	壁付拡声形インターホン親器	
（呼出装置）		
	押ボタン（壁付）	2 個以上のボタン数は、傍記による。
	押ボタン（卓上）	2 個以上のボタン数は、傍記による。
	ベル	
	チャイム	
	ブザー	
（出退表示装置）		
	出退表示器	窓数は、傍記による。
	出退表示スイッチ	
	出退表示スイッチ盤	スイッチ数は、傍記による。
（テレビジョン）		
	テレビジョンアンテナ	VHF、UHF、素子数は、傍記による。
	増幅器	
	2 分配器	
	4 分配器	

	2 分岐器	
	4 分岐器	
	分波器、混合器	
	直列ユニット　75 Ω	
	直列ユニット　300 Ω	
	直列ユニット　75 Ω、300 Ω	
	BS アンテナ	
R	終端抵抗	
	機器収容箱	
（火災報知装置）		
	差動式スポット型感知器 2 種	1 種の場合は、傍記による。
	差動式スポット型感知器 2 種小屋裏、天井裏	1 種の場合は、傍記による。
	差動式スポット型感知器 2 種埋込形	1 種の場合は、傍記による。
	定温式スポット型感知器特種	
	定温式スポット型感知器 1 種	
	定温式スポット型感知器 1 種小屋裏、天井裏	特種の場合は、傍記による。
	定温式スポット型感知器 1 種防水用	特種の場合は、傍記による。
	定温式スポット型感知器 1 種耐酸形	特種の場合は、傍記による。
	定温式スポット型感知器 1 種耐アルカリ形	特種の場合は、傍記による。
E	定温式スポット型感知器 1 種防爆形	特種の場合は、傍記による。
S	煙式感知器 2 種	1 種の場合は、傍記による。

S	煙式感知器 2 種小屋裏、天井裏	1 種の場合は、傍記による。
S	煙式感知器 2 種埋込形	1 種の場合は、傍記による。
S	煙感知器 2 種　点検ボックス付	1 種の場合は、傍記による。
S	煙複合式スポット型感知器 2 種・3 種複合式露出形	1 種・2 種複合式の場合は、傍記による。
S	煙複合式スポット型感知器 2 種・3 種複合式埋込形	1 種・2 種複合式の場合は、傍記による。
S　S	光電式分離型感知器（送光部、受光部）	種別は、傍記による。
	空気管	貫通個所を示す。
	空気管　小屋裏、天井裏	
	差動式分布型感知器の検出部	種別は、傍記による。
	回路試験器	
P	P 型発信器	級別は、傍記による。 傍記 E は、防煙型を示す。
P	P 型発信器　屋外用	級別は、傍記による。
B	火災警報ベル	
B	火災警報ベル　屋外用	
	受信機	
	受信機	他の設備と連動する場合
	副受信機（表示機）	
	表示燈	
R_E	非常放送移報器	
R_X	消火装置移報器	
R_H	消火栓移報器	
R_D	防火戸排煙等移報器	

T	差動スポット試験器	個数は、傍記による。
R G	移報器(警備会社等機器)	
	機器収容箱	
	機器収容箱	屋内消火栓箱組込み
Ω	終端抵抗器	
P B	総合盤	
P B	総合盤	屋内消火栓箱組込み
	火災報知設備警戒区域境界線	
	火災報知設備警戒区域番号	上部に必要事項下部に警戒区域番号を表わす場合もある。
(ガス漏れ警報装置)		
G	検知器	
G	検知器　壁掛形	
	受信機	
	中継器	必要に応じ個数を傍記する。
L	中継器　表示灯付	必要に応じ個数を傍記する。
	表示灯	
	警戒区域境界線	
	警戒区域番号	
(非常警報装置)		
F	非常用押ボタン	
ET	非常電話機	番号は、傍記による。

Ⓑ	非常ベル	
EP	操作装置	
ⓑⓕ	一体形	電源部別置
ⓑⓕ	複合装置	電源部内蔵
◐	表示灯	
— - - —	非常警報設備報知区域境界線	
△ （消火設備）	非常警報設備報知区域境界番号	
Ⓔ	起動押ボタン	傍記 E は、防爆形を示す。
Ⓔ	起動押ボタン　防水用	
Ⓜ◁	モータサイレン	別途
Ⓑ	警報ベル	
Ⓑ	警報ブザー	
⊠	制御盤	
⊞	表示盤	窓数は、傍記による。
○	表示燈	
◎	始動表示燈兼用型表示燈	
（防災設備）		
Ⓢ	煙感知器 3 種　露出形 （建築基準法によるもの）	
Ⓢ	煙感知器 3 種　埋込形 （建築基準法によるもの）	
◒	熱感知器（建築基準法によるもの）	種別は、傍記による。

ER D	自動閉鎖装置(防火戸)	
ER S	自動閉鎖装置(防火シャッター)	別途
ER	自動閉鎖装置(防煙たれ壁)	別途
ER SD	自動閉鎖装置(防煙ダンパー)	別途
ER ES	自動開放装置(排煙口)	別途
	連動制御器	1 回線用
	連動制御器(操作部を有するもの)	多回線用
No	動作区域番号(防火戸・シャッター)	
No	動作区域番号(防煙ダンパー)	

屋　外　設　備

記号	名称	備考
(屋外設備)		
	屋外燈	
	コンクリート柱	長さ、末口径、設計荷重は、傍記による。
	木柱	注入剤、長さは、傍記による。
	支線	太さは、傍記による。 ガードを必要とする場合は、特記による。
	支柱	長さ等は、木柱に準じた傍記による。(木柱と同材質とする。)
	架空電線路	電圧、太さ、条数及び電線種別は、傍記による。
	地中電線路	電圧、ケーブル種別、太さ、心数及び条数、保護材は、傍記による。
M	マンホール	形式は、傍記による。
H	ハンドホール	形式は、傍記による。
	埋設標(地中線)	

給 水 排 水 衛 生、空 調 設 備

（配 管）

種		類	記 号	備 考
共通	管の太さ及び種類		管の太さ又は種類を示す場合は、管の太さを表わす文字又は管の種類を表わす記号を管を表わす線の上に沿わせ、図の下又は左から読めるように図示するか、引出線を用いて図示する。 管の太さ及び種類を同時に示す場合は、管の太さを表わす文字の次に管の種類を表わす記号を記入する。なお、管種記号は必要に応じて記入する。	50 40 32 50Cu 10Cu 20Cu 管種記号は、次のとおりとする。 鋼 管：記号なし 塩ビライニング鋼管：VL ポリ粉体鋼管：PL コーティング鋼管：CT 排水用塩ビライニング鋼管：DVL ステンレス鋼管：S 鋳鉄 管：記号なし 鉛 管：L 銅 管：Cu ビニル管：V ポリエチレン管：P ヒューム管：記号なし
	管の接続状態	接続していないとき		
		接続しているとき		
	管の立体的表示	立 管	立下り 太通し 立上り	
		立上り 立下り部		
		フランジ		特に継手を示す場合に用いる。
		ユニオン		同 上
		チーズ		同 上
		T Y		同 上
		エルボ		同 上

共通	管の継手	ベンド		同上
		満水試験継手		
		プラグ		
		フレキシブルジョイント		
		防振継手		
		ボールジョイント		
	管の固定			
	貫通部	スリーブ		
		防火壁貫通		
		防火層		
		斫り個所		
衛生	給水管	市水		ただし、鋳鉄管の場合は、
		井水		ただし、鋳鉄管の場合は
	給湯管	送り		
		返り		

衛生	排水管	排水		ただし、鋳鉄管の場合は、ヒューム管の場合は
		通気		
	消火管	屋内及び屋外消火栓管、連結送水管並びに連結散水管		ただし、鋳鉄管の場合は
		スプリンクラー及び泡消火管	S F	
		ハロゲン化物消火管	HL	
		粉末消火管	D	
	ガス管	都市ガス	G	ただし、鋳鉄管の場合は、ガスの配管のみを示す図面の場合は G を省略する。
		液化石油ガス	PG	ガス配管のみを示す図面の場合は PG を省略する。
空調	高圧蒸気管	送り		
		返り		
	中圧蒸気管	送り		
		返り		
	低圧蒸気管	送り		ただし、低圧蒸気直接暖房のみを示す図面の場合は斜線を省略する。
		返り		ただし、低圧蒸気直接暖房のみを示す図面の場合は斜線を省略する。
	冷却水管	送り	CD	

空調		返り	----CDR----	
	冷水管	送り	——— C ———	
		返り	---- CR----	
	冷媒管	送り	——— R ———	
		返り	----RR----	
	温水管	送り	——— H ———	ただし、温水暖房のみを示す図面の場合は文字を省略する。
		返り	----HR----	同上
	冷温水管	送り	——— CH ———	
		返り	----CHR----	
	膨張管		---- E----	
	給油管	送り	——— O ———	
		返り	--- OR---	
		通気管	——— OV ———	
	排気管		----AV----	空気抜管を含む。
その他	圧縮空気		——— A ———	

その他	真　　空		V	
	酸　　素		O_2	

（機器及び材料）

種　　類		記　　号	備　　考
共通	埋　設　弁		
	仕　切　弁	GV	バタフライ弁を使用するときは特記する。この場合、GV を BV とする。
	玉　形　弁	SV	
	逆　止　弁	CV	
	コ　ッ　ク	CK	
	安全弁及び逃し弁		
	減圧装置	D	図はバイパス管付きを示す。
	温度調節装置	T	同　上
	電動弁装置	M	同　上
	電磁弁装置	S	同　上
	空　気　弁	A	

共通	圧　力　計		
	水　高　計		
	連　成　計		
	温　度　計		
	ストレーナ		
衛生	量　水　器	M	
	水　　栓	(水)　(湯)　(混合)	
	洗　浄　弁		
	ボールタップ		
	シ　ャ　ワ　ー		
	散水栓及び靴洗栓(箱共)		
	水　抜　栓		
	水　栓　柱		
	床上掃除口	CO	

衛生	床下掃除口	CO	
	床排水トラップ		
	排水金物		
	間接排水金物		
	トラップ		
	トラップ桝		
	インバート桝		
	ため桝		
	公共桝		
	屋内消火栓		屋内消火栓箱付き
	屋内消火栓（放水口共）		屋内消火栓箱付き
	連結送水管放水口		放水口格納箱付き
	連結送水管放水口		放水用器具格納箱付き
	屋外消火栓（地上式）	H	屋外消火栓ホース格納箱付き
	屋外消火栓（組込形）	H	屋外消火栓箱付き

衛生	送　水　口		
	放　水　口		
	スプリンクラー、泡及び連結散水ヘッド		
	ハロゲン化物及び粉末噴射ヘッド		いんぺい形の場合は、
	一 ロ ガ ス カ ラ ン		ゴム管口コックを含む。
	二 ロ ガ ス カ ラ ン		
	壁 埋 込 ガ ス 栓		
	水　取　器		
	ガ ス メ ー タ	GM	
空調	高圧トラップ装置		図は、バイパス管付きを示す。
	低圧トラップ装置		同　上
	リ フ ト 継 手		
	サ イ レ ン サ		
	ベローズ形伸縮継手	S又はD	S は単式、D は複式を示す。

空調	柱形放熱器・同表示形式		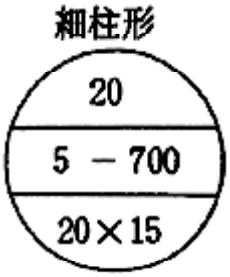
	ベースボードヒーター 同　表　示　形　式	 放熱量(Kcal ／ h)	形　式 壁掛形　BW 自立形　BF 種　類 温水用一段式　W1H 温水用二段式　W2H 蒸気用一段式　S1H 蒸気用二段式　S2H
	コ　ン　ベ　ク　タ　ー 同　表　示　形　式	 放熱量(Kcal ／ h)	形　式 壁掛形　CW 自立形　CF 種　類 温　水　用　H 蒸　気　用　S 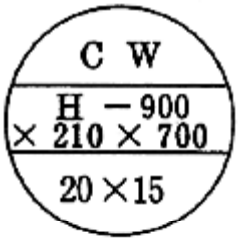
	ファンコンベクター 同　表　示　形　式		形　式 床置き形　FVF 天井つり形　FVC 種　類 温　水　用　H 蒸　気　用　S

空調				FVF H－3000 20×20
	ファンコイルユニット 同　表　示　形　式		形式 形番 水量 (ℓ/min)	形　式 床置露出形　FR 床置隠ぺい形　FI 天井吊り露出形　CR 天井吊り隠ぺい形　CI 天井カセット形　CK ローボーイ床置露出形　LFR ローボーイ床置隠ぺい形　LFI FR FCU－3 5.0
	風　　道	空　調　送　気	－S－	風道のみを示す図面の場合は、S を省略する。
		同　上　断　面	矩形　円形	
	風　　道	空　調　還　気	－R－	風道のみを示す図面の場合は、R を省略する。
		同　上　断　面	矩形　円形	
	風　　道	外　　気 又　　は 換　気　送　気	－OA－	
		同　上　断　面	矩形　円形	
	風　　道	排　　気	－E－	
		同　上　断　面	矩形　円形	

空調	排　煙　風　道	排　　煙		
		同 上 断 面	矩形　円形	
	吹　出　口(壁付)			
	同　　上(天井付)			
	吸　込　口(壁付)			
	吸　込　口(天井付)			
	ダ ン パ ー			風量調節ダンパーは VD、防火ダンパーは FD、防煙ダンパーは SFD. SD、ピストンダンパーは PFD・PD
	モータダンパー			
	外気取入ガラリ			
	排気ガラリ			
	たわみ継手			
	点　検　戸			
	排 煙 口(壁付)			SM ― W × H W：幅(㎜) H：高さ(㎜)
	排 煙 口(天井付)			SM ― W × H W：よこ(㎜) H：たて(㎜)
	コ イ ル(加熱)		H C	

空調	同　　上(冷却)	C C	
	同　　上(加熱冷却)	H C	
	サーモスタット	T	
	ヒューミディスタット	H	
	換　気　扇		

(機器及び材料(説明図用))

区　分 名　称	略　　図	種　別　記　号	
水　ろ　過　器		WF	
ガ ス 湯 沸 器		OF	
ポ　　ン　　プ		PV	: 揚水ポンプ
		PV	: 小型給水ポンプユニット
		PV	: 排水ポンプ
		PVS	: 消火ポンプユニット
		POO	: 給湯用循環ポンプ

ポ　ン　プ		PV	：真空給水ポンプ
		PO	：油ポンプ
槽	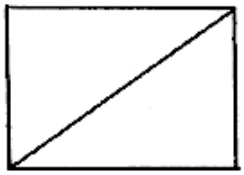	TW	：受水槽
		TWH	：高置水槽
		TWR	：減圧水槽
		TE	：膨張水槽
		TO	：貯油槽
		TOO	：オイルサービスタンク
		Tr	：消火用充水タンク
		Tho	：貯湯槽
管　寄　せ	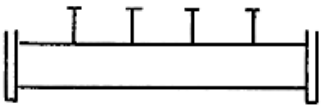	Hs	：蒸気管寄せ
		Hw	：冷温水管寄せ(往)
		HwR	：冷温水管寄せ(還)
ボ　イ　ラ　ー	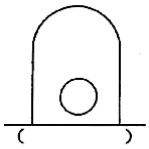 鋼鈑製炉筒煙管形	Bs	：蒸気ボイラー

ボ イ ラ ー	鋳鉄製セクショナル形 （　　）	Bw	：温水ボイラー
熱 交 換 器		HE	
冷 凍 機	（往復動冷凍機）　（遠心冷凍機） （吸収冷凍機）（直だき吸収冷温水機）	R_R R_C R_A R_B	：往復動冷凍機 ：遠心冷凍機 ：吸収冷凍機 ：直だき吸収冷温水機
空 気 調 和 機		ACp	：パッケージ型空気調和機
		ACU	：ユニット型空気調和機
空 気 清 浄 装 置		AF_U	：ユニット型空気ろ過器
		AF_R	：自動巻取型空気ろ過器
		AF_{ER}	：誘電ろ材型集じん器
		AF_E	：電気集じん器
冷 却 塔		CT	

送　　風　　機		Fs	：給気用
		FE	：排気用
		FK	：排煙用

別記８　移転料等算定様式

様式第1号　　別紙1

物 件 移 転 料 等 総 括 表

整理番号	

被補償者の 氏名又は名称			
被補償者の住所又は 主たる事務所の所在地			
採用単価	年度	消費税相当額補償の要否	要 ・ 不要

区　　分		補　償　額	摘　　要
建物移転料			
内訳	木造建物		棟　　㎡
	非木造建物		棟　　㎡
工作物移転料			
内訳	機械設備		
	附帯工作物		
	庭　園		
	墳　墓		
動産移転料			
立竹木補償金			
仮住居補償金			
家賃減収補償金			
借家人補償金			
移転雑費補償金			
営業休止補償金			
計			

特 記 事 項

請 負 者	

様式第2号(その1)

建物移転料算定表[再築工法]

所在地		算定者		整理番号	
所有者の氏名又は名称		算定年月日		消費税等相当額補償の要否	要 ・ 否
所有者住所		採用単価		増築の有無(木造・同種構造)	有(○棟) ・ 無

区分		内　　容	番号	計　算　式	A 棟	B 棟	C 棟	合 計	備 考
基本事項		構造・用途	(1)						
		延床面積	(2)		㎡	㎡	㎡		
		建築面積	(3)		㎡	㎡	㎡		
		建築年月	(4)		年　月	年　月	年　月		
		標準耐用年数	(5)		年	年	年		
		経過年数	(6)		年	年	年		
工事費等	建築	直接工事費	(7)	工事費(設備工事を含む)					
		共通仮設費	(8)	(7)×(木造:3%、非木造:(7)に対応する率(移転先ごとの建築直接工事費の合計額))	%	%	%		100円未満切り捨て
		純工事費	(9)	(7)+(8)					
		諸経費	(10)	(9)×((9)+(16)に対応する率(一発注単位)) +資力確保費用	%	%	%		100円未満切り捨て
		建築工事費(推定再建築費)	(11)	(9)+(10)					
	解体	直接工事費	(12)	工事費					
		共通仮設費	(13)	(12)×(木造:3%、非木造:(12)に対応する率(解体直接工事費の合計額)) 建築の共通仮設を解体で共用できる場合は不要	%	%	%		100円未満切り捨て
		純工事費	(14)	(12)+(13)					
		廃材運搬費	(15)						
		小　　計	(16)	(14)+(15)					
		諸経費	(17)	(16)×((9)+(16)に対応する率(一発注単位))	%	%	%		100円未満切り捨て
		廃材処分費	(18)						
		取りこわし工事費	(19)	(16)+(17)+(18)					
補償額	同種同等	建築工事費(推定再建築費)	(20)	(11)					
		再築補償率※1	(21)						
		現在価額+運用益損失額※1	(22)	(20)×(21)					1円未満切り捨て
		取りこわし工事費	(23)	(19)					
		法令改善費運用益損失額	(24)						
		小　　計	(25)	(22)+(23)+(24)					
		消費税等相当額	(26)	(25)×消費税等の税率					1円未満切り捨て
		△発生材価額	(27)						
		補償額	(28)	(25)+(26)−(27)					
	照応建物	建築工事費(推定再建築費)	(29)	(11)従前建物の推定再建築費					
		再築補償率※1	(30)						
		現在価額+運用益損失額※1	(31)	(29)×(30)					1円未満切り捨て
		現価率	(32)						
		従前建物の現在価額	(33)	(29)×(32)					1円未満切り捨て
		照応建物の推定建築費	(34)						
		推定再建築費等の差額※2	(35)	(34)−(29)					
		取りこわし工事費	(36)	(19)					
		法令改善費運用益損失額	(37)						
		小　　計	(38)	(31)+(35)+(36)+(37)					
		消費税等相当額	(39)	(38)×消費税等の税率					1円未満切り捨て
		△発生材価額	(40)						
		補償額	(41)	(38)+(39)−(40)					

※1　木造建物の増築(築年次の異なる同種構造の木造建物が接合)の場合の(21)及び(22)(又は(30)及び(31))については、適宜別紙(任意様式)により求めるものとする。

※2　推定再建築費等の差額(35)が負の値となり、(33)≧(34)の場合の小計(38)は、(33)+(36)+(37)とする。

推定再建築費等の差額(35)が負の値となり、(33)<(34)の場合の小計(38)は、(33)+((34)−(33))×$\{1-1/(1+r)^n\}$+(36)+(37)とする(r:年利率、n=従前建物の残耐用年数)。

様式第2号(その2)

建物移転料算定表[曳家工法]

所在地		算定者		整理番号	
所有者の氏名又は名称		算定年月日		消費税等相当額補償の要否	要 ・ 否
所有者住所		採用単価			

区分		内　　容	番号	計　　算　　式	A 棟	B 棟	C 棟	合 計	備 考
基本事項		構造・用途	(1)						
		延床面積	(2)		㎡	㎡	㎡		
		建築面積	(3)		㎡	㎡	㎡		
		建築年月	(4)		年　月	年　月	年　月		
工事費等	建築	直接工事費	(5)	曳家工事費及び補修工事費					
		共通仮設費	(6)	(5)×(木造:3%)	%	%	%		100円未満切り捨て
		純工事費	(7)	(5)+(6)					
		廃材運搬費	(8)						
		小　　計	(9)	(7)+(8)					
		諸経費	(10)	(9)×((9)に対応する率)	%	%	%		100円未満切り捨て
		廃材処分費	(11)						
		建築工事費	(12)	(9)+(10)+(11)					
補償額		曳家工事費等	(13)	(12)					
		法令改善費運用益損失額	(14)						
		小　　計	(15)	(13)+(14)					
		消費税等相当額	(16)	(15)×消費税等の税率					1円未満切り捨て
		補償額	(17)	(15)+(16)					

[備　　考]

棟番号	特　記　事　項

様式第２号（その３）

木造建物の補修箇所調査表

建物の所在地			調査年月日		備考
所有者	氏名又は名称		調査者氏名		
	住所				

	補正項目	補修期間	補修箇所及び程度		補正率
軸部	柱が１５ｃｍ角以上の建物	年　月	総本数	本	%
			15cm角以上の柱本数	本	
			使用率	%	
	柱に補修が施されている建物	年　月	総本数	本	%
			取替本数	本	
			取替率	%	
屋根	屋根に補修が施されている建物	年　月	総面積	㎡	%
			葺替面積	㎡	
			葺替率	%	
壁	内壁に補修が施されている建物	年　月	総面積	㎡	%
			張替面積	㎡	
			張替率	%	
	外壁に補修が施されている建物	年　月	総面積	㎡	%
			張替面積	㎡	
			張替率	%	
土台	土台に補修が施されている建物	年　月	１階床面積	㎡	%
			取替面積	㎡	
			取替率	%	

	補正項目	補修時期	補修箇所及び程度	補正率
その他	①軒先のたる木、野地坂を保護するための鼻かくし、破風坂等の補修が施されている建物	年　月		%
	②土台に防腐、白蟻消毒が施されている建物	年　月	補修回数（　　）回	%
	③出入口、雨戸、窓等の木造建具がアルミサッシ等の金属建具に取替えられている建物	年　月		%
	④建築基準法に定められている床高以上の床高によって湿気等の対策が施されている建物		床高（　　）ｃｍ	%
	⑤浴室の浴槽、壁及び床、タイル等の補修が施されている建物	年　月		%
	⑥建物の立地条件から判断して採光による環境条件が優れている建物			%
	⑦建物の立地条件から判断して通風による環境条件が優れている建物			%

備考1　補修箇所は、建物平面図等に明示するものとする。
　　2　本調査表は、建物の調査区分(構造、用途、経過年数)により作成するものとする。

補正	軸部	屋根	壁	土台	その他	計	採用補正率
合計	%	%	%	%	%	%	%

様式第2号(その4)

建物移転料算定表[改造工法]

所在地		算定者		整理番号	
所有者の氏名又は名称		算定年月日		消費税等相当額補償の要否	要 ・ 否
所有者住所		採用単価			

区分		内　　容	番号	計　　算　　式	A 棟	B 棟	C 棟	合 計	備 考
基本事項		構造・用途	(1)						
		延床面積	(2)		㎡	㎡	㎡		
		建築面積	(3)		㎡	㎡	㎡		
		建築年月	(4)		年　月	年　月	年　月		
工事費等	建築	直接工事費	(5)	残存部の一部改増築工事費					
		共通仮設費	(6)	(5)×(木造:3%、非木造:(5)に対応する率(移転先の建築直接工事の合計額))	%	%	%		100円未満切り捨て
		純工事費	(7)	(5)+(6)					
		諸経費	(8)	(7)×((7)+(14)に対応する率(一発注単位))	%	%	%		100円未満切り捨て
		建築工事費	(9)	(7)+(8)					
	解体	直接工事費	(10)	切取工事費及び切取面補修工事費					
		共通仮設費	(11)	(10)×(木造:3%、非木造:(10)に対応する率(解体直接工事費の合計額 建築の共通仮設を解体で共用できる場合は不要	%	%	%		100円未満切り捨て
		純工事費	(12)	(10)+(11)					
		廃材運搬費	(13)						
		小　　計	(14)	(12)+(13)					
		諸経費	(15)	(14)×((7)+(14)に対応する率(一発注単位))	%	%	%		100円未満切り捨て
		廃材処分費	(16)						
		解体工事費	(17)	(14)+(15)+(16)					
補償額		改造工事費	(18)	(9)					
		解体工事費	(19)	(17)					
		法令改善費運用益損失額	(20)						
		小　　計	(21)	(18)+(19)+(20)					
		消費税等相当額	(22)	(21)×消費税等の税率					1円未満切り捨て
		△発生材価額	(23)						
		補償額	(24)	(21)+(22)−(23)					

[備　　考]

棟番号	特　記　事　項

様式第2号(その5)

建物移転料算定表[復元工法]

所在地		算定者		整理番号	
所有者の氏名又は名称		算定年月日		消費税等相当額補償の要否	要 ・ 否
所有者住所		採用単価			

区分		内容	番号	計算式	A 棟	B 棟	C 棟	合計	備考
基本事項		構造・用途	(1)						
		延床面積	(2)		㎡	㎡	㎡		
		建築面積	(3)		㎡	㎡	㎡		
		建築年月	(4)		年 月	年 月	年 月		
工事費等	建築	直接工事費	(5)	運搬費及び復元工事費					
		共通仮設費	(6)	(5)×(木造:3%、非木造:(5)に対応する率(移転先ごとの建築直接工事費の合計額))	%	%	%		100円未満切り捨て
		純工事費	(7)	(5)+(6)					
		諸経費	(8)	(7)×((7)+(14)に対応する率(一発注単位))	%	%	%		100円未満切り捨て
		建築工事費	(9)	(7)+(8)					
	解体	直接工事費	(10)	解体工事費					
		共通仮設費	(11)	(10)×(木造:3%、非木造:(10)に対応する率(解体直接工事費の合計額) 建築の共通仮設を解体で共用できる場合は不要	%	%	%		100円未満切り捨て
		純工事費	(12)	(10)+(11)					
		廃材運搬費	(13)						
		小計	(14)	(12)+(13)					
		諸経費	(15)	(14)×((7)+(14)に対応する率(一発注単位))	%	%	%		100円未満切り捨て
		廃材処分費	(16)						
		解体工事費	(17)	(14)+(15)+(16)					
補償額		復元工事費	(18)	(9)					
		解体工事費	(19)	(17)					
		法令改善費運用益損失額	(20)						
		小計	(21)	(18)+(19)+(20)					
		消費税等相当額	(22)	(21)×消費税等の税率					1円未満切り捨て
		△発生材価額	(23)						
		補償額	(24)	(21)+(22)−(23)					

[備考]

棟番号	特記事項

様式第2号(その6)

建物移転料算定表[除却工法]

所在地		算定者		整理番号	
所有者の氏名又は名称		算定年月日		消費税等相当額補償の要否	要 ・ 否
所有者住所		採用単価			

区分		内　　容	番号	計　　算　　式	A 棟	B 棟	C 棟	合 計	備 考
基本事項		算定の種別	(1)	イ(建物の一部を切り取る場合)又はロ(建物を再現する必要がない場合)					
		構造・用途	(2)						
		延床面積	(3)		㎡	㎡	㎡		
		建築面積	(4)		㎡	㎡	㎡		
		建築年月	(5)		年　月	年　月	年　月		
		標準耐用年数	(6)		年	年	年		
		経過年数	(7)		年	年	年		
工事費等	建築	直接工事費	(8)	切取部分又は従前建物の建築工事費(設備工事費含む)					
		共通仮設費	(9)	(8)×(木造:3%、非木造:(8)に対応する率	%	%	%		100円未満切り捨て
		純工事費	(10)	(8)+(9)					
		諸経費	(11)	(10)×((10)+(17)に対応する率(一発注単位))	%	%	%		100円未満切り捨て
		建築工事費(推定再建築費)	(12)	(10)+(11)					
	解体	直接工事費	(13)	切取工事費(切取面補修工事費含む)又は取りこわし工事費					
		共通仮設費	(14)	(13)×(木造:3%、非木造:(13)に対応する率(解体直接工事費の合計額))	%	%	%		100円未満切り捨て
		純工事費	(15)	(13)+(14)					
		廃材運搬費	(16)						
		小　　計	(17)	(15)+(16)					
		諸経費	(18)	(17)×((10)+(17)に対応する率(一発注単位))	%	%	%		100円未満切り捨て
		廃材処分費	(19)						
		解体(取りこわし)工事費	(20)	(17)+(18)+(19)					
補償額		建築工事費(推定再建築費)	(21)	(12)					
		現価率	(22)						
		切取部分又は建物の現在価額	(23)	(21)×(22)					1円未満切り捨て
		解体(取りこわし)工事費	(24)	(20)					
		法令改善費運用益損失額	(25)						
		小　　計	(26)	(23)+(24)+(25)					
		消費税等相当額	(27)	((24)+(25))×消費税等の税率					1円未満切り捨て
		△発生材価額	(28)						
		補償額	(29)	(26)+(27)−(28)					

[備　　考]

棟番号	特　記　事　項

種目内訳記載例

名　　称	摘　　要	数　　量	単位	単　価	金　　額	備　考
直接工事費						
Ⅰ　A棟建築		×	延m²		××	
Ⅱ　A棟設備		1	式		××	
Ⅲ　B棟建築		×	延m²		××	
Ⅳ　B棟設備		1	式		××	
計					× ××	
共通費						
共通仮設費					××	
諸経費					××	
計					× ××	
					×× ××	
合　計						

中科目内訳記載例

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
Ⅰ　A棟建築						
1　直接仮設		1	式		× ××	
2　土工・地業		1	〃		× ××	
2.1　土工		1	〃		××	
2.2　地業		1	〃		××	
2.3　△△土工・地業		1	〃		××	
3　く体		1	〃		× ××	
3.1　基礎く体		1	〃		××	
3.2　上部く体		1	〃		××	
3.3　△△く体		1	〃		××	
4　外部仕上		1	〃		× ××	
4.1　屋根		1	〃		××	
4.2　外壁		1	〃		××	

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
4.3　外部開口部		1	式		××	
4.4　外部天井		1	〃		××	
4.5　外部雑		1	〃		××	
4.6　外部△△仕上		1	〃		××	
5　内部仕上		1	〃		× ××	
5.1　内部床		1	〃		××	
5.2　内壁		1	〃		××	
5.3　内部開口部		1	〃		××	
5.4　内部天井		1	〃		××	
5.5　内部雑		1	〃		××	
5.6　△△室仕上		1	〃		××	
計						

細目内訳記載例（標準的な細目の例示）

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
A棟建築						
1．直接仮設						
やりかた						
墨出						
原寸型板						
外部足場						
内部足場						
乗入構台						
災害防止						
養生						
清掃片付						
(発生材処分)						
(機械器具)						
(運搬)						
直　接　仮　設　計						

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
2. 土工・地業						
2.1　土工						
根切						
埋戻						
盛土						
不用土処分						
砂利敷						
山止						
排水						
(地中障害物処理)						
(機械器具)						
(運搬)						
土工小計						

名　　称	摘　　要	数量	単位	単価	金額		備考
2.2　地業							
既成コンクリート杭							
場所打コンクリート杭							
鋼杭							
ラップルコンクリート							
杭頭処理							
杭間さらえ							
(産業廃棄物処理)							
(機械器具)							
(運搬)							
地業小計							
土工・地業計							

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
3. く体						
3.1　基礎く体						
(3.1.1鉄筋コンクリート)						
捨コンクリート						
基礎コンクリート						
型枠						
鉄筋						
(3.1.3その他)						
基礎PC						
基礎く体小計						
3.2　上部く体						
(3.2.1鉄筋コンクリート)						
無筋コンクリート						
く体コンクリート						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
型枠						
鉄筋						
(3.2.2鉄骨)						
鋼材						
工場加工組立						
さび止め塗装						
現場施工						
試験費						
アンカーボルト取付						
ベース下均しモルタル						
耐火被覆						
(3.2.3その他)						
く体PC						
上部く体小計						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
3.3　△△く体						
コンクリート						
型枠						
鉄筋						
鉄骨						
PC						
△△く体小計						
く体計						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
4. 外部仕上						
4.1　屋根						
(4.1.2防水材仕上)						
セメント防水						
シート防水						
(4.1.3石材仕上)						
鉄平石乱張						
立上りモルタル						
みかげ舗石						
立上りモルタル						
(4.1.4タイル材仕上)						
磁器二丁掛タイル						
クリンカータイル						
立上りモルタル						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
(4.1.6金属材仕上)						
カラー鉄板瓦棒						
折板						
(4.1.7左官材仕上)						
防水材モルタル						
(4.1.8ガラス材仕上)						
波形ワイヤグラス						
(4.1.9内装材仕上)						
大波石綿スレート						
日本瓦						
屋根小計						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
4.2　外壁						
(4.2.1コンクリート材仕上)						
スパンコンクリート						
コンクリート面斫り仕上						
(4.2.3石材仕上)						
花こう岩						
(4.2.4タイル材仕上)						
磁器二丁掛タイル						
磁器モザイクタイル						
(4.2.6金属材仕上)						
アルミ成型板						
(4.2.7左官材仕上)						
モルタルはけ引						
リシン吹付						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
(4.1.2内外装材仕上)						
小波石綿スレート						
軒裏フレキシブルボード						
外壁小計						
4.3　外部開口部						
(4.3.6金属材仕上)						
SSD1～n○○ドア						
AW1～n○○サッシ						
AD1～n○○ドア						
SD1～n○○ドア						
特殊金物						
外部開口部小計						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
4.4　外部天井						
(4.4.6金属材仕上)						
ピロティ天井アルミ成型板						
(4.4.7左官材仕上)						
リシン吹付						
外部天井小計						
4.5　外部雑						
(4.5.6金属材仕上)						
ルーフドレイン						
たて樋						
屋上丸かん						
屋上手すり						
外部雑小計						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
4.6　バルコニー仕上						
床防水材モルタル						
立上り防水剤モルタル						
腰内側モルタル						
内外腰モルタル						
人造石研出笠木						
天井モルタル						
鉄パイプ手すり						
鋳鉄フロアドレイン						
バルコニー仕上小計						
4.7　ポーチ仕上						
屋根シート防水						
床クリンカータイル						
外壁磁器二丁掛けタイル						
柱型擬石						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額		備　考
天井アルミモールディング							
ポーチ仕上小計							
外部仕上計							

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
5. 内部仕上						
5.1　内部床						
(5.1.3石材仕上)						
花こう岩						
テラゾブロック						
(5.1.4タイル材仕上)						
磁器タイル						
立上り防水						
磁器モザイクタイル						
立上り防水						
(5.1.5木材仕上)						
ぶなフローリング						
檜縁甲板						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
(5.1.7左官材仕上)						
踏面、けこみモルタル						
現場テラゾ						
立上り防水						
(5.1.9内外装材仕上)						
床畳						
塩化ビニールタイル						
フローアクセスフロア						
樹脂系長尺シート						
さくらモザイクバーケット						
ならフローリングボード						
内部床計						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
5.2　内壁						
(5.2.1間仕切下地)						
間仕切コンクリートブロック						
〃　ALC						
木製軸組						
軽鉄軸組						
(5.2.3石材仕上)						
テラゾブロック幅木						
国産大理石						
(5.2.4タイル材仕上)						
半磁器タイル						
二丁掛タイル						
(5.2.5木材仕上)						
ラワン幅木						
しな合板底目地						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
ウォルナット練付合板						
米檜堅羽目						
(5.2.6金属材仕上)						
ステンレス幅木						
押出成型アルミ板						
(5.2.7左官材仕上)						
モルタル幅木						
モルタル						
混合石膏プラスター						
(5.2.9内外装材仕上)						
ビニル幅木						
布張						
紙張						
内壁小計						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
5.3　内部開口部						
(5.3.5木材仕上)						
WD1～n○○戸						
WW1～n○○窓						
F1～n○○ふすま						
S1～n○○障子						
(5.3.6金属材仕上)						
SSD1～n○○ドア						
AD1～n○○ドア						
AW1～n○○サッシ						
SD1～n○○ドア						
SW1～n○○サッシ						
SS1～n○○シャッタ						
SG1～n○○グリルシャッタ						
内部開口部小計						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
5.4　内部天井						
(5.4.5木材仕上)						
杉柾合板						
(5.4.6金属材仕上)						
モールディング						
(5.4.7左官材仕上)						
モルタルはけ引						
混合石膏プラスタ						
(5.4.9内外装材仕上)						
化粧石膏ボード						
石綿吸音板						
内部天井小計						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
5.5　内部雑						
(5.5.5木材仕上)						
積層材手すり						
ラワン階段						
(5.5.6金属材仕上)						
ステンレス壁付手すり						
ステンレス切抜文字						
(5.5.8ガラス材仕上)						
鏡						
(5.5.9内外装材仕上)						
らしゃ張掲示板						
アコーデオンドア						
(5.5.10仕上ユニット)						
トイレブース						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
(5.5.12その他)						
応接セット						
内部雑小計						
5.6　階段室						
踊場床ビニルタイル						
踏みづらけこみビニルタイル						
段形ボーダテラゾ						
ささら幅木テラゾブロック						
踊場テラゾブロック						
壁プラスタ						
笠木塩地積層手すり						
天井プラスタ						
段裏プラスタ						
階段室小計						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
5.7　浴室・便所						
浴室・ユニット						
浴室・便所小計						
内部仕上計						
A棟建築合計						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
6. 電気設備						
6.1　電灯設備						
(6.1.1幹線)						
配管配線						
600V　CVケーブル						
プルボックス						
金属ダクト						
ケーブルラック						
引込開閉器箱						
接地工事費						
(6.1.2分岐配線)						
配管配線						
VV―○ケーブル						
位置ボックス類						
プルボックス						
配線器具						
蛍光灯						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
水銀灯						
白熱灯						
分電盤						
施工費						
(6.1.3コンセント)						
配管配線						
位置ボックス類						
配線器具						
電灯設備小計						
6.2　動力設備						
(6.2.1幹線)						
配管配線						
600V　CVケーブル						
プルボックス						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
(6.2.2分岐配線)						
配管配線						
位置ボックス類						
プルボックス						
消火栓始動押釦						
制御盤						
施工費						
動力設備小計						
6.3　避雷設備						
突針						
導線						
接地用端子箱						
保護管						
デルミット工事費						
接地工事費						
避雷設備小計						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
6.4　構内配電線路						
OW電線						
DV電線						
○KV　CVケーブル						
600V　CVケーブル						
端末処理材料						
保護管						
高圧気中開閉器						
電柱						
装柱材料						
支線						
ハンドホール						
防水鋳鉄管						
異物継手						
接地工事費						
土工事費						
構内配電線路小計						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
6.5　受変電設備						
(6.5.1機器類)						
高圧受電盤						
高圧き電盤						
低圧配電盤						
監視盤						
変圧器						
進相コンデンサ						
○○開閉器						
○極○投断路器						
プライマリカットアウトスイッチ						
避雷器						
取引用計器箱						
消火器						
フック棒						
ゴムマット						
付属品・予備品						
機器据付費						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
(6.5.2工事材料)						
配管配線						
○KV　CVケーブル						
同上端末処理材料						
フレームパイプ						
銅棒						
銅帯						
鋼材						
金網						
接地端子箱						
接地工事費						
受変電設備小計						
6.6　自家発電設備						
(6.6.1機器類)						
交流同期発電機						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
発電機盤						
自動起道補機盤						
励磁装置盤						
ディーゼル機関						
共通台床						
空気圧縮機						
空気槽						
減圧水槽						
貯油槽						
燃料小出槽						
消音器						
燃料給油ポンプ						
燃料ウインクポンプ						
チェンブロック						
消火器						
○油						
予備品						
試運転調整費						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
機器据付費						
(6.6.2工事材料)						
冷却水配管						
燃料配管						
始動空気配管						
排気配管						
電気配管						
自家発電設備小計						
6.7　電話設備						
配管配線						
位置ボックス						
はとめプレート						
フロアプレート						
プルボックス						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
フロアダクト						
ジャンクションボックス						
フロアマーカ						
ローテンションスタット						
ワイヤプロテクタ						
電話機						
集合保安器箱						
端子盤						
電話設備小計						
6.8　インターホン設備						
配管配線						
CPEVケーブル						
位置ボックス						
プレート類						
フロアプレート						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
ローテンションスタット						
インターホン親機						
〃　　子機						
同上用電源						
インターホン設備小計						
6.9　電気時計・拡声設備						
配管配線						
位置ボックス						
はとめプレート						
端子盤						
子時計						
親時計						
スピーカ						
増幅器						
非常放送用増幅器						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
アッテネータ						
マイクロホン						
電気時計・拡声設備小計						
6.10　テレビ共同受信設備						
配管						
同軸ケーブル						
位置ボックス						
直列ユニット						
収容箱						
分岐器						
分配器						
混合器						
増幅器						
整合器						
アンテナ						
調整費						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
テレビ共同受信設備小計						
6.11　火災報知設備						
(6.11.1自動火災報知)						
配管配線						
火災警報用ケーブル						
CPEVケーブル						
位置ボックス						
スポット形感知器						
煙感知器						
差動式スポット形試験器						
空気管						
総合盤						
電鈴						
受信機						
表示灯						
立会検査費						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
(6.11.2自動閉鎖)						
配管配線						
HPケーブル						
FPケーブル						
位置ボックス						
煙感知器						
自動閉鎖装置						
連動制御器						
火災報知設備小計						
6.12　構内交換設備						
(6.12.1機器類)						
交換機						
局線中継台						
本配線盤						
整流器						
蓄電池						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
電話機						
機器据付費						
(6.12.2工事材料)						
配管配線						
ケーブルラック						
補強アングル						
構内交換設備小計						
電気設備計						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
7. 給排水衛生設備						
7.1　衛生器具設備						
和風大便器						
洋風大便器						
小便器						
洗面器						
手洗器						
洗面ユニット						
料理流し						
掃除流し						
鏡						
化粧棚						
水石けん入れ						
衛生器具設備小計						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
7.2　給水設備						
(7.2.1屋内給水設備)						
揚水ポンプ						
雑用水ポンプ						
受水タンク						
高置タンク						
雑用水タンク						
上水用○○鋼管						
雑用水用○○鋼管						
仕切弁						
水栓						
ボールタップ						
電極棒						
量水器						
減圧弁装置						
フレキシブルジョイント						
防振継手						
防露工事						
塗装工事						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
はつり補修費						
スリーブ						
耐震支持						
機器用基礎						
搬入据付費						
(7.2.2屋外給水設備)						
水道用鋳鉄管						
水道用異形管						
上水用○○鋼管						
雑用水用○○鋼管						
埋設仕切弁						
防露工事						
塗装工事						
防食工事						
土工事						
水道本管引込工事						
給水設備小計						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
7.3　排水設備						
(7.3.1屋内排水設備)						
汚物用水中ポンプ						
汚水用水中ポンプ						
雑排水用〇〇鋼管						
通気用〇〇鋼管						
汚水用コーティング鋼管						
排水用鋳鉄管						
排水鉛管						
床上掃除口						
床下掃除口						
床排水トラップ						
流しトラップ						
排水金物						
電極棒						
通気用金具						
間接排水口						
仕切弁						
防露工事						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
塗装工事						
はつり補修費						
スリーブ						
耐震支持						
搬入据付費						
(7.3.2屋外排水設備)						
雑排水〇〇鋼管						
ヒューム管						
排水用ビニル管						
インバート桝						
ため桝						
塗装工事						
土工事						
下水道本管接続工事						
排水設備小計						
7.4　給湯設備						
給湯ボイラー						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
鋼板製煙道						
貯湯タンク						
膨張タンク						
温水ポンプ						
瞬間湯沸器						
貯湯式湯沸器						
銅管						
仕切弁						
水栓						
保温工事						
塗装工事						
はつり補修						
スリーブ						
機械用基礎						
搬入据付費						
給湯設備小計						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
7.5　消火設備						
(7.5.1屋内消火栓設備)						
消火ポンプ						
屋内消火栓箱						
放水用器具格納箱						
放水口格納箱						
送水口						
仕切弁						
逆止弁						
テスト弁						
○○鋼管						
フレキシブルジョイント						
防露工事						
塗装工事						
はつり補修費						
スリーブ						
機器用基礎						
搬入据付費						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
(7.5.2連結散水設備)						
連結送水口						
連結散水栓						
仕切弁						
逆止弁						
ストレーナー						
表示板						
○○鋼管						
塗装工事						
はつり補修費						
スリーブ						
(7.5.3屋外消火栓設備)						
消火ポンプ						
屋外消火栓箱						
屋外消火栓ホース格納箱						
屋外消火栓						
○○鋼管						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
仕切弁						
機器用基礎						
搬入据付費						
土工事						
(7.5.4スプリンクラー設備)						
スプリンクラー用ポンプ						
圧力空気タンク						
消火用充水タンク						
スプリンクラーヘッド						
同上保護網						
同上振れ止め金具						
流量測定装置						
警報弁装置						
管末試験弁装置						
圧力調整弁						
仕切弁						
逆止弁						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
ベル						
連結送水口						
○○鋼管						
フレキシブルジョイント						
標識板、説明板						
配管配線工事						
消火受信盤						
塗装工事						
はつり補修費						
スリーブ						
機器用基礎						
搬入据付費						
試験調整費						
諸雑費						
(7.5.5ハロゲン化物消火設備)						
貯蔵容器						
集合管						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
容器取付枠						
選択弁						
選択弁取付枠						
起動用ガス容器						
継電気盤又は制御盤						
手動起動操作箱						
端子箱						
モーターサイレン						
圧力スイッチ						
放出表示灯						
音響警報装置						
非常電源装置						
標識板、説明板						
安全弁						
ピストンレリーザ						
噴射ヘッド						
不還弁						
圧力配管用炭素鋼鋼管						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
銅管						
配管配線工事						
塗装工事						
はつり補修費						
スリーブ						
試験調整費						
諸雑費						
(7.5.6泡消火設備)						
泡消火用ポンプ						
同上用起電盤						
圧力空気タンク						
消火用充水タンク						
泡原液タンク						
泡用混合装置						
警報弁装置						
手動起動装置						
一斉開放弁装置						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
流量測定装置						
泡ヘッド						
感知用ヘッド						
ベル						
圧力スイッチ						
仕切弁						
逆止弁						
○○鋼管						
フレキシブルジョイント						
標識板、説明板						
配管配線工事						
保温工事						
塗装工事						
はつり補修費						
スリーブ						
機器用基礎						
搬入据付費						
試験調整費						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
諸雑費						
(7.5.7粉末消火設備)						
貯蔵容器						
加圧用ガス容器						
選択弁						
容器用基礎						
選択弁取付枠						
起動ガス容器						
継電器盤又は制御盤						
手動起動操作箱						
端子箱						
モータサイレン						
圧力スイッチ						
放出表示灯						
音響警報装置						
非常電源装置						
標識板、説明板						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
安全弁						
不還弁						
噴射ヘッド						
○○鋼管						
銅管						
配管配線工事						
塗装工事						
はつり補修費						
スリーブ						
試験調整費						
諸雑費						
消火設備小計						
7.6　ガス設備工事						
配管用炭素鋼鋼管(白管)						
ポリエチレン被覆鋼管						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
LBヒューズコック						
Lネジコック						
壁ヒューズコック						
床ヒューズコック						
ノックハンドルコック						
砲金コック						
鉄コック						
青銅玉形弁						
鋳鉄逆止弁						
水取器						
付帯工事						
労務費						
諸雑費						
ガス設備工事小計						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
7.7　厨房機器設備						
冷蔵庫						
万能焼物器						
コールドテーブル						
ガスレンジ						
ガステーブル						
ガスコンロ						
スチームテーブル						
電子レンジ						
炊飯器						
洗米器						
フライヤー						
たな						
そばウォーマー						
魚焼器						
中華レンジ						
食器洗浄器						
湯沸器						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
瞬間湯沸器						
球根皮むき器						
クリーンテーブル						
作業台						
盛付台						
配膳台						
シンク付台						
流し						
食器戸だな						
上だな						
水切台						
搬入据付費						
厨房機器設備小計						
7.8　さく井設備工事						
ケーシング鋼管						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
スクリーン						
粘土						
小砂利						
電気検層費						
揚水試験費						
機械器具損料						
仮設電力用水費						
水質試験費						
基礎工事						
雑材料消耗品						
労務費						
運搬費						
諸雑費						
さく井設備工事小計						
給排水衛生設備計						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
8. 空気調和設備						
8.1　空気調和設備						
(8.1.1ボイラー及び付属機器設備)						
鋼製ボイラー						
鋳鉄製ボイラー						
鋼板製煙道						
ボイラー給水ポンプ						
電動真空給水ポンプ						
冷温水ポンプ						
油ポンプ						
ウイングポンプ						
還水タンク						
オイルサービスタンク						
熱交換器						
蒸気ヘッダー						
冷温水ヘッダー(往)						
〃　　(還)						
膨張タンク						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
地下オイルタンク						
同上付属金物						
乾燥砂						
タンク室						
保温工事						
塗装工事						
機器用基礎						
搬入据付費						
(8.1.2冷凍機設備)						
遠心冷凍機						
チリングユニット						
吸収冷凍機						
ヒートンポンプユニット						
冷却塔						
冷却水ポンプ						
保温工事						
塗装工事						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
機器用基礎						
搬入据付費						
(8.1.3空気調和機設備)						
ユニット形空気調和機						
パッケージ形空気調和機						
電気集じん器						
ろ材誘電形エアフィルター						
自動巻取エアフィルター						
パネル形エアフィルター						
予備ろ材						
○○送風機						
○○排風機						
ファンコイルユニット						
全熱交換器						
連絡ケーシング						
保温工事						
塗装工事						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
機器用基礎						
搬入据付費						
(8.1.4ダクト設備)						
矩形ダクト						
スパイラルダクト						
フレキシブルダクト						
たわみ継手						
外気取入ガラリ						
排気ガラリ						
吹出口						
吸込口						
風量調節ダンパー						
防火ダンパー						
ピストンダンパー						
防煙ダンパー						
点検口						
消音チャンバー						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
消音エルボ						
エアチャンバー						
保温工事						
塗装工事						
はつり補修費						
スリーブ						
(8.1.5配管設備)						
冷却水用○○鋼管						
補給水用○○鋼管						
排水用○○鋼管						
冷温水用○○鋼管						
蒸気用・配管用炭素綱鋼管(黒管)						
油用・配管用炭素綱鋼管(黒管)						
銅管						
仕切弁						
逆止弁						
自動エア抜弁						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
玉形弁						
安全弁						
低圧トラップ装置						
高圧トラップ装置						
温度調整装置						
電磁弁装置						
二方弁装置						
三方弁装置						
減圧弁装置						
伸縮継手						
防振継手						
フレキシブルジョイント						
温度計						
圧力計						
ストレーナー						
ボールタップ						
電極棒						
水高計						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
間接排水口						
リフト継手						
ピット内配管架台						
保温工事						
塗装工事						
はつり補修費						
スリーブ						
耐震支持						
断熱支持材						
(8.1.6自動制御設備)						
自動制御機器類						
制御盤類						
計装工事						
(8.1.7総合調整費)						
空気調和設備小計						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
8.2　換気設備						
(8.2.1機器設備)						
送風機						
排風機						
圧力扇						
換気扇						
パネル形エアフィルター						
機器用基礎						
搬入据付費						
(8.2.2ダクト設備)						
矩形ダクト						
スパイラルダクト						
たわみ継手						
一重フード						
二重フード						
外気取入ガラリ						
排気ガラリ						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
吹出口						
吸込口						
風量調節ダンパー						
防火ダンパー						
防煙ダンパー						
点検口						
消音チャンバー						
エアチャンバー						
塗装工事						
はつり補修費						
スリーブ						
換気設備小計						
8.3　排煙設備						
(8.3.1機器設備)						
排煙機						
機器用基礎						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
搬入据付費						
(8.3.2ダクト設備)						
排煙口						
給気口						
風量調節ダンパー						
防火ダンパー						
防煙ダンパー						
たわみ継手						
排煙矩形ダクト						
排煙円形ダクト						
塗装工事						
断熱工事						
はつり補修費						
スリーブ						
排煙設備小計						
空気調和設備計						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
9. 昇降設備						
9.1　乗用エレベーター設備						
巻上機						
マシンビーム						
電動発電機						
受電盤・制御盤						
監視盤・防災盤						
機械室換気扇						
自動着床装置						
かご						
電動戸開閉装置						
三方わく						
しきい						
乗場の戸						
乗場ボタン						
乗場位置表示器						
レール						
ロープ						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
つり合おもり						
中間ビーム						
安全装置						
緩衝装置						
インターホン						
地震感知装置						
配管配線						
消耗品雑材料						
労務費						
運搬費						
乗用エレベーター設備小計						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
9.2　電動ダムウエーター設備						
巻上機						
労務費						
運搬費						
電動ダムウエーター設備小計						
昇降設備計						

様式第3号

非木造建物調査・算定概要書

	調査年月日	年　月　日	調査者		整理番号	
建物所在地						
建物所有者の氏名又は名称			建物所有者の住所又は主たる事務所所在地			
番号	A 棟	B 棟	C 棟	D 棟		
構造						
用途						
建物面積（延床面積）	1階 ㎡	1階 ㎡	1階 ㎡	1階 ㎡	1階 ㎡	
	2階 ㎡	2階 ㎡	2階 ㎡	2階 ㎡	2階 ㎡	
	3階 ㎡	3階 ㎡	3階 ㎡	3階 ㎡	3階 ㎡	
	計 ㎡	計 ㎡	計 ㎡	計 ㎡	計 ㎡	
建築面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	
建築年月〔確認資料〕	年　月	年　月	年　月	年　月	年　月	
経過年数	年	年	年	年	年	
移転工法						

	積算年月	年　月	調査者		採用単価	年度
算定概要				消費税相当額補償の要否	要 ・ 不要	

注　用紙の大きさは、日本産業規格A列4判横とする。

様式第３号（その２）

年　　月　　日

工　事　工　程　表

日 工事名称	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130	140	150	160	170	180		日数

様式第4号

木造建物解体直接工事費計算書

建物所有者		整理番号	

解体直接工事費	

工種	計算内訳					解体直接工事費
①　上屋解体工事費					①計	
出典（コード番号）	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額
②－１　基礎撤去費（布基礎）					②計	
出典（コード番号）	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額
②－２　基礎撤去費（束石）						
出典（コード番号）	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額
②－３　基礎撤去費（べた基礎）						
出典（コード番号）	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額
			㎡			
出典（コード番号）	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額
			m			
②－４　基礎撤去費（独立基礎）						
出典（コード番号）	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額
②－５　基礎撤去費（土間ｺﾝｸﾘｰﾄ）						
出典（コード番号）	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額
③　建築設備等解体工事費					③計	
出典（コード番号）	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額

様式第5号

庭園移転料算定表

積算年月	年　月	採用単価	年度	整理番号	

庭園所有者の氏名又は名称		積算者		消費税相当額補償の要否	要・不要

種別	単位	数量	金額	備考
庭木等移転純工事費	式	1		立竹木補償金内訳表〈庭木等〉より
庭石等工作物移転純工事費	式	1		工作物移転料内訳表より
計(工事総額)				
設計・監督報酬料	式	1		設計・監督報酬料算出表より
計				
諸経費	式	1		25%
廃材処分費	式	1		
計				
消費税相当額	式	1		10%
補償額				

注　用紙の大きさは、日本産業規格A列4判横とする。

様式第6号(その1)

営業休止補償金算定表

積算年月	年　月	調査番号	
採用単価	年度	積算者	
建物移転工法			
営業休止期間			
消費税相当額補償の要否	要　・　不要		
業種分類			

名称	
代表者の氏名	
所在地	
営業種目	

補償項目	計算式	金額	摘要
休業期間中の収益減補償額	(認定収益額) ÷ 12ヵ月 ＝ (1ヵ月当たり収益額) × (休止期間) ヵ月 ＝		
得意喪失補償額	(売上高) ÷ 12ヵ月 ＝ (従前1ヵ月の売上高) × (売上減少率) × (限界利益率) ＝		
固定的経費の補償額	(認定固定的経費) ÷ 12ヵ月 ＝ (1ヵ月当たり固定的経費) × (休止期間) ヵ月 ＝		
休業(人件費)補償額	(1ヵ月当たり従前人件費) × ＝ (1ヵ月当たり認定人件費) × (休止期間) ヵ月 ＝		
移転広告費等	(移転広告費) ＋ (開店祝費) ＝		
その他			
計			
消費税相当額	× 10% ＝		
補償額			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判横とする。

様式第6号(その1-1)

営業補償金算定書（営業廃止の補償）

氏名又は名称　　（単位：円）

補償項目	計算式	（消費税等課税対象額） 補償額	備考
営業権等の補償額			
資産、商品、仕掛品等の売却損の補償額			
その他資本に関して通常生ずる損失の補償額			
解雇予告手当相当額の補償額			
転業に通常必要とする期間中の休業手当相当額の補償額			
その他労働に関して通常生ずる損失の補償額			
転業に通常必要とする期間中の従前の収益（又は所得）相当額の補償額			
解雇する従業員に対する離職者補償額			
消費税等抜き計			
消費税等課税対象額			
消費税等相当額			
補償額合計			

様式第6号(その1-2)

営業補償金算定書（営業休止の補償）

氏名又は名称　　（単位：円）

補償項目	計算式	（消費税等課税対象額）補償額	備考
固定的な経費の補償額			
従業員に対する休業手当相当額の補償額			
休業期間中の収益減又は所得減の補償額			
一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失の補償額			
商品、仕掛品等の減損の補償額			
移転広告費その他店舗等の移転に伴い通常生ずる損失の補償額			
消費税等抜き計			
消費税等課税対象額			
消費税等相当額			
補償額合計			

（備考）第８条「仮営業所を設置して営業を継続する場合」の補償額の算定にあたっては、本様式に準じて作成すること。

様式第6号(その1-3)

営業補償金算定書（営業規模縮小の補償）

氏名又は名称　　（単位：円）

補償項目	計算式	（消費税等課税対象額）補償額	備考
固定資産の売却損の補償額			
解雇予告手当相当額の補償額			
その他資本及び労働の過剰遊休化により通常生ずる損失の補償額			
経営効率が低下することにより通常生ずる損失の補償額			
解雇する従業員に対する離職者補償額			
消費税等抜き計			
消費税等課税対象額			
消費税等相当額			
補償額合計			

様式第6号(その2)

固定的経費内訳書

（単位：円）

科　　目	認　定　金　額	消費税等課税対象額	摘要	付 属 明 細 書 番 号
合計				

様式第6号(その3)

固定的経費付属明細書

科目名　　(単位：円)

内　　訳	損益計算書 計　上　額	収益に加算 で　き　る　額	固定的経費 認　定　額	消費税等 課税対象額	摘要
合計					

様式第6号(その4)

従業員に対する休業手当相当額算定書

（単位：円）

従業員 氏名	直近３ 月間の 賃金総額 A	暦日数 B	平均賃金 (A／B) C	合計 D	補償率 E	補償 期間 (日) F	補償額 (D×E×F) G	摘要

(備考)C（平均賃金）については、１円未満切り捨て

様式第6号(その5)

認定収益額算定書

（単位：円）

科　　目	金　　額	摘　　要
①　営　業　利　益		
② (③＋④) ③ ④　販売費・一般管理費のうち費用としないもの		
⑤ (⑥＋⑦) ⑥ ⑦　営　業　外　収　益		
⑧ (⑨＋⑩) ⑨ ⑩　営　業　外　費　用		
⑪ (⑫＋⑬) ⑫ ⑬　特　別　利　益		
⑭ (⑮＋⑯) ⑮ ⑯　特　別　損　失		
⑰ (①＋②＋⑤-⑧＋⑪-⑭)　認　定　収　益　額		

※科目は、損益計算書等の科目にあわせて記載する。

様式第6号(その6-1)

得意先喪失補償額算定書

（1） 製造業

業種分類No.			業種内容：	法人・個人
資本金	千円	年間売上高 千円	売上減少率 %	全従業員数 名

区分		勘定科目	金額	科目の内容	備考
〔A〕売上高		① 売上高			
		② △売上値引等			
		③ 雑収入			収益認定の際に計上できるもの
		計			
〔B〕製品売上原価	(a)材料費	① 期首材料棚卸高			
		② 材料仕入高			
		③ △期末材料棚卸高			
		計			
	(b)人件費	① 雑給			臨時雇用の賃金・給与
		計			
	(c)経費	① 特許権利使用料			
		② 外注加工費			
		③ 動力・光熱費			
		④ 運搬費			外注運賃・自社車両費（燃料・修繕費を含む。）
		⑤ 消耗品費			消耗工具・器具を含む。
		計			
	変動費合計((a)＋(b)＋(c))				
	(d) 総製造費用				
	(e) 製品売上原価				
〔C〕商品売上原価		① 期首商品棚卸高			
		② 商品仕入高			
		③ △仕入割引等			
		④ △期末商品棚卸高			
		計			
〔D〕販売費・一般管理費		① 容器包装費			荷造材料費を含む。
		② 発送配達費			荷造運搬費、車両燃料費、修繕費を含む。
		③ 販売促進費			販売手数料、見本費を含む。
		④ 雑給			臨時雇員の賃金・給与
		⑤ 外注費			
		計			

(1)　製品売上原価

①　製造原価の中の総製造費用（材料費、人件費、経費）を固定費と変動費に分解する。

$$\frac{\text{変動費}}{\text{総製造費用}} = \frac{\quad}{\quad} = \boxed{〔E〕\qquad\%（変動費率）}$$

（小数点以下第４位切り捨て）

（注）　総製造費用＝材料費＋人件費＋経費

②　製品売上原価の中の変動費

変動費　＝　製品売上原価　×　変動率

＝　(e)×〔E〕　＝　〔F〕　　円

（注）　製品売上原価＝期首製品棚卸高＋当期製品製造原価－期末製品棚卸高

(2)　商品売上原価

変動費　＝　商品売上原価　＝　〔C〕　　円

(3)　販売費・一般管理費及び営業外費用の中から変動費を抽出する。

変動費　＝　〔D〕　　円

(4)　限界利益率

$$\frac{\text{売上高－変動費}}{\text{売上高}} = \frac{〔A〕－\{〔F〕＋〔C〕＋〔D〕\}}{〔A〕}$$

＝　　＝　　%

限界利益率　　%

（小数点以下第４位切り捨て）

(5)一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額

従前１か月の売上高　×　売上減少率　×　限界利益率
(1円未満切り捨て)

＝　　（１円未満切り捨て）

補償額　　円

様式第6号(その6-2)

得意先喪失補償額算定書

（２）建設業

業種分類No.		業種内容：	法人・個人
資本金　　千円	年間売上高　　千円	売上減少率　　％	全従業員数　　名

区分	勘定科目	金額	科目の内容	備考
〔A〕売上高	① 売上高			
	② △売上値引等			
	③ 雑収入			収益認定の際に計上できるもの
	計			
〔B〕工事原価	① 材料費			
	② 仮設経費			仮設材賃借料、仮設損料、仮設損耗費等
	③ 機械等経費			機械等賃借料、機械等損料、機械等運搬費等
	④ 外注費			労務下請をしている場合の賃金を含む。
	⑤ 動力用水光熱費			電力、ガス、水道、石油等の費用及び計器類の損料。現場の事務、管理の経費
	⑥ 設計費			外注設計料、社内の設計費の負担額
	⑦ 運搬費			現場関係の運送諸経費、自社車両費を含む。
	⑧ 労務費			現場における直接作業に対する労務者の賃金、割増金、現物給与等
	計			
〔C〕販売費・一般管理費	① 容器包装費			荷造材料費を含む。
	② 発送配達費			荷造運搬費、車両燃料費、修繕費を含む。
	③ 販売促進費			販売手数料、見本費を含む。
	④ 雑給			臨時雇員の賃金・給与
	⑤ 外注費			
	計			
〔D〕変動費合計（(B)＋(C)）				

(1)　限界利益率

$$\frac{\text{売上高－変動費}}{\text{売上高}} = \frac{〔A〕－〔D〕}{〔A〕} = \frac{\quad}{\quad} =$$

（小数点以下第４位切り捨て）

限界利益率　　％

(2)　一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額

従前１か月の売上高　×　売上減少率　×　限界利益率
(1円未満切り捨て)

＝　　（１円未満切り捨て）

補償額　　円

様式第6号(その6-3)

得意先喪失補償額算定書

（３）卸・小売業

業種分類（卸・小）No.			業種内容：	法人・個人
資本金	千円	年間売上高　千円	売上減少率　％	全従業員数　名

区分	勘定科目	金額	科目の内容	備考
〔A〕売上高	① 売上高			
	② △売上値引等			売上戻り、返品戻りを含む。
	③ 雑収入			収益認定の際に計上できるもの
	計			
〔B〕売上原価	① 期首商品棚卸高			
	② 商品仕入高			
	③ △仕入値引等			仕入戻し、返品戻しを含む。
	④ △期末商品棚卸高			
	計			
〔C〕販売費・一般管理費	① 容器包装費			荷造材料費
	② 発送配達費			荷造・運搬費、車両費、燃料費
	③ 販売促進費			販売手数料・見本費
	④ 雑給			臨時雇員の賃金・給与
	⑤ 外注費			
	⑥ 保管料			
	⑦ 保険料			商品保険料
	計			
〔D〕変動費合計（(B)＋(C)）				

(1)　限界利益率

$$\frac{\text{売上高－変動費}}{\text{売上高}} = \frac{〔A〕－〔D〕}{〔A〕} = \underline{\qquad\qquad} =$$

（小数点以下第４位切り捨て）

限界利益率　％

(2)一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額

従前１か月の売上高　×　売上減少率　×　限界利益率
(1円未満切り捨て)

＝　（１円未満切り捨て）

補償額　円

様式第6号(その6-4)

得意先喪失補償額算定書

（4） 飲 食 ・ サ ー ビ ス 業

業種分類(飲・サ) №.		業種内容：	法人・個人
資本金　　千円	年間売上高　　千円	売上減少率　　％	全従業員数　　名

区分	勘定科目	金額	科目の内容	備考
（A）売上高	① 売上高			
	② △売上値引等			売上戻り、返品戻りを含む。
	③ 雑収入			収益認定の際に計上できるもの
	計			
（B）売上原価	① 期首商品（材料）棚卸高			
	② 商品（材料）仕入高			
	③ △仕入値引等			仕入戻し、返品戻しを含む。
	④ △期末商品（材料）棚卸高			
	計			
（C）販売費・一般管理費	① 容器包装費			荷造材料費含む。
	② 発送配達費			荷造・運搬費
	③ 販売促進費			販売手数料・見本費
	④ 雑給			臨時職員の賃金・給与
	⑤ 水道光熱費			
	⑥ 外注費			
	計			
（D）変動費合計{(B)+(C)}				

(1) 限界利率

$$\frac{\text{売上高} - \text{変動費}}{\text{売上高}} = \frac{[A] - [D]}{[A]} = \underline{\qquad\qquad} =$$

（小数点以下第４位切り捨て）

限界利益率　＝　％

(2) 一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額

従前１か月の売上高 × 売上減少率 × 限界利益率

（1円未満切り捨て）

＝

（１円未満切り捨て）

補償額　円

様式第6号(その7)

費用分解一覧表

年月日～年月日

（業種名：　　）　　（単位：円）

勘定科目	金額	変動費（×） 固定費（○）の別	変動費（×）	固定費（○）	摘要
【売上原価】					
【製造原価】					
【工事原価】					
【販売費・一般管理費】					
【営業外費用】					
合計					

（備考）勘定科目は、調査した会計資料を元に記載すること。

様式第6号(その8)

固定資産等の売却損補償額算定書

(単位：円)

固定資産等	保有数	処分数	現在価格 (費用価格)	売却損額	摘要

様式第6号（その9）

移転広告費等算定書

（単位：円）

項　　目	単　位	員　数	単　価	金　額	消費税等課税対象額	備　考
移転広告費						
移転通知費						
開店祝費						
粗品費						
捨て看板費						
その他の費用						
合計						

別記９

補償金算定調書作成要領

（補償金算定調書の構成）

第１条　補償金算定調書は、次に掲げるものからなるものとする。

一　表紙（別記様式第１）

二　目次（別記様式第２）

三　土地等の取得、使用に伴う損失補償金明細表（九州地方整備局用地事務取扱細則別記様式第１６号）

四　補償金算定表（別記様式第３～第２０）

五　図面

第２条　前条第四号に定める補償金算定表は、地方整備局用地事務取扱規則第１７条に規定する局長の承認事項に係るものを除き作成するものとし、適宜の様式による積算資料及び算定説明書を添付するものとする。

ただし、補償金算定表（別記様式第７～第２０）、積算資料及び算定説明書は、業務委託の成果物を用いる場合に限り、省略することができるものとする。

（図面）

第３条　図面は、次に掲げる種類について当該各号に定めるところに従って作成するものとする。

一　位置図（縮尺１／５０，０００程度）

取得又は使用しようとする土地の位置については、取得区域を赤色で表示するものとする。

二　実測平面図（縮尺１／２５０～１／１，０００程度）

評価地目の表示については、宅地を紅色、宅地見込地を紅色斜線、田を茶色、畑を黄色、林地を緑色、原野を緑色斜線、墓地を紫色、道路を薄墨色、池沼及び水路を水色で色別し、必要に応じて標準地及び比準地（標準地に準ずる比準地）の表示並びに地目ごとの査定等級を記入するものとする。

補償の対象となる建物の表示については、建物移転料算定表の整理番号を記載するものとする。

三　字図

取得又は使用する土地を赤色で表示するものとする。

第４条　地方整備局用地事務取扱規則第１７条の規定により、局長の承認をうけた事項については、起案用紙の備考欄等にその旨（地方整備局用地事務取扱規則第１７条第○項第○号については、○年○月○日国九整○用第○○○号で承認済み）を記載するものとする。

別記様式第１（表紙）

<table>
<tr><td colspan="3">年度

河川　　次
道路　　次
砂防　　次

工事</td></tr>
<tr><td>○○県○○</td><td>市　　町
○○
郡　　村</td><td>大字○○字○○地内</td></tr>
<tr><td colspan="3">補償金算定調書</td></tr>
</table>

別記様式第２（目次）

目　　次

1　土地等の取得、使用に伴う損失補償金明細表(九州地方整備局用地事務取扱細則別記様式第16

2　土地取得価格算定表(別記様式第4)

3　権利補償金算定表(別記様式第5)

4　残地補償金算定表(別記様式第6～第6－3)

5　物件移転料等総括表(別記様式第3)

6　建物移転料算定表(別記様式第7～第7－2)

7　機械設備算定内訳書(別記様式第8)

8　附帯工作物移転料算定書(別記様式第8－2)

9　庭園移転料算定表(別記様式第8－3)

10　改葬補償金算定書(別記様式第8－4)

11　立竹木補償額算定表(別記様式第9)

12　動産移転料算定書(別記様式第10)

13　仮住居補償金調査算定書(別記様式第11)

14　家賃減収補償金算定書(別記様式第12)

15　借家人補償金調査算定書(別記様式第13)

16　移転雑費補償金算定書(別記様式第14)

17　営業休止補償金算定表(別記様式第15)

18　営業廃止補償金算定表(別記様式第16)

19　営業規模縮小補償金算定表(別記様式第17)

20　立毛補償金算定表(別記様式第18)

21　養殖物補償金算定表(別記様式第19)

22　特産物補償金算定表(別記様式第20)

《　図面　》
位置図(縮尺１/○○，○○○)
実測平面図(縮尺１/○○○)
字図

備考　上記の算定表は、第２条により該当するもののみを記載するものとする。

別記様式第4

土　地　取　得　価　格　算　定　表

県　郡　町
市　村
区

(単位：1㎡当たり円)

番号	地域の種別	等級	画地の所在及び地番	現況地目	標準地評価格 A	比準率 B	算定価格 A×B	取得価格	摘要

備考1　摘要欄に、当該評価地の「地域の種別」を記載すること。
　　2　比準率は、下表(個別的要因格差率算出表)により算出した格差率をもって算出すること。

個　別　的　要　因　格　差　率　算　出　表

(1)宅地地域内の土地

県　郡　町
市　村
区

番号	地域の種別	画地の所在及び地番	個別的要因格差率							摘要
			街路条件	交通接近条件	環境条件	画地条件	行政的条件	その他	格差率	
			(　)/100	(　)/100	(　)/100	(　)/100	(　)/100	(　)/100	(　)/100	

(2)宅地見込地地域内の土地

県　郡　町
市　村
区

番号	地域の種別	画地の所在及び地番	個別的要因格差率				摘要
			画地条件	行政的条件	その他	格差率	
			(　)/100	(　)/100	(　)/100	(　)/100	

(3)林地地域内の土地

県　郡　町村
市　区

番　号	地域の種　別	画地の所在及び地番	個別的要因格差率						摘　要
			交通接近条件	自然的条　件	宅地化条　件	行政的条　件	その他	格差率	
			(　　)/100	(　　)/100	(　　)/100	(　　)/100	(　　)/100	(　　)/100	

(4)農地地域内の土地

県　郡　町村
市　区

番　号	地域の種　別	画地の所在及び地番	個別的要因格差率						摘　要
			交通接近条件	自然的条　件	画　地条　件	行政的条　件	その他	格差率	
			(　　)/100	(　　)/100	(　　)/100	(　　)/100	(　　)/100	(　　)/100	

別記様式第5

権　利　補　償　金　算　定　表

番　号	土地価格	所有者、権利者の取決額		補償額	摘　要
		土地価格に対する割合	金　額		

備考　「番号」は、様式第4の土地取得価格算定表の番号とする。

別記様式第6

残地補償金算定表（その1）

県　市　郡　区　町　村地内

残地番号	地域の種別	所在及び地番	地目	取得前面積	(a) 残地面積	(b) ㎡当たり取得価格	(c) ㎡当たり残地価格	(d) 差引価格 (b)－(c)×(1－売却損率)	補償額 (a)×(d)	摘要

補償額算定の要旨

備考　実測平面図（1／250～1／1,000）中で、補償しようとする残地に番号を付して明示するものとする。

(c)　残地価格算定表

残地番号	地域の種別	所在及び地番	地目	(a) 標準地評価格	(b) 格差率（比準率）	算定価格 (a)×(b)	残地価格	摘要

(c)－(b)残地の個別的要因格差率（比準率）算出表

残地番号	地域の種別	所在及び地番	地目	街路条件	交通接近条件	環境条件	画地条件	行政的条件	その他	格差率	摘要

備考　格差率算定に係る条件は、該当する地域の種別に必要な条件により比較を行うものとする。
価格形成要因調査表（個別的要因調査表）を添付する。

残地等の売却損率算出表

残地番号	地域の種別	所在及び地番	地目	(a) 標準地の格差率(画地条件)	(b) 残地の格差率(画地条件)	格差率 1－(b)／(a)	必要となる早急性の程度	売却損率(%)	摘要

別記様式第6－2

残地補償金算定表（その2）

県　郡　市　区　町　村地内

残地番号	地域の種別	所在及び地番	地目	取得前面積	(a) 残地面積	(b) m²当たり取得価格	利用目的の転換後の			(c) 土地価格差引額 (b)－(d)	補償額 (c)＋(a)×(c)	摘要
							地目	(c) 通常要する費用	(d) m²当たり残地価格			

補償額算定の要旨

備考　残地価格の算定表は、残地補償金算定表(その1)の算定表を参考に作成するものとする。

別記様式第6－3

残 地 補 償 金 算 定 表（その3）
（残借地権補償）

県　　郡　　市　　区　　町　　村地内

残地番号	地域の種別	所在及び地番	権利者名	(a) 補償対象面積	(b) 借地権補償単価	算定額 (a)×(b)	補償額	摘要

補償額算定の要旨

(a) 補 償 対 象 面 積 算 出 表

残地番号	権利者	土地面積			補償対象総面積			差引面積 (d)－(a)	補償対象面積	摘要
		取得前	(a) 用地	残地	(b) 建築面積	(c) 建ぺい率等	(d) (b)/(c)			

別記様式第3（物件移転料等総括表）
　用地調査等業務共通仕様書別記８様式第１号による。

別記様式第7（建物移転料算定表）
　用地調査等業務共通仕様書別記８様式第２号（その１・４・５・６）による。

別記様式第7－2（建物移転料算定表（曳家））
　用地調査等業務共通仕様書別記８様式第２号（その２）による。

別記様式第8（機械設備算定内訳書）
　様式は、機械設備調査算定要領参照。

別記様式第8－2（附帯工作物移転料算定書）
　様式は、附帯工作物調査算定要領参照。

別記様式第8－3（庭園移転料算定表）
　用地調査等業務共通仕様書別記８様式第５号による。

別記様式第8－4（改葬補償金算定書）
　様式は、改葬の補償及び祭し料調査算定要領参照。

別記様式第9（立竹木補償額算定表）
　様式は、立竹木調査算定要領参照。

別記様式第10（動産移転料算定書）
　様式は、動産移転料調査算定要領参照。

別記様式第11（仮住居補償金調査算定書）
　様式は、仮住居等に要する費用に関する調査算定要領参照。

別記様式第12（家賃減収補償金算定書）
　様式は、家賃減収補償調査算定要領参照。

別記様式第13（借家人補償金調査算定書）
　様式は、借家人補償調査算定要領参照。

別記様式第14（移転雑費補償金算定書）
　様式は、移転雑費算定要領参照。

別記様式第15（営業休止補償金算定表）
　様式は、営業補償調査算定要領参照。

別記様式第16（営業廃止補償金算定表）
　様式は、営業補償調査算定要領参照。

別記様式第17（営業規模縮小補償金算定表）
　様式は、営業補償調査算定要領参照。

別記様式第18（立毛補償金算定表）

地目	等級	種別	粗収入見込額			引渡後の経営費	除却時処分価格	差引額	補償額	摘　　要
			数量	単価	金額					

補償額算定の要旨

別記様式第19（養殖物補償金算定表）

氏　　名	種　　別	① 減収予想額	② 移植費	①＋② 算出額	補償額	摘　　要

備考　補償基準第61条第2項を適用する場合は、本表の内容を適宜変更するものとする。

別記様式第20（特産物補償金算定表）

氏　　名	種　　別	粗収入見込額	経　　費	純収益額	収益還元額 (8%)	算定額	摘　　要

備考　補償基準第62条第2項を適用する場合は、本表の内容を適宜変更するものとする。

別記１０

事業認定申請図書等作成要領

第1章　総則

（総則）
第1条　この要領は、事業認定申請図書等の作成に関する業務を委託する場合に適用するものとする。

（概況ヒアリング）
第2条　請負者は、事業認定申請図書等の作成に当たっては、発注者と概況ヒアリングを行うものとする。

（現地調査）
第3条　請負者は、用地調査等に着手する前に調査区域の現地踏査を行い、土地の状況及び土地に定着する物件の大要を把握しなければならない。

（業務予定）
第4条　請負者は、前項に規定する現地調査等を行った後、速やかに業務予定について監督職員と協議するものとする。

（立入等）
第5条　請負者は、用地調査等のため、他人の占有する土地、建物又は工作物に立ち入ろうとする場合は、あらかじめ当該土地、建物又は工作物の占有者の同意及び監督職員の承認を得なければならない。

2　請負者は、前項に規定する同意が得られないときは、直ちに監督職員に報告し、その指示を得なければならない。

（設計協議）
第6条　請負者は、用地調査等を実施するに当たり、適正かつ円滑に施行するため必要に応じて監督職員と連絡をとり、協議を行うものとする。打合せ事項はその都度記録し、相互に確認するものとする。

第2章　事業認定申請図書の作成

（法第4条に規定する土地等の調査）
第7条　請負者は、次の各号に掲げる場合には、関係官公署、事業所等において管理台帳等に基づき、当該各号に掲げる事項を調査するものとする。
一　起業地内に土地収用法（以下「法」という。）第4条に規定する土地等がある場合、当該土地等（以下「法第4条地等」という。）の所在地、名称、構造、規格、規模
二　起業地内にある土地の利用について、法令の規定による制限がある場合、当該土地（以下「法令制限地」という。）の区域及び根拠法令
三　事業の施行に関して行政機関の免許、許可又は認可等の処分を必要とする場合、当該処分に係る土地等（以下「許認可等に係る土地等」という。）の区域又は位置及び根拠法令

（法第4条地等の物件精査）
第8条　請負者は、前条の管理台帳等に基づき、速やかに現地において当該調査結果の確認及び調査を行うものとする。

（起業地表示図作成）
第9条　請負者は、次の各号によるほか監督職員の指示を受け、事業計画平面図（工事平面図）又は起業地計画平面図に必要な事項を記入、着色等を行い起業地表示図を作成するものとする。
一　縮尺25,000分の1の図面により一般図（起業地位置図）（別記様式1）を作成するものとすること。
二　縮尺100分の1～3,000分の1の図面により地形図（起業地表示図）（別記様式2）を作成すること。この場合において収用地は薄い黄色、使用地は薄い緑色、権利等の収用又は使用は薄い赤色、保留地は黒の斜線で明確に表示すること。

三　前項の図面に県・郡・市・区・町・村・大字及び小字の名称並びに境界を明確にして記入すること。

（法第4条地表示図作成）
第10条　請負者は、第7条第1項及び第8条の調査結果に基づき、前条第2号の図面に、法第4条調査のそれぞれの土地等について色分け着色、番号を付して明確に表示するものとする。

2　法第4条の判断については事業認定申請の時とし、監督職員の指示によるものとする。

（法令制限地表示図作成）
第11条　請負者は、監督職員の指示により、第7条第2号及び第8条の調査結果に基づき、第9条第2号の図面に、法令制限地について色分け着色、番号を付して明確に表示するものとする。ただし、事業認定申請の時において法の制限が解除されているもの及び届出をすれば解除されるものについては、原則として不要とする。

（関連事業表示図作成）
第12条　請負者は、監督職員の指示により、関連事業について第9条第2号の図面に番号を付して明確に表示するものとする。ただし、事業認定申請の時、既に完了しているものについては不要とする。

（許認可等に関する土地表示図作成）
第13条　請負者は、監督職員の指示により、事業施行に関して行政機関の許認可等を必要とする土地等の区域について第9条第2号の図面に着色、番号を付して明確に表示するものとする。

（関連事業計画書作成）
第14条　請負者は、第12条の図面に基づき関連事業計画書（別記様式3）を作成するものとする。

（土地面積の概数積算）
第15条　請負者は、実測図及び第9条の図面に基づき、起業地内の全ての土地等の実測面積概数（別記様式4　10㎡又は100㎡単位）を積算するものとする。
この場合において使用目的別、現況地目別、収用又は使用別に積算するものとし、該当がない場合はその旨表示するものとする。

（法第4条地調書作成）
第16条　請負者は、第10条の図面に基づき、法第4条地の面積、数量を施設別、規格別等に算出し、法第4条に規定する土地に関する調書（別記様式5）を作成するものとする。

（管理者の意見照会書（案）作成）
第17条　請負者は、起業地内にある法第4条地について各管理者ごとに第10条、第11条の図面及び前条の法第4条地調書を調製し、監督職員の指示により、法第18条第2項第4号の意見照会書（案）（別記様式6）を作成するものとする。
　ただし、既に占用許可書、使用承諾書をとっているものについては、省略することができるものとする。

（法の制限に関する意見照会書（案）作成）
第18条　請負者は、起業地内にある土地の利用制限について、各々の権限を有する行政機関ごとに第9条及び第11条の図面を調製し、監督職員の指示により、法第18条第2項第5号の意見照会書（案）（別記様式7）を作成するものとする。

（関連事業に関する意見照会書（案）作成）
第19条　請負者は、起業地内に存する本体事業の施行に関連して必要となる事業について、第17条の図面を併用し、監督職員の指示により、法第18条第2項第3号の意見照会書（案）（別記様式8）を作成するものとする。

（許認可等に関する意見照会書（案）作成）
第20条　請負者は、各々権限を有する行政機関ごとに、第9条及び第13条の図面を調製し、事業の施行に必要な許認可等を受けることができるように、監督職員の指示により、法第18条第2項第6号の意見照会書（案）（別記様式9）を作成するものとする。

（事業認定申請書（案）等作成）
第21条　請負者は、監督職員の指示により、法第18条に規定する様式に従い事業認定申請書（案）等を作成するものとする。この場合の作成業務は、事業認定申請書（別記様式10）、同添付書類（別記様式11）、その他関係参考書類（別記様式12）の取りまとめ作成業務をいうものとする。

（起業地計画平面図等作成）
第22条　請負者は、監督職員の指示により、起業地計画平面図を作成するものとする。なお、監督職員の指示により、暫定供用平面図、交差点等詳細図を作成するものとする。
一　起業地計画平面図
　平面図は、事業計画平面図（工事平面図）を基に、必要な事項を記載し、地形図（起業地表示図）を作成するものとし、縮尺500分の1～1,000分の1程度を標準とする。
二　暫定供用平面図、交差点等詳細図
　平面図は、縮尺1,000分の1程度（起業地表示図と同程度）で、各路面表示等を記載し、当該事業の構造等が明らかとなるよう着色するものとする。

第3章　裁決申請図書の作成

（裁決申請書（案）の作成）
第23条　請負者は、監督職員の指示により、法第40条に規定する裁決申請書（案）（別記様式13）を作成するものとする。

（事業計画書の作成）
第24条　請負者は、既に告示された事業認定申請書に添付した事業計画書を参考とし、監督職員の指示を受け事業計画書を作成するものとする。

（起業地及び事業計画を表示する図面等の作成）
第25条　請負者は、次の各号によるほか監督職員の指示を受け、位置図及び起業地及び事業計画を表示する図面を作成するものとする。
一　位置図
　告示された事業認定の申請書に添付した位置図と同一の縮尺の図面を用いて作成するものとする。
二　起業地及び事業計画を表示する図面
　起業地及び事業計画を表示する図面は、前号と同様とする。
　ただし、図面の着色にあたっては、起業地の範囲を薄い黄色（使用の部分は薄い緑色とする。）で、また、このうち裁決申請しようとする土地については、その土地の範囲を薄い赤色で着色表示するものとする。

（法第40条第1項第2号に掲げる事項を記載した書類の作成）
第26条　請負者は、法の定めに従って収用又は使用しようとする土地の存する市町村別に、次の各号を記載した書類を作成するものとする。
一　収用し、又は使用しようとする土地の所在、地番、地目、面積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所（別記様式14）
二　使用の方法及び期間
三　土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償の見積り及びその内訳（別記様式15―1～15―5）
四　権利を取得し、又は、消滅させる時期（別記様式16）

（施行規則第17条第2号イの規定による証明書の作成）
第27条　請負者は、法第40条第2項により不明裁決を申請する場合は、監督職員の指示により証明書（案）を作成するものとする。

（土地調書（案）の作成）
第28条　請負者は、法第36条の定めに従って次の各号を記載した土地調書（案）（別記様式17）を作成するものとする。
　ただし、権利者から署名押印を求める業務は、含まないものとする。

一　起業者の氏名及び住所
二　事業の種類
三　起業地
四　事業の認定の告示の年月日
五　収用又は使用の手続きを保留した起業地があるときは、手続開始の告示の年月日
六　土地所有者の氏名及び住所
七　関係人の氏名及び住所
八　土地の所在

2　請負者は、次の各号によるほか監督職員の指示を受け、収用予定の部分は薄い赤色で、使用予定の部分は薄い緑色で、それぞれ着色した実測平面図の写しを添付するものとする。
一　縮尺は250分の1とする。
　　但し、やむを得ない場合は、縮尺100分の1から1,000分の1程度で作成する。
二　土地の面積の端数処理は、地目にかかわらず、小数点第3位を切り捨て小数点第2位までとする。

第4章　明渡裁決申立書の作成

（明渡裁決申立書（案）の作成）
第29条　請負者は、施行規則別記様式第10の3に定められた様式に従い明渡裁決申立書（案）（別記様式18）を作成するものとする。

（法第47条の3第1項第1号に掲げる事項を記載した書類の作成）
第30条　請負者は、法の定めに従って市町村別に次の各号を記載した書類（法第47条の3第1項第1号に掲げる事項を記載した書類）を作成するものとする。
一　土地の所在、地番、地目及びその土地にある物件の種類、数量並びに土地所有者及び関係人の氏名及び住所（別記様式19―1～19―2）
二　法第40条第1項第2号ホに掲げるものを除くその他の損失補償の見積額及びその内訳（別記様式20）
三　土地の引渡し又は物件の移転期限

（物件調書（案）の作成）
第31条　請負者は、法第36条の定めに従って次の各号を記載した書類（別記様式21）を作成するものとする。
一　起業者の氏名及び住所
二　事業の種類
三　起業地
四　事業の認定の告示の年月日
五　収用又は使用の手続きを保留した起業地があるときは、手続開始の告示の年月日
六　土地所有者の氏名及び住所
七　関係人の氏名及び住所
八　物件がある土地の所在

2　請負者は、次の各号によるほか監督職員の指示を受け、配置図等の図面を作成するものとする。
一　縮尺は100分の1とする。
　　但し、やむを得ない場合は、縮尺50分の1から500分の1程度で作成する。
二　物件の番号は、収用地及び使用地に係わらず、建物、工作物、立竹木の順番に通し番号を付する。
三　建物については、建物平面図（求積し、建物延面積記載）を建物1棟ずつ作成する。

第5章　その他参考となる資料の作成

（その他参考となる資料の作成）
第32条　請負者は、次の各号によるほか監督職員の指示を受け、裁決申請図書及び明渡裁決申立書の説明資料として、別冊で作成するものとする。
一　申請地の土地登記簿謄本（写）及び建物登記簿謄本（写）
二　用地交渉の経緯の説明書（未取得の理由を明らかにすること）
三　土地所有者及び関係人の住民票（写）（法人の場合は法人登記簿（写））
四　登記名義人死亡の場合は相続関係を説明するのに必要な戸籍関係書類（写）及び相続関係説明図

五　損失補償金の見積の方法および基礎資料（鑑定評価書、内訳明細書）
六　事業執行状況説明資料（適宜図面等を利用する）
七　用地取得状況説明資料（適宜図面等を利用する）
八　事業の認定の告示の官報の写し
九　収用等の対象地および周辺の写真

別記様式１

一般図（起業地位置図）

(1) 縮尺２万５千分の１の一般図によって起業地の位置を示すこと。

(2) 符号は、国土地理院発行の５万分の１の地形図の図式により、これにないものは適宜のものによるものとする。

(3) 一般図と地形図との関係は、一般図の起業地付近を拡大したものが地形図に相当すると考えられるので、できるだけ忠実に起業地を一般図の上に表すこと。

表示の方法は、起業地は赤色で着色し、「起業地」の語をもって表示し、延長（L ＝ ○ m）を示すこと。

(4) 全体計画の一部を施行する事業である場合は、起業地の位置図に全体計画の施行予定を明記することが好ましい。

(5) 表題記載例（編綴図面規格縦 240mm、横 150mm）

別　添　○	
一般国道○号改築工事（○○バイパス）	起業地の位置を表示する図面
縮　尺 25,000 分の 1	
○　葉　中　○	

(6)　図面記載例

①

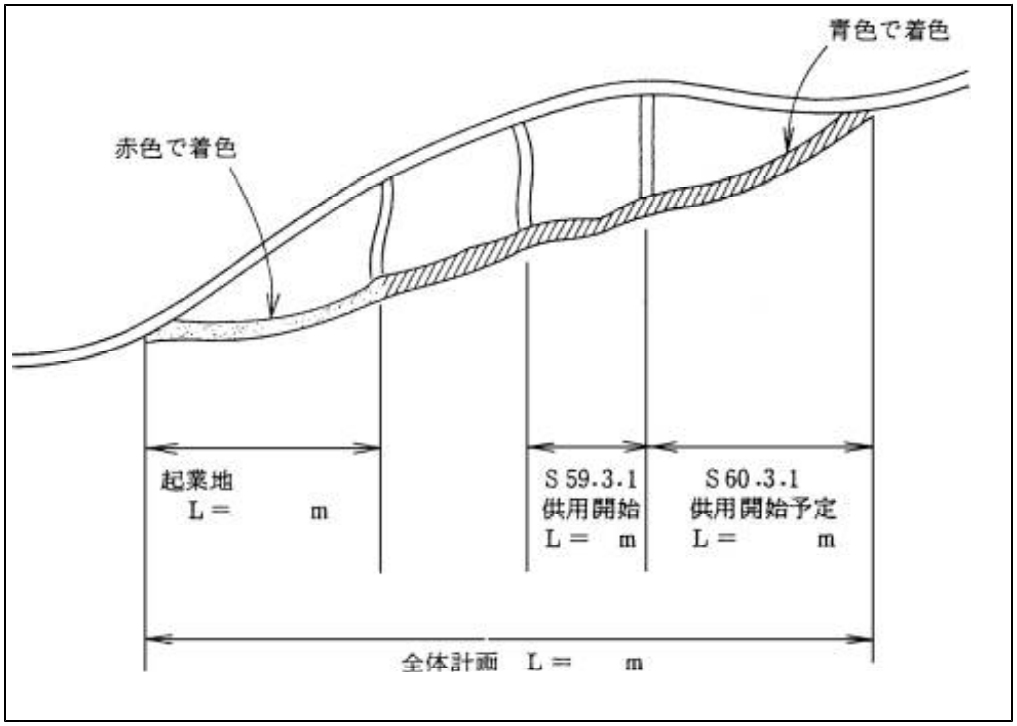
青色で着色
赤色で着色
起業地
L＝　　m
S 59.3.1
供用開始
L＝　m
S 60.3.1
供用開始予定
L＝　　m
全体計画　L＝　　m

②

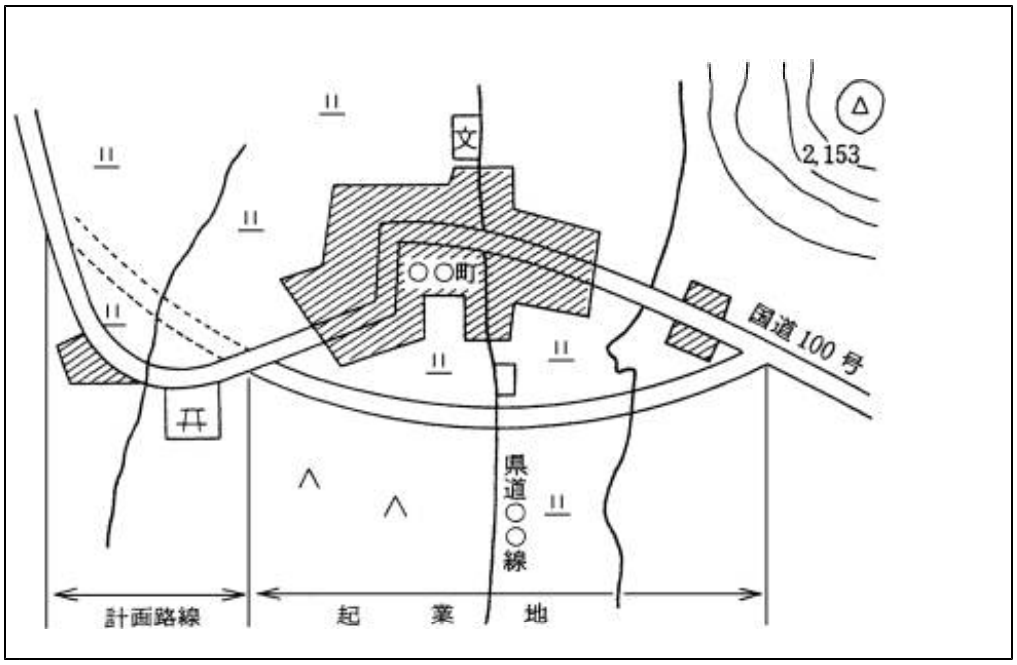
文
○○町
2,153
国道100号
県道○○線
計画路線
起　業　地

別記様式２

1　地形図（起業地表示図）

(1)　縮尺百分の1から3千分の1程度までの間で、起業地を表示するに便利な適宜の縮尺の地形図（図面については、監督職員が指示するものとする。）によって起業地を収用の部分は薄い黄色で、使用の部分は薄い緑色で着色し、起業地内に物件があるときは、その主要なものを図示すること。収用し、若しくは使用しようとする物件又は収用し、若しくは使用しようとする権利の目的である物件があるときは、これらの物件が存する土地の部分を薄い赤色で着色すること（規則第3条第2号）。

(2)　起業地の表示は、土地所有者及び関係人が自己の権利に係る土地が起業地の範囲に含まれることを容易に判断できるものでなければならない（法第18条第4項）から、縮尺については、縮尺千分の1を標準とする。

(3)　地形図は起業地内及びその付近における顕著な地形、地物等（おおむね国土地理院発行の5万分の1の地形図に記載されている河川、道路、官公署等）を記載した図面とし、これだけでは起業地の範囲が分りにくいときは主要な建物その他固定性の高い物件をも記載すること。

(4)　実測した地形図によること。符号は国土地理院発行の図式により、これにないものは適宜の図式によること。

(5)　図面には縮尺、方位、凡例をつけること。図面が数枚になるときには、図面番号をつけること。

(6)　原則として収用又は使用の対象物ごとに起業地表示図を作成すること。ただし、それぞれの対象地区が重ならないときには、同一図面に明らかになるように表示すれば足りる。

(7)　起業地を着色する際には次の諸点に注意すること。

（イ）　事業認定申請書中起業地の項では起業地を都道府県、郡、市、区、町、村、大字及び字をもって表すこととなっているが、起業地とは事業を施行する土地のことであるから、図面で起業地を表すときは、字内のすべての土地を着色すべきではなく、字内の土地で事業を施行するに必要な土地を起業地として着色すること。

（ロ）　事業を施行するに必要な土地であれば買収したか否かを問わず、施行したか否かを問わず、また、法第4条の土地であるか否かを問わず着色すること。

（ハ）　補償工事の用に供する土地は、当然には上にいう事業を施行するに必要な土地に含まれるものではないので、着色しないこと。

（ニ）　起業地の範囲を明確にするよう着色すること。

（ホ）　起業地を表示する図面では、「薄い黄色」、「薄い緑色」及び「薄い赤色」はそれぞれ特別の意味を持っているので、他の用途に用いないこと。

(8)　字の境界を明らかにし、起業地が字内にあることを明確に表示すること。

(9)　起業地内の物件については、現にある人家、学校等の工作物を図示すること。

(10)　公図等は地形図ではないので起業地を表示する図面としては適当でないから用いないこと。

(11)　収用又は使用の手続を保留する起業地は、黒色の斜線をもって表示すること。なお、斜線は30～60度位の角度で、約0.5㎝位の等間隔に引くこと。

2　事業計画表示図

事業計画を表示する図面は、事業計画の内容を図面で表示するものであり、縮尺100分の1から3,000分の1程度までのもので、施設の位置を明らかに図示するものとし、施設の内容を明らかにするに足る平面図を添付するものとする(規則第3条第2号)。

(1)　事業計画を表示する図面は、原則として起業地表示図(地形図)と併用すること。

(2)　縮尺については、起業地表示図(地形図)と併用しない場合においても、同一の縮尺のものとする。事業計画が複雑なため同一の縮尺による図面では事業計画の内容が明らかにし難い場合には、別途、詳細図を添付すること。

(3)　施設の位置を明らかに図示することについては、事業計画書中「事業計画の概要」の項に記載した事項を明らかにするよう、施設の位置を明示すること。

(4)　申請に係る事業が、全体計画の一部又はある事業の一部であるときは、全体計画または事業の全体の大略を事業計画書中「事業計画の概要」の項に記載すべきであるが、本図面には、申請にかかる事業の事業計画のみを表示すれば足り、全体計画又は事業の全体を表示する必要はない。

(5)　事業計画を表示する図面において、その位置を明らかにした施設について、その内容を明らかにする平面図(必要に応じて構造図)の添付を要するが、事業計画を表示する図面において施設の位置のみならず内容までも明らかにすることはさしつかえないこと。

(6)　施設の内容を明らかにするため、必要に応じ構造図をつけること。

(例)

(イ)　道路事業の場合……標準横断面図、縦断面図、橋梁一般図等

(ロ)　河川事業の場合……堤防横断面図等

(ハ)　ダム事業の場合……平面図、側面図、上流面図、下流面図等

(ニ)　庁 舎の場合……立面図、側面図、各階平面図等

(7)　関連事業については、本体事業の平面図を使用すること。また必要に応じ、横断図等をつけること。

3　表題記載例

別　　添
一般国道○号改築工事(バイパス) 起業地、事業計画及び法第4条に規定する土地を表示する図面
縮 尺 1,000分の1
○　葉　中　○

4　法第4条地に関する図面

(1)　法第4条地を表示する図面は、縮尺100分の1から3,000分の1程度までのものとする(規則第3条第4号)。

なお、この図面は、起業地表示図及び事業計画表示図と同一の縮尺によること。

(2)　法4条地があまり多くない等、とくに支障がないときは、この図面は起業地表示図と併用することが望ましい。

(3)　図面の作成に当たっては、法第4条地には種類別に適宜着色し(例えば、道路は茶色、河川・水路は水色のように。ただし、黄色、緑色及び赤色は用いないこと)当該土地を明らかにするとともに、番号を付して調書との照合の便を図ること。

なお、着色は起業地の部分だけで足りる。

別記様式３

関　連　事　業　計　画　書

図面表示番号	施設の種類及び名称	管理者	工事箇所	現況			計画			備考
				延長	幅員	構造形式	延長	幅員	構造形式	

別記様式４

(1)　事業に必要な土地の面積

（イ）　収用の部分

宅　地	m^2
畑	m^2
道路敷	m^2
水路敷	m^2
計	m^2

（ロ）　使用の部分

宅　地	m^2
畑	m^2
道路敷	m^2
水路敷	m^2
計	m^2

注　使用の部分がない場合は、「ロ使用の部分　なし」と記載すること。

(2)　起業地内にある主な物件の数量

家屋(住　宅)	棟（移転済	棟)
家屋(非住宅)	棟（移転済	棟)
計	棟（移転済	棟)

別記様式５

(1)　法第4条地とは、土地収用法3条各号に列記されている事業及び他の法律により収用又は使用が認められている事業の用に供されている土地をいう。

代表的なものを事業(施設)の種類によって例示すれば、次のとおりである。

①　国道・県道・村道等道路法による道路

②　河川法が適用され、又は準用される河川

③　国・地方公共団体・土地改良区等が設置する農道、用・排水路等の施設

④　国鉄又は地方鉄道施設

⑤　電気事業の用に供する送電線・発電所等の工作物

⑥　日本電信電話株式会社が公衆通信の用に供する電話線等の施設

⑦　小学校・中学校等の学校施設

⑧　市役所・試験場・公園・広場

なお、市町村が管理している河川、都道府県が管理条例を設けて河川として管理しているものは、「その他公共の利害に関係のある河川」(法第3条第2号)に該当する。

他方、国土交通大臣の部局長としての知事が財産管理している道路、河川(水路)は法第3条第5号に該当しない。

また、他の法律により収用または使用している事業には次のようなものがある。

①　都市計画法……街路、公園、一団地の住宅等

②　森　林　法……林道、索道、木材集積場等

③　鉱　業　法……坑口、選鉱施設等

④　農　地　法……農地造成のための事務所、作業所等

⑤　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用に関する特別措置法……米軍基地

(2)　法第4条地であるか否かは、申請の時において判断すること。したがって、申請時において法第4条地に該当しないものは記載する必要はない。

(3)　収用適格事業の用に供されている施設は、たとえ占用物件であっても、原則として調書を作成すること。

(4)　法第4条地に関する調書は、事業計画書の次に添付することが望ましい。

(5)　法第4条地に関する調書の様式は、次のとおりである。

法第4条に規定する土地に関する調書

図面表示番号	県、郡、市、区、町村、大字及び字の名称	現に供している事業(施設)の種類	供している土地の面積	備　考	
				管理者	意見書の有無
			㎡		

この様式中、「図面表示番号」は「法第4条地に関する図面」に表示する番号を記入し、「事業の種類」には施設の名称を記載する。なお、「備考」欄には、法第4条地の管理者の名称及び意見書の有無を記載すること。

別記様式６

第　○　号
○年○月○日

殿

起　業　者　東京都千代田区霞が関2丁目1番3号
国 土 交 通 大 臣　○　○　○　○

上記代理人　（所在地）
九州地方整備局長　○　○　○　○

上記代理人　（所在地）
○○工事事務所長　○　○　○　○　印

土地収用法第18条第2項第4号の規定
に基づく意見について（照会）

今般国土交通省が施行する　　のため必要な土地について土地収用法第16条の規定により事業の認定を申請するに当たり、起業地内に存する貴管理に係る下記調書記載の土地を起業地に編入することについて同法第18条第2項第4号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

記

図面表示番　　号	県郡市区町村大字及び字の名称	現に供している事業（施設）の種類	供している土地の面積	備　考

別記様式７

第　○　号
○年○月○日

殿

起　業　者　東京都千代田区霞が関2丁目1番3号
国 土 交 通 大 臣　○　○　○　○

上記代理人　（所在地）
九州地方整備局長　○　○　○　○

上記代理人　（所在地）
○○工事事務所長　○　○　○　○　印

土地収用法第18条第2項第5号の規定に
基づく意見について（照会）

今般国土交通省が施行する　　のために必要な土地について土地収用法第16条の規定により事業の認定を申請するに当たり、起業地内に存する下記調書記載の土地を起業地に編入することについて同法第18条第2項第5号の規定に基づく意見を承りたく意見を照会します。

なお、　　年　　月　　日付け　　第　　号で土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づき、土地管理者としてのご意見を照会した際に添付した図面を参照して下さい。

記

図面表示記号	県郡市町村大字及び字の名称	現に供している事業（施設）の種類	利用制限法令名	起業地に編入する面積	備考

別記様式８

第　○　号
○年○月○日

殿

起　業　者　東京都千代田区霞が関2丁目1番3号
国 土 交 通 大 臣　○　○　○　○

上記代理人　（所在地）
九州地方整備局長　○　○　○　○

上記代理人　（所在地）
○○工事事務所長　○　○　○　○　印

工事を
の関連事業として施行することについて（協議）

国土交通大臣起業　　の施行に伴い必要を生じた貴管理に係る下記　　付替工事を国土交通大臣において　　の関連事業として施行いたしたく、土地収用法第18条第2項第3号の規定により協議します。

なお、　　年　　月　　日付け　　第　　号で土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づき、土地管理者としてのご意見を照会した際に添付した図面を参照してください。

記

図面表示番号	施設名	工事箇所	工事内容	現況

別記様式９

第　○　号
○年○月○日

殿

起　業　者　東京都千代田区霞が関2丁目1番3号
国 土 交 通 大 臣　○　○　○　○

上記代理人　（所在地）
九州地方整備局長　○　○　○　○

上記代理人　（所在地）
○○工事事務所長　○　○　○　○　印

土地収用法第18条第2項第6号の規定に基づく意見について

今般国土交通省が施行する　　のために必要な土地について土地収用法第16条の規定により事業の認定を申請するに当たり、同法第18条第2項第6号の規定に基づく意見を承りたく、工事計画の概要説明書及び図面を添えて照会します。

別記様式１０

事業認定申請書

1　事業認定申請書の様式は、次のとおりである(規則別記様式第5)。

第　○　号
○年○月○日

国土交通大臣○○○○殿

起　業　者　東京都千代田区霞が関2丁目1番3号
国 土 交 通 大 臣　○　○　○　○

上記代理人　(所在地)
九州地方整備局長　○　○　○　○

事　業　認　定　申　請　書

土地収用法第16条の規定によって、下記により、事業の認定を受けたいので、申請致します。

記

1　起業者の名称　　国土交通大臣
2　事 業 の 種 類　　一般国道　　号改築工事(　　バイパス：○○から○○まで)
3　起業地
イ　収用の部分
ロ　使用の部分
4　事業認定を申請する理由

2　「起業地」

(イ)　起業地とは事業を施行する土地であり、既に取得した土地又は現在収用等をする必要がない土地であっても、それらの土地が収用等しようとする土地と同一の事業の用に供される場合には起業地に含まれる。

(ロ)　「起業地」は、収用と使用の別を明らかにし(法第18条第1項第3号)、県、郡、市、区、町、村、大字及び字、をもって表示すること。

(ハ)　起業地として表示されない土地は、収用又は使用の手続を進めることができないから、起業地を表示する場合、起業地表示図の字名と照合し、字名などの脱漏、誤記、誤植のないよう充分留意すること。また、起業地名にふりがなを付すること。

(ニ)　起業地が2つ以上の市町村にまたがるときは、各市町村ごとに分けて表示すること。

(ホ)　数箇所の大字及び字名を表示する場合、最初のみでなくすべての地名に大字及び字を付けること。

(ヘ)　使用の部分がない場合でも、「ロ、使用の部分なし」と記すこと。

〈起業地の記載例〉

◎イ　収用の部分

○○県○○市○町2丁目、△町2丁目及び○○町地内

ロ　使用の部分

な　し

3　「事業の認定を申請する理由」

（イ）　「事業の認定を申請する理由」については、その要旨を簡明に記載し、法第27条第1項の規定による申請であるときは、その旨を明記すること。

（ロ）　本章に記載すべき事項は次のとおりである。

①　事業が法第3条各号の1に掲げるものに関する事業であること。

②　事業計画の内容（目的）。

③　事業認定の申請に至った用地交渉の概略（所有者関係人等の概数と、未承諾者の概数も記載すること）。

④　収用又は使用しようとする対象物（例えば、土地、○種漁業権等）。

4　表紙記載例

一般国道　　号改築工事（○○バイパス：○○から○○まで）

事　業　認　定　申　請　書

九　州　地　方　整　備　局

別記様式１１

添付書類の目録

（イ）　申請書には、国土交通省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を添付しなければならない(法第 18 条第 2 項)。

①　事業計画書

②　起業地及び事業計画を表示する図面

③　事業が関連事業に係るものであるときは、起業者が当該関連事業を施行する必要を生じたことを証する書面

④　起業地内に第 4 条に規定する土地があるときは、その土地に関する調書図面及び当該土地の管理者の意見書

⑤　起業地内にある土地の利用について、法令の規定による制限があるときは、当該法令の施行について権限を有する行政機関の意見書

⑥　事業の施行に関して行政機関の免許、許可又は認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分があったことを証明する書類又は当該行政機関の意見書

なお、④から⑥までに掲げる意見書は、起業者が意見を求めた日から 3 週間を経過してもこれを得ることができなかったときは、添付することを要しない。この場合においては、意見書を得ることができなかった事情を疎明する書面を添付しなければならない(同条第 3 項)。

したがって、申請書の末尾に現実に添付する書類の目録をつけることが望ましい。

（ロ）　事業認定申請書に添付すべき書類の目録は、添付した順序に応じて事業認定申請書の末尾である本項に記載すること。

（ハ）　法第 18 条第 2 項第 4 号ないし第 6 号の書類については、起業地内に第 4 条に規定する土地がないとき、起業地内にある土地の利用について法令の規定による制限がないとき又は事業の施行に関して行政機関の許認可等の処分を要しないときには添付する必要はなく、したがって、添付書類の目録にあげる必要もない。

事業計画書

1　記載事項と添付書類

事業計画書は、事業の内容を説明するものであり、次の事項を記載し、なお内容を説明する参考書類があるときは、併せて添付する(規則第 3 条第 1 号)。

(1)　事業計画の概要

(2)　事業の開始及び完成の時期

(3)　事業に要する経費及びその財源

(4)　事業の施行を必要とする公益上の理由

(5)　収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由

(6)　起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正且つ合理的な利用に寄与することになる理由

◎　これらの内容を説明する参考書類があるときは、併せて添付すること。

（例）○　事業認定を申請する区間が全体の一部であるときは、全体計画を明らかにするための図面

○　公益上の必要性を証するための統計資料

○　起業地選定理由を説明するための比較ルート又は他の候補地を表示する図面

○　事業の都市計画との関連づけを行うための都市計画図（都市施設、用途地域、市街化区域、調整区域）

○　財源を証するための起債許可書等の写し

○　現在施設を移設する場合における現在施設の状況図

○　起業地を明らかにするための航空写真

○　土地の利用制限がある区域を表わす図面

○　必要とする土地の面積の理由を説明するための施設基準又は同類施設の面積比較表

○　電気事業の場合の潮流図及び系統図

○　関連事業を施行する場合、機能回復の程度を知るため現在施設の状況を明らかにする調書

イ　事業計画の概要

○　事業計画の総論ともいうべきもので、工事計画だけでなく申請にかかる事業の目的及び内容を具体的に説明する。

○　申請に係る事業が全体計画の一部であるときは、まず、全体計画について説明し、次に申請事業について全体計画との関連を示し説明する。

添付書類記載例

添付書類		
1	事業計画書	別添　1
2	法第 4 条に規定する土地に関する調書	別添　2
3	法第 4 条に規定する土地に関する管理者の意見書 照会文（写）○通　　回答文（写）○通	別添　3
4	法令の規定による制限のある土地に関する行政機関の意見書 照会文（写）○通　　回答文（写）○通	別添　4
5	起業地の位置を表示する図面（縮尺 25,000 分の 1）	○葉 別添　5
6	起業地、事業計画及び法第 4 条に規定する土地を表示する図面（縮尺 1,000 分の 1）	○葉 別添　6
7	標準横断面図（縮尺 60 分の 1 及び 100 分の 1）	○葉 別添　7
8	縦断面図（縮尺　縦 100 分の 1　横 1,000 分の 1）	○葉 別添　8
9	橋梁一般図（縮尺 100 分の 1、400 分の 1 及び 500 分の 1）	○葉 別添　9
10	ルート比較図（縮尺 5,000 分の 1）	○葉 別添 10

○　申請の対象として取り上げる事業の最少範囲は、当該申請に係る事業によって、公益性を判断でき得る事業単位であること。

○　例えば、4 車線の道路をつくる計画があるにもかかわらず 2 車線について工

事を行い、暫定共用をはじめる計画があるときはその旨及び時期を示す。

○　河川事業のときは、当該河川の工事実施基本計画を明らかにし、洪水計画流量図を記載すること。

○　事業計画の内容としては、少なくとも次のようなことが明らかにされていなければならない。できるだけ数字を用いること。

・道路事業の場合……原則として道路構造令に適合していなければならない（特例値を使用すればその旨を説明すること）。

新築か、改築か
拡幅工事か、バイパス工事か等の工事の大要
施行区間
施行延長
構造規格　　○種○級○地部
幅　　員　　全体幅員と車道、歩道、路肩、側帯等の幅員構成、幅員構成がかわる部分についてはその区間と幅員構成
設計速度
設計基準交通量
計画交通量（○○年）
最小曲線半径
最急縦断勾配
標準横断勾配
路面の種類
工　事　面

・河川事業の場合等……原則として河川管理施設等構造令に適合していなければならない（特例値を使用すればその旨を説明すること）。

築堤（現堤嵩上、引堤）工事か分水路工事か等の工事の大要
左岸か右岸か又は両岸か
施行区間
施行延長（実距離）
堤防構造
計画堤防高
計画河床高
　天端幅
　小段幅
　法勾配
河　　幅
計画高水流量
計画高水位

・ダム事業の場合

ダム型式

堤　　高

堤　　長

洪水吐(門数、規格)

集水面積

総貯水容量

有効貯水容量(多目的ダムの場合は目的別の容量)

満水位標高

洪水調節量

利水目的と取水量

○　附帯工事についても、その内容を明らかにする。

（例）　工事用道路　延　　長　　m

幅　　員　　m

資材置場　○ヵ所　　延　　m2

土 捨 場　○ヵ所　　延　　m2

捨土量　　延　　m2

○　関連事業については、施行箇所ごとに図面と照合できるよう番号を付し、管理者を明らかにする。

（例）　　○○○工事

図面表示記号	施設の種類及び名称	管理者	工事箇所	工事内容			現　況		
				延 長	幅 員	構 造 型 式	延 長	幅 員	構 造 型 式
	町道○○号線	○○町		m	m		m	m	

ロ　事業の開始及び完成の時期

○　用地交渉着手の時期を事業の開始の時期とし、物理的な工事の完成の予定時期を事業の完成の時期とする。

○　申請にかかる事業が全体計画の一部であるときは、全体計画と申請事業双方の時期を記載する。

（例）　全体計画

開始の時期　　年　　月　　日

完成の時期　　年　　月　　日

起業地計画

開始の時期　　年　　月　　日

完成の時期　　年　　月　　日

○　事業の完成をまたず暫定供用を開始する計画があるときは

開始の時期　　年　　月　　日

暫定供用開始の時期　　年　　月　　日

完成の時期　　年　　月　　日

○　事業の完成後直ちに供用開始しないときは、供用開始日を明示すること。

○　関連事業については､本体事業の時期と異なるときにはその時期を明示する。

ハ　事業に要する経費及びその財源

○　多年にわたる事業計画における経費は、年度区分とする。

○　全体計画の事業費を記すこと。

○　経費区分をする。

（例）　1　経費

（単位：百万円）

区分 科目	全体計画に要する費用	起業地計画に要する費用	起業地計画に要する費用の内訳				
			年度以前	年度	年度	年度	年度以降
工事費							
用地費及び補償費							
その他							
計							

○　関連事業に要する経費は原則として区分し記載する必要があるが、それが困難な場合には、総事業費の中に含む旨を記載する。

○　国が行う事業について所管、会計名及び項目を明らかにする。

（例）　(2)　財源

国土交通省所管	
道路整備特別会計	
項	道路事業費
目	一般国道直轄改修費

○　先行取得が行われているときに用地補償費が最終年度につけられる場合には、その旨を記載する。

（例）　　○年度　　○年度　　○年度

　　○円　　○円　　○円

用地は○○県において先行取得している。

ニ　事業の施行を必要とする公益上の理由

○　次のように消極、積極の両面から考察する。

（ｉ）　本事業を施行しなければないないような劣悪、危険な状況にあり、これを放置しておくことの社会的、経済的又は行政的な不利益、損失を明らかにすること。

（ⅱ）　又は、近い将来確実に発生すると予想される不利益、損失を明らかにす

ること。

（ⅲ） 本事業を施行することにより期待される現状の各種の不利益、損失の除去、軽減又は予防の効果及び将来にわたってもたらされる積極的利益を明らかにすること。

○ 不利益、損失の除去、軽減又は利益の発生を図るために本計画が最適である旨を明らかにする。

（例） ある地区の洪水を除去するためには、①上流にダムをつくって流下流量を調節する、②当該部分の堤防を嵩上げする、③川幅を広げる、④上流に分水路をつくるか、⑤当該地区を避ける河川を掘削するか等が考えられる。

○ 統計による具体的な説明をすること。

（例） 道路事業　現在交通量、増加率、現道の許容交通量、5年、10年後の推定交通量及び増加の見通し。
交通事故の発生状況

河川事業　現在の流下能力、被害の状況（死者、家屋の流出、田畑の冠水等の数量及び被害額）、期待利益（かんがい受益面積、増収量及び増収額等）。

○ 直接効果のみならず間接効果も記すこと。

○ 附帯工事特に永久施設をつくる場合の公益性を説明する。

○ 関連事業を施行する公益性は、本体事業の施行により当該施設が消され、又は削減されたままで放置しておくことができず、従前の効用の程度までは機能を回復する必要がある旨を記載する。

○ 記載方法

・道路事業

現在の状況

交通が混雑し、錯綜し、時間がかかる。

事故の危険性が高い。

交通（重量）制限している。

原　　因

道路が未改築（幅員狭く、線形悪く、勾配が急）である。

現在交通量に対し現道の許容量が小さい。

他の道路、鉄道との平面交差がある。

家屋連担地区でありながら歩道がない。

積雪時には有効幅員が狭くなる。

橋梁が老朽化している。

施行後の効果

原因の解消に伴う交通容量の増加が交通処理を円滑にし、事故の発生率を低下させる等の直接効果がある。

また、都市計画の都市施設としての役割を果たせることになるほか、都市間の時間距離の短縮に伴う諸効果が間接的に期待できる。

バイパスを築造することにより、現道の交通が緩和され、地域住民の生活の安寧又は経済上の利便に寄与する。

・河川事業

現在の状況

降雨時又は積雪期には洪水又は浸水による生命､財産に対する危険がある。

原　　因

無堤で地盤が低い。

計画高水流量に比べ河積が小さい。

堤防が弱体である。

上流部の材木乱伐や都市化の影響で降雨量に対する時間当たりの流下量が増大した。

上流部に洪水調整用ダムがない。

河川が蛇行している。

急流部にある。

施行後の効果

生命、財産に対する危険が除去され、民生が安定するという直接効果がある。間接的には、洪水の危険がなくなることから、氾濫区域内であった地域の発展が促され、ダムを築造したときには、多目的ダムとしてのかんがい、都市用水、発電等の効果が生ずる。

ホ　収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由

○　事業に必要な土地の面積の概数については、法第 4 条地又は起業者の所有地のように買収を要しない土地をも含めて、当該申請にかかる事業に必要な土地の概数を使用目的別、地目別に記載すること。

収用又は使用の別を明らかにすること。ない場合にはその旨を記すこと。

○　現況地目、実測地積によること。

○　面積は概数によること。10 又は 100 の単位で足りる。

○　権利を収用又は使用しようとするときは、

消滅又は制限しようとする権利の種類、内容及び権利の数等を記載する。申請書の権利と対応させる。

○　土石砂れきを収用しようとするとき

・土石砂れきの種別、及び採取量

・土石砂れきの存する土地の地目及び面積を併せ記載する。

（例）　岩の種類　　○○岩

採 取 量　　○○トン

（山林　　○○ m2）

○　起業地内に存する主な支障物件の種類及び数量を記載する。

（例）　住宅　　戸　棟

倉庫　　棟
工場　　棟

○　事業開始の時にあった物件を記載する。

○　本件事業と関連事業とを区別して記すことが望ましい。

○　土地又は土石砂れきを取得し、若しくは権利を消滅させる必要がある理由。

（例）　道路事業　　道路構造令に適合した幅員構成をもつ道路を築造するに必要な面積で、当該道路敷となるものである旨

河川事業　　計画高水量を安全に流下させる河積を確保するに必要な面積で、河川敷を構成するものである旨

・附帯事業、関連事業についても記載する。

・権利を消滅又は制限する場合については、工事の施行上必要がある旨

・土石砂れきを収用する場合は、これらのものが資材としてすぐれた性質をもつ旨、及び工事の施行上の必要量とそのための必要採取量である旨

・起業地内にある物件については、工事の支障となるため起業地外へ移転を必要とする旨

へ　起業地等を当該事業に用いることが相当であり、または土地等の適正且つ合理的な利用に寄与することになる理由

○　起業地の選定が適正である旨及びその理由を記載すること。

わが法制のもとでは、代替性のある物については、原則として公用収用は認められない。特定の地点の土地を必要とするというように、代替性のない物について公用収用が認められることになる。

ゆえに、起業地として選定した理由には、他の地点との比較設計等の引用により具体的に記載し、起業地の特定性を強調すること。

○　次の 3 点をどのように充たしているかを明らかにすること。

①　施設の立地条件を満足させる場所であること。

②　土地所有者､その他の利害関係人にとってこうむる被害が最も少ないこと。

③　国土計画、地域計画又は都市計画に適合していること。

○　説明の順序は次のようにすることが望ましい。

（例）　・道路事業（バイパス）

（ｉ）　改築方法として現道拡幅とバイパス方式の 2 つがある旨

（ⅱ）　現道拡幅によるときは沿線の住家等の移転物件が多く、線形、勾配が改良されない等の理由をあげて不適当である旨を述べる。

（ⅲ）　バイパスによるときは、どのようなルートが考えられ、それぞれのルートを比較し、どれが最も合理的であるかを検討する。

（ⅳ）　決定されたルートが土地利用上適正かつ合理的であることを説明する。

・河川事業（引堤）

（ｉ）　河積を大きくする方法として河床の掘削、引堤、堤防の嵩上げ等がある旨

（ⅱ）　それぞれの方法を比較し、引堤によることが最も適当である旨を述

べる。

（ⅲ） 引堤による場合、左岸、右岸のいずれか、又は両岸に引くのが合理的か。

（ⅳ） 決定された方法が、土地の利用上適正かつ合理的であることを説明する。

これらの説明に当たっては、次の点を考慮すること。

・全路線の改築計画からみた起業地の位置
・自然的条件（地形、地盤の高低、地層等）
・都市計画との関係
・支障物件の多少
・潰地面積の多少
・潰地の土地利用状況
・技術的な要因
・経済的な要因
・将来の発展状況

○ 附帯工事については本体工事との関係で起業地選定理由を明確にすること。

○ 関連事業については、機能復旧を合理的にできる理由等をあげながら説明すること。

〔表題記載例〕

別　添　○
一般国道　号改築工事　○バイパス 標準横断図
縮 尺 100分の1
○ 葉 中 ○

〔道路記載例〕

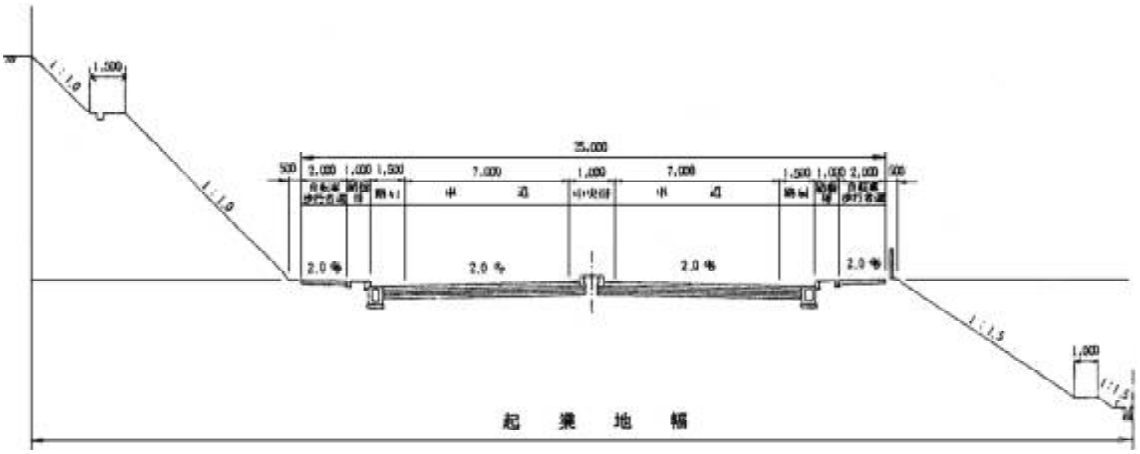
35,000
7,000
7,000
2.0%
起 業 地 幅

〔河川記載例〕

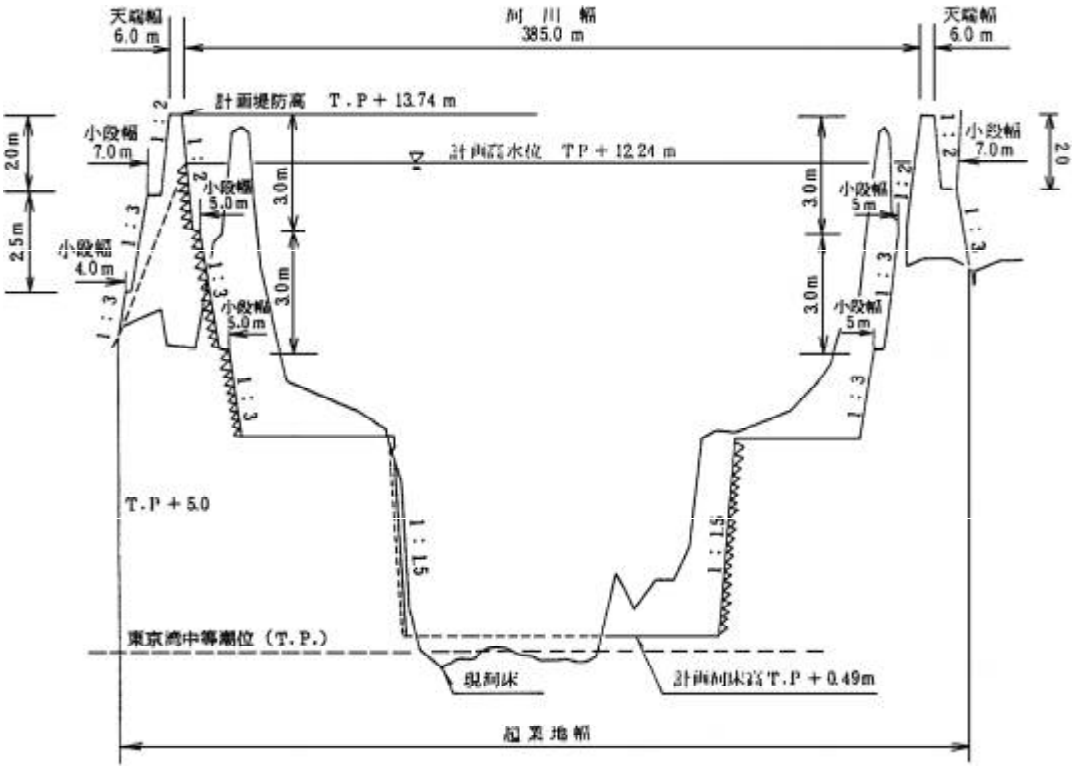
天端幅
6.0 m
河 川 幅
385.0 m
天端幅
6.0 m
計画堤防高 T.P＋13.74 m
計画高水位 TP＋12.24 m
小段幅
7.0m
小段幅
5.0m
小段幅
4.0m
小段幅
5m
2.0m
2.5m
3.0m
T.P＋5.0
東京湾中等潮位（T.P.）
現河床
計画河床高T.P＋0.49m
起 業 地 幅

別記様式１２

その他参考書類として、次の項目について調査整理する。

項　　目 ＼ 担　当　課	用地担当課	調査・工務担　当　課
(1)　全般的事項		
イ　ルート比較図面		○
ロ　ルート比較調書		○
※ハ　用地取得状況表	○	
※ニ　用地未取得調書、図面及び写真	○	
ホ　現状写真(平面図に撮影方向を表示したもの)	○	
ヘ　都市計画図及び都市計画決定公示(写)(都市計画縦覧図を含む)		○
ト　近い将来確実に発生すると予想される状況等(団地造成、新駅設置、環状線乗入れ計画等)があればその具体的データ		○
チ　土地利用の推移	○	○
リ　人口の推移、転出入の推移	○	○
ヌ　商業販売額、工業出荷額の推移	○	○
ル　その他特別の事情がある場合、それらについての資料	○	○
(2)　河川改修事業		
イ　主要洪水調書		○
a　氾濫区域図		○
b　流域の被害の状況データ		○
ロ　農作物収穫量の推移	○	○
ハ　水系工事実施基本計画(写)		○
ニ　河川予定地官報告示(写)		○
ホ　流量等の算出根拠		○
ヘ　橋梁等の老朽度(建設年月日)		○
ト　その他特別の事情がある場合、それらについての資料	○	○
(3)　道路改築事業		
イ　交通量の推移及び現道の許容交通量、混雑度のデータ		○
ロ　推定交通量(10年～15年後)の算定根拠(O・D調査表、その他)		○
ハ　道路構造(幅員、道路規格等)		○
ニ　交通事故件数の推移及び発生件数	○	○
ホ　自動車保有台数の推移	○	○
ヘ　バスの運行経路、回数等	○	○
ト　現道の信号機の数、平均待ち時間	○	○
チ　その他特別の事情がある場合、それらについての資料	○	○
(4)　ダム建設事業		
イ　事業経緯及び地元交渉経過	○	○
ロ　水系工事実施基本計画(写)		○
ハ　ダム建設に関する基本計画書官報告示(写)		○

ニ　工事計画説明表		○
ホ　工事年度別工事予定表		○
ヘ　ダム軸選定理由及び図面		○
ト　ダム天端標高決定根拠		○
チ　水系洪水被害状況調		○
リ　河川予定地官報告示(写)		○
ヌ　水道、工業用水道の法的根拠		○
ル　ダム建設に伴う協定書及び損失補償基準に関する覚書(写)	○	
オ　パンフレット	○	○
ワ　その他特別の事情がある場合、それらについての資料	○	○

(注)　※印については、次の様式により作成すること。

(1)　用地取得状況表

(○年○月○日現在)

項目 / 事業別	土地所有者及び関係人			用地取得状況			備考
	総数	解決数	解決率	取得必要面積	取得面積	取得率	
全体	人	人	%	㎡	㎡	%	
本体事業							
関連事業							

(2)　未取得用地調書

○○県○○郡○○町地内

項目 / 土地所有者等	所在地			現況地目	実測面積	取得予定面積	物件の種類・数量	摘要
	大字	字	地番					
○○○○	○○	○○		宅地	㎡	㎡	住家1棟 立木	取得価格不満
△△△△	○○	○○		田				計画反対
××××	○○	○○		畑			—	境界紛争中
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	

別記様式１３

裁決申請書

①　申請書の様式は、施行規則別記様式第10で定められている。

国九整一用第　　号
年　　月　　日

裁　決　申　請　書

　　年　　月　　日事業の認定の告示のあった、一般国道○○号改築工事（○○バイパス）について、土地収用法第39条第1項の規定により、裁決を申請します。

起　業　者　東京都千代田区霞ケ関2丁目1番3号
国 土 交 通 大 臣　○　○　○　○
上記代理人　福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号
九州地方整備局長　○　○　○　○

○○○県収用委員会御中

②　手続保留をしていた土地を収用又は使用する申請を行う場合は下記のとおり記載する。

　　年　　月　　日事業の認定の告示があり、　　年　　月　　日手続開始の告示のあった一般国道○○号改築工事（○○○バイパス）について、土地収用法第39条第1項の規定により、裁決を申請します。

別記様式１４

＊法第40条第1項第2号に掲げる必要事項を記載した書類の記載例

1　収用しようとする土地の所在、地番、地目、面積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所

○県○市大字○字○地内

地番	地目		全体の面積		収用しようとする土地の面積(㎡)	使用しようとする土地の面積(㎡)	土地所有者		関係人		備考
	公簿	現況	公簿(㎡)	実測(㎡)			氏名	住所	氏名	住所	
1番2	宅地	宅地	350.51	250.00	200.00	50.00	A (持分2分の1)	○県○市○区○丁目○番	借地権者 C	○県○市○区○丁目○番	
		道路		50.51	30.00	20.51	B (持分2分の1)	○県○市○区○丁目○番	抵当権者 D	○県○市○区○丁目○番	
計			350.51	300.51	230.00	70.51					

別記様式１５－１

2　土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償の見積り及びその内訳の記載例

（イ）　見　積

補償項目／氏　名	収用しようとする土地に対する損失補償見積額	使用しようとする土地に対する損失補償見積額	収用しようとする土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償見積額	使用しようとする土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償見積額	残地に対する損失補償見積額	損失補償見積額計	備　　考
A	3,090,000	20,279			676,275	3,786,554	
B	3,090,000	20,279			676,275	3,786,554	
C			4,120,000			4,120,000	
計	6,180,000	40,558	4,120,000		1,352,550	11,693,108	

抵当権に対する権利消滅補償については、見積ることが困難であるため土地収用法第69条但し書きにより土地に対する損失補償見積額に一括見積とした。

損失補償見積額の積算基礎については別紙のとおり

別記様式１５－２

1　収用しようとする土地に対する損失補償見積額

（ロ）　内　訳

○県○市大字○字○地内

地　番	地　目		全体の面積		収用しようとする土地の面積（㎡）	単　価（1㎡当たり）	損失補償見積額	土地所有者	備　　考
	公　簿	現　況	公　簿（㎡）	実　測（㎡）					
1番2	宅　地	宅　地	350.51	250.00	200.00	0.6	6,000,000	A外1名	完全所有権（50,000 円／㎡及び 10,000 円／㎡）に対する底地権の割合を 60 %とした。
		道　路		50.51	30.00	6,000	180,000		
計				300.51	230.00		6,180,000		

〔留意点〕　共有等持分割合について、説明を要する場合、各人別の内訳を適宜作成すること。

別記様式１５－３

2　使用しようとする土地に対する損失補償見積額の記載例

○県○市大字○字○地内

地番	地目		全体の面積		使用しようとする土地の面積	単価	使用期間	損失補償見積額	土地所有者	摘要
	公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）	（㎡）	（1箇月当たり）				
1番2	宅地	宅地	350.51	250.00	50.00	250	明渡時期から3箇月	37,500	A外1名	50,000×0.06×1／12＝250
		道路		50.51	20.51	50		3,077		10,000×0.06×1／12＝ 50
計			350.51	300.51	70.51			40,577		

損失補償見積額の積算基礎については、別紙のとおり

別記様式１５－４

3　収用しようとする土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償見積額の記載例

○県○市大字○字○地内

地番	地目		全体の面積		使用しようとする土地の面積	単価	損失補償見積額	土地に関する所有権以外の権利者氏名	摘要
	公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）	（㎡）	（1㎡当たり）			
1番2	宅地	宅地	350.51	250.00	200.00	20,000	4,000,000	C	完全所有権（50,000 円／㎡及び 10,000 円／㎡）に対する地上権の割合を 40 ％とした。
		道路		50.51	30.00	4,000	120,000		
計			350.51	300.51	230.00		4,120,000		

損失補償見積額の積算基礎については、別紙のとおり

別記様式１５－５

4　残地に対する損失補償見積額の記載例

○県○市大字○字○地内

地　　番	地　　目		残地面積（㎡）	単　価（1㎡当たり）	損失補償見積額	土地所有者	摘　　要
	公　簿	現　況					
1番2	宅　地	宅　地	50.00	25,000	1,250,000	A外1名	
		道　路	20.51	5,000	102,550		
計			70.51		1,352,550		

損失補償見積額の積算基礎については、別紙のとおり

〔留意点〕

1　申請土地に対する損失補償について、総括表を作成し、順次補償種別ごとの内訳表を作成すること。

2　見積金額に一円未満の端数が生じたときは、補償項目別の地番ごとに四捨五入すること。（施行令第1条の13）

3　権利消滅補償金については、算出の判断基準を内訳表の摘要欄に記載すること。但し、一括見積した場合は、総括表の摘要欄にその旨を記載すること。

別記様式１６

＊記載例

(4)　権利を取得し、又は消滅させる時期 　　権利取得裁決の日より 30 日

〔留意点〕

裁決後の、支払い及び供託事務に要する日数を監督職員の指示を受けること。

別記様式１７

土地調書の記載例①　土地調書の様式は、規則別記様式第8で定められている。

土　　地　　調　　書

1　起業者の氏名及び住所　　国土交通大臣　○　○　○　○
　　東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番3号
2　事業の種類　　一般国道○○号改築工事(○○バイパス)
3　起業地　　イ)収用の部分　　○県○市大字○字○及び字○地内
　　ロ)使用の部分　　○県○市大字○字○地内
4　事業の認定の告示の年月日　　年　　月　　日
5　収用又は使用の手続きを保留した起業地があるときは、手続開始告示の年月日
　　年　　月　　日
6　土地所有者の氏名及び住所
7　関係人の氏名及び住所
8　土地の所在、地番及び地目等

○県○市大字○字○地内

地番	地目		地籍 ㎡		収用しようとする土地の面積 ㎡	使用しようとする土地の面積 ㎡	所有権以外の権利の種類及びその内訳	権利者の氏名	実地の状況
	公簿	現況	公簿	実測					
1番2	宅地		350.51	350.51	230.00	70.51	借地権	C	現況地目 宅地及び道路

上記により、土地収用法第36条及び第37条の規定によって土地調書を作成する。

年　　月　　日

起　業　者　東京都千代田区霞ケ関2丁目1番3号
　　国土交通大臣　○　○　○　○
上記代理人　福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号
　　九州地方整備局長　○　○　○　○
上記代理人　○○県○○市○○番○号
　　九州地方整備局
　　○○工事事務所長　○　○　○　○　印　　(注) 署名によること
立　会　人
　　土地所有者　○　○　○　○　印
　　住　　所
　　借地権者　○　○　○　印　　(注)署名押印とすること。
　　住　　所
　　抵当権者　○　○　○　印
　　住　　所

添付図面　実測平面図

〔留意事項〕

1　事業の種類　　事業認定の告示の官報に記載されたところと同じ表示とすること。

2　起　業　地　　収用、使用の別を分けて記載する必要はない。

3　土地所有者の氏名及び住所

イ）　名義人が死亡し、相続が存する場合の記載例

亡○○　○○　　相続人
○○県○○市○○町○丁目○番地
持分2分の1
○○　○○
○○県○○市○○町○丁目○番地
持分4分の1
○○　○○
○○県○○市○○町○丁目○番地
持分4分の1
○○　○○の
上記の者のうち○○未成年につき法定代理人　親権者
○○県○○市○○町○丁目○番地
持分2分の1
○○　○○

ロ）　所有権について争いがあり所有者不明又は、真の所有者が登記名義人と異なる場合

土地所有者不明
ただし、○○県○○市○○町○丁目○番地
○○　○○
又は、　○○県○○市○○町○丁目○番地
○○　○○

ハ）　名義人が死亡し相続人不存在の場合

土地所有者不明
ただし、○○　○○の相続人

ニ）　土地所有者の住所不明の場合

住所不明
ただし、住民票の住所
○○県○○市○○町○丁目○番地
○○　○○

別記様式１８

明渡裁決申立書

① 明渡裁決申立書の様式は、施行規則別記様式第10の3で定められている。

国九整一用第　　号
年　　月　　日

明　渡　裁　決　申　立　書

下記により、土地収用法第47条の2第3項に規定する明渡裁決を申立をします。

記

1　起業者の名称　　国土交通大臣
2　事業の種類　　一般国道○○号改築工事（○○バイパス）
3　土地の所在、地番及び地目等

○県○市大字○字○地内

地番	地目		全体の面積		収用しようとする土地の面積	使用しようとする土地の面積
	公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）	（㎡）	（㎡）
1番2	宅地	宅地	350.51	250.00	200.00	50.00
		道路		50.51	30.51	20.51

4　権利取得裁決の有無　　無

申立人　起業者　東京都千代田区霞ケ関2丁目1番3号
国土交通大臣　○　○　○　○

上記代理人　福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号

印

九州地方整備局長　○　○　○　○

○○県収用委員会御中

別記様式１９－１

＊法第47条の3第1項第1号に掲げる必要事項を記載した書類の記載例

（イ）　土地の所在、地番、地目及び土地所有者、関係人の氏名及び住所

○県○市大字○字○地内

地番	地目		土地所有者		関係人		摘要
	公簿	現況	氏名	住所	氏名	住所	
1番2	宅地	宅地 道路	A (持分2分の1) B (持分2分の1)	○県○市○区○丁目○番 ○県○市○区○丁目○番	借地権者 C 抵当権者 F公庫代表理事G	○県○市○区○丁目○番 ○県○市○区○丁目○番	

別記様式１９－２

（ロ）　物件の種類及び数量

○県○市大字○字○地内

地番	地目	物件番号	物件の種類	単位	数量	物件所有者	物件に関して所有権以外の権利を有する者
1番2	宅地	1	木造瓦葺平屋	㎡	200	C	F公庫代表理事G
		2	ブロック塀（高さ 2m 厚さ 15cm）	m	30	C	
		3	ブロック造門柱（8段積）	本	2	C	
		4	土間コンクリート（厚さ 6cm）	㎡	20	C	
		5	黒松（樹高 2m 根回り 0.3m）	本	1	A及びB	
		6	まさき（樹高 2m 根回り 0.3m）	〃	5	〃	

〔留意点〕

1　物件所有者及び関係人は、明渡申立ての土地に存する物件のみに権利を有するものを記載すること。従って、土地所有者の有する物件についても、記載すること。

2　物件の存しない土地については、「なし」と記載すること。

別記様式２０－１

＊法第40条第1項第2号ホに掲げるものを除くその他の損失補償の見積及びその内訳の記載例

（イ）　見　積

氏 名	建物移転料	工作物移転料	動産移転料	移 転 雑 費	立竹木補償金	損失補償金	摘 要
C	15,300,000	1,332,400	88,100	519,800		17,240,300	
A					14,450	14,450	
B					14,450	14,450	

抵当権に対する権利消滅補償金については、土地収用法第69条但し書きにより一括見積とした。

別記様式２０－２

（ロ） 内 訳

○県○市大字○字○地内

地番	地目	物件番号	物件の種類	単位	数量	単価	金額	所有者氏名	摘要
1番2	宅地	1	木造瓦葺平屋建物移転料計	㎡	200		15,300,000	C	
		2	ブロック塀（高さ2m厚さ15cm）	m	30	31,600	948,000	C	
		3	ブロック造門柱（8段積）	本	2	18,000	36,000	C	
		4	土間コンクリート（厚さ6cm）	㎡	20	2,550	51,000	C	
			諸経費				258,600		
			消費税相当額				77,600		
			工作物移転料				1,371,200		
			動産移転料	式	1		88,100	C	
			計				88,100		
			移転雑費補償金	式	1		519,800	C	
			計				519,800		
		5	黒松（樹高2m根回り0.3m）	本	1	14,000	14,000	A及びB	
		6	まさき（樹高2m根回り0.3m）	〃	5	1,820	9,100	〃	
			諸経費				5,700		
			消費税相当額				100		
			立木移転料計				28,900		

別記様式２０－３

＊積算の基礎の記載例

<table>
<tr><td colspan="3">損失補償の見積の基礎については、下記に記載する各条文及び各条文に基づき積算した損失補償基準書により、補償金を算定したものである。

記</td></tr>
<tr><td>条　　文
補償項目</td><td>公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱
（昭和37年6月29日閣議決定）</td><td>国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準
（平成13年1月6日国土交通省訓令第76号）</td></tr>
<tr><td>建物移転料</td><td>第24条</td><td>第30条</td></tr>
<tr><td>工作物移転料</td><td>第24条</td><td>第30条</td></tr>
<tr><td>立竹木補償金</td><td>第29条</td><td>第41条</td></tr>
<tr><td>動産移転料</td><td>第27条</td><td>第34条</td></tr>
<tr><td>移転雑費補償金</td><td></td><td>第40条</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

別記様式２１

物件調査の記載例①　物件調書の様式は、施行規則別記様式第9号で定められている。

物　　件　　調　　書

1　起業者の氏名及び住所　　国土交通大臣　○　○　○　○
　　東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番3号
2　事業の種類　　一般国道○○号改築工事(○○バイパス)
3　起業地　　○県○市大字○○字○○及び字○地内
4　事業の認定の告示の年月日　　年　　月　　日
5　収用又は使用の手続きを保留した起業地があるときは、手続開始告示の年月日
　　年　　月　　日
6　土地所有者の氏名及び住所
7　関係人の氏名及び住所
8　物件がある土地の所在

○県○市大字○字○地内

地番	物件番号	物件の種類	単位	数量	物件の所有者の氏名	所有権以外の権利の種類及び内容	所有者以外の権利者の氏名	実地の状況
1番2	1	木造瓦葺平屋	㎡	200	C	抵当権	F公庫代表理事G	
	2	ブロック塀 （高さ2m厚さ15cm）	m	30	C			
	3	ブロック造門柱 （8段積）	本	2	C			
	4	土間コンクリート （厚さ6cm）	㎡	20	C			
	5	黒　　松 （樹高2m根回り0.3m）	本	1	A及びB			
	6	ま さ き （樹高2m根回り0.3m）	〃	5	〃			

上記により、土地収用法第36条及び第37条の規定によって物件調書を作成する。

年　　月　　日

起　業　者　東京都千代田区霞が関2丁目1番3号
　　国土交通大臣　　○　○　○　○
上記代理人　福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号
　　九州地方整備局長　○　○　○　○
上記代理人　○○県○○市○番○号
　　九州地方整備局
　　○○工事事務所長　○　○　○　○　印　　（注）署名となる
立　会　人
　　物件所有者　　○　○　○　○　印
　　住　　所
　　物件所有者　　○　○　○　○　印　　（注）署名押印とすること。
　　住　　所
　　物件所有者　　○　○　○　○　印
　　住　　所

添付図面　実測平面図